本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
総務省		
	復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算について	····· 379
法務省		
	総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定について	····· 386
	在留カードを作成するＩＣカードプリンタの使用状況について	····· 388
外務省		
	啓発宣伝事業等委託費の交付について	····· 391
財務省		
	エンジェル税制に係る申告審理の適正化について	····· 393
	財務局等における警備業務の契約手続及び実施について	····· 397
厚生労働省		
	超重症児（者）入院診療加算等の請求に係る審査について	····· 402
農林水産省		
	漁獲報告システムにおけるデータの蓄積及び同システムへの漁獲情報の送信について	····· 406
国土交通省		
	浚渫（しゅんせつ）工事費の積算における作業船の構成について	····· 412
	緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の設計について	····· 416

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
国土交通省		
	道路メンテナンス事業補助制度の実施状況等について	····· 422
	長期間未供用となっている補助事業で取得した公園用地について	····· 427
防衛省		
	発電設備等の点検整備等業務に係る契約手続及び予定価格の積算について	····· 431
	艦船の定期検査等に係る契約における修賠保険料について	····· 434
	用途廃止された航空機からの部品取りについて	····· 437
国立研究開発法人情報通信研究機構		
	Ｂ5Ｇ事業に係る取得資産の処分手続について	····· 440
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		
	研究施設の運営に係る費用負担について	····· 444
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	トンネル工事等において設置するタイヤ洗浄装置に係る費用の積算について	····· 447
首都高速道路株式会社		
	子会社契約における用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算について	····· 450
	発炎筒の調達契約における納品依頼時の納品期限等の指定について	····· 453

2　検査の結果

(5) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（目次は 19 ページ）

各案件の件名の下には、指摘金額及び背景金額を記載している。金額の前に「(背景金額)」の表記があるものが背景金額、当該表記がないものが指摘金額である(指摘金額及び背景金額の説明については、26 ページ参照)

総務省

復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算について

・見込額を用いた算定額により交付され、適切に精算されておらず、減額調整が行われていなかった額(1)	１７億５５３８万円
・処分制限財産の処分収入が発生していたのに、適切に精算されておらず、減額調整が行われていなかった額(2)	３７２２万円
・(1)及び(2)の計	１７億９２６１万円

1　震災復興特別交付税の概要等

(1) 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）に基づき、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税（以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。）を平成23年度から交付している。

また、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」（平成23年総務省令第155号）等を毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）を定めている（以下、23年度から令和6年度までに制定されたこれらの省令を総称して「復興特交省令」という。）。

震災復興特別交付税の算定事項には、国の補助金等（復興特交省令の別表に定められた補助金等）を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額（以下「地方負担額」という。）として総務大臣が調査した額等がある。

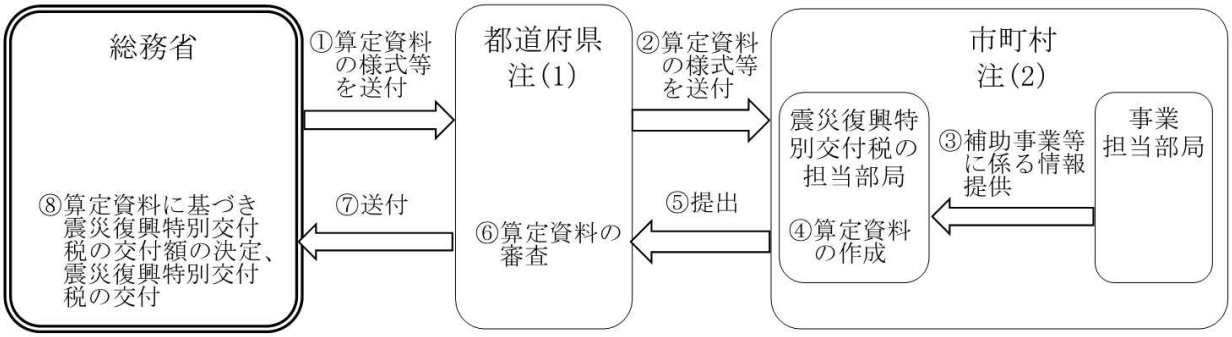
(2) 復興交付金基金事業の概要

復興特交省令の別表に定められた補助金等の一つである東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業等を記載した復興交付金事業計画に基づく事業（以下「復興交付金事業」という。）に要する経費に充てるために国が交付するものである。平成23年度から令和4年度まで実施された復興交付金事業は、被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤の嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施する漁業集落防災機能強化事業（以下「漁集事業」という。）等の40分類の基幹事業等によって構成されており、さらに、市町村等において、事業を執行する個別の地区等に応じて基幹事業等を細かく分類した事業（以下「個別事業」という。）ごとに事業の執行状況等が管理されている。市町村等は、復興交付金の交付を受けるに当たり、単年度事業又は復興交付金により造成した基金を取り崩して複数年度にわたり実施する事業（以下、補助金等により造成した基金を取り崩して複数年度にわたり実施する事業を「基金事業」といい、このうち、復興交付金に係る基金事業を「復興交付金基金事業」という。）のいずれかを選択することとなっているが、そのほとんどが復興交付金基金事業として実施されている。また、基幹事業のうち漁集事業等は、事業で取得等した土地等の財産について、事業完了後に売却等により処分することが想定された事業となっている。

(3) 震災復興特別交付税の額の算定等

震災復興特別交付税の額の決定等の時期（以下「算定時期」という。）は、平成23年度については24年3月、24年度以降については各年度の9月及び3月となっており、算定事務の流れは、図表1のとおりとなっている。

図表1　震災復興特別交付税の算定事務の流れ（市町村が算定資料を作成する場合の例）



注(1)　東京都は、都内の市町村が作成した算定資料の審査等を行っている。
注(2)　道府県が補助事業等を実施する場合等には、道府県が算定資料を作成する。

総務省は、算定時期ごとに、震災復興特別交付税の額の算定に用いる財政需要に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）の様式を、算定資料の記載内容や記載方法等を定めた記載要領等と合わせて都道府県及び市町村に送付している（図表1①及び②）。

道府県及び市町村においては、震災復興特別交付税の担当部局が復興交付金事業等の担当部局（以下「事業担当部局」という。）から提供を受けた復興交付金事業等に係る経費の情報を活用することなどにより、地方負担額に事務費を加算するなど所定の調整を行った額（以下「算定額」という。）を算定するなどして、算定資料を作成している（同③及び④）。

算定資料の一つである確認表は、震災復興特別交付税の算定年度等別に様式が分かれており、復興特交省令の別表に定められた補助金等について震災復興特別交付税の算定に必要な事業費、地方負担額等を記載することとなっている（以下、各様式に地方負担額等を記載する単位を「算定単位」という。）。そして、基金事業に係る地方負担額を基礎として算定される震災復興特別交付税に関して、道府県及び市町村において、基金を取り崩して事業を実施した場合に、確認表に当該事業の地方負担額に対応する算定単位を新たに設けて、実績額又はその見込額を記載することとなっている。

都道府県は、地方交付税法に基づき、市町村から提出を受けた算定資料について、審査を行った上で総務省に送付している（同⑤、⑥及び⑦）。

総務省は、道府県及び市町村から提出等された算定資料に基づき、震災復興特別交付税の額を決定して交付している（同⑧）。

(4) 震災復興特別交付税の精算等

震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いるなどとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後の算定時期に作成する算定資料において、見込額を実績額に修正して精算することとされている。このため、道府県及び市町村において、確認表の算定単位に係る地方負担額等について、交付決定額等の見込額を記載した場合は、実績額が確定した後の算定時期に、実績額に修正することとなっている。

また、復興特交省令によれば、総務大臣は、前年度以前に算定した震災復興特別交付税の額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回ったことにより震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大に算定された額に相当する額（以下「過大算定額」という。）を当該年度の9月分又は3月分の交付額から減額すること（以下「減額調整」という。）などとされている。そして、総務省は、道府県及び市町村から、算定資料により、精算により生じた過大算定額等を報告させて、当該報告が行われた算定時期の算定額から過大算定額を差し引いて減額調整を行っている（図表2参照）。また、算定額が過大算定額を下回っている場合には、過大算定額の全額を対象に減額調整を行えないこととなるが、減額調整が未完了となった額は、次回の算定時期において、減額調整が行われるなどすることと

なっている。

図表2　震災復興特別交付税の精算等の概念図

【補助事業等の開始時等に見込額により算定する場合の確認表の例】
①交付決定通知等の算出根拠に基づき、事業費100千円に対して補助金が50千円交付される見込みとなる場合、地方負担額の見込額は50千円となる。
②事務費等の所定の調整額が10千円であった場合、算定額は60千円となる。
③総務省は、報告された算定額に基づき、震災復興特別交付税の交付額を決定する。

（単位：千円）

	補助金等名	算定団体名	事業費 a	補助金等交付額 b	地方負担額 c=a−b	事務費等の所定の調整額 d	算定額 e=c+d
算定単位	A補助金	B市	100	50	50	10	60
	…	…	…	…	…	…	…

【補助事業等の完了後に実績額により精算する場合の確認表の例】
①実績報告書等の算出根拠に基づき、事業費80千円に対して補助金が40千円交付されることになる場合、地方負担額の実績額は40千円に修正される。
②事務費等の所定の調整額が10千円であった場合、算定額は50千円となる。
③見込額による算定時に算定額は60千円と報告されていたことから、差額の10千円が過大算定額として報告される。
なお、総務省は、報告された過大算定額を基に減額調整を行う。

（単位：千円）

補助金等名	算定団体名	事業費 a	補助金等交付額 b	地方負担額 c=a−b	事務費等の所定の調整額 d	算定額 e=c+d
A補助金	B市	80	40	40	10	50
…	…	…	…	…	…	…

（注）本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

復興交付金基金事業は令和4年度までに終了しており、復興交付金基金事業に係る地方負担額を基に算定される震災復興特別交付税（以下「復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税」という。）について精算が完了している状況にあると考えられる。そして、平成23年度から令和6年度までの間に震災復興特別交付税の額の算定の基礎となった基金事業に係る地方負担額計7458億9516万余円のうち、復興交付金基金事業に係る地方負担額は計6654億6345万余円と多くを占めている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税が適切に精算されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成23年度から令和6年度までに岩手、福島、茨城、千葉各県及び4県管内の43市町村(注)に交付された復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税計2646億9492万余円を対象として、4県及び43市町村において、復興交付金基金事業に係る完了実績報告書、算定資料等の関係書類を徴して確認するなどするとともに、総務本省において、震災復興特別交付税を適切に精算させるための取組の実施状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注）　43市町村　　宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石、会津若松、いわき、白河、須賀川、相馬、南相馬、日立、高萩、北茨城、ひたちなか、鹿嶋、潮来、神栖、千葉、旭、我孫子、浦安、香取、山武各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田、岩泉、九戸郡洋野、伊達郡桑折、岩瀬郡鏡石、西白河郡矢吹、東白川郡矢祭、双葉郡広野、楢葉、富岡、浪江、相馬郡新地、東茨城郡大洗各町、下閉伊郡田野畑、普代、九戸郡野田、相馬郡飯舘、那珂郡東海各村

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算されていな

かった事態

岩手、福島、茨城、千葉各県及び4県管内の43市町村は、復興交付金基金事業を平成23年度から令和4年度までの間に実施していた。このうち、岩手県及び4県管内の13市町村は、平成23年度から令和6年度までの間に、復興交付金基金事業に係る算定額を計697億2295万余円として総務省に報告するなどして、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、岩手県及び13市町村は、上記の算定額を算定するに当たり、事業が完了するなどして復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額が確定していたにもかかわらず、その後の算定時期における算定資料を作成する際に、算定単位に係る地方負担額を見込額のままとし、又は、誤った額に修正していて適切に精算しておらず、震災復興特別交付税計17億5538万余円が過大に交付されていた(図表3参照)。

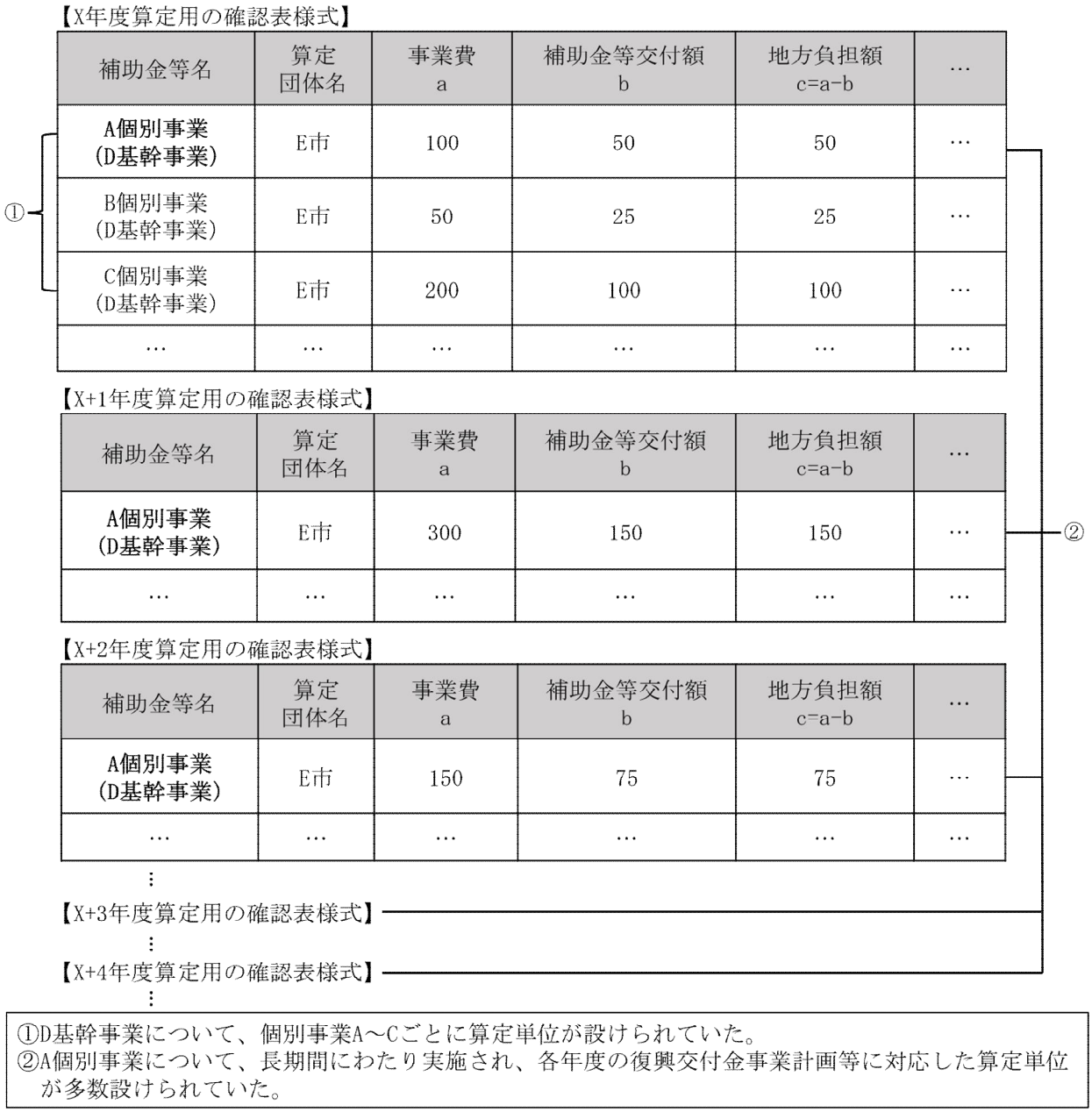
図表3　岩手県及び13市町村に対して過大に交付されていた震災復興特別交付税の額

（単位：千円）

県名	市町村等名	過大に交付されていた震災復興特別交付税の額
岩手県	岩手県	179,811
	大船渡市	9,118
	田野畑村	331,518
	野田村	7,938
福島県	白河市	1,981
	相馬市	14,796
	南相馬市	142,642
	矢吹町	3,307
	矢祭町	1,490
	広野町	631
	富岡町	300,155
	新地町	552,799
茨城県	潮来市	208,316
千葉県	山武市	886
計		1,755,388

そこで、岩手県及び13市町村の算定資料をみたところ、基幹事業について細かく分類した個別事業ごとに算定単位が設けられていたこと（図表4①）、一つの個別事業について、長期間にわたり実施され、各年度の復興交付金事業計画等に対応した算定単位が設けられていたことなどから、震災復興特別交付税の算定が行われた基幹事業数に比べて、算定単位数は多数に上っていた（同②）。

図表4　復興交付金基金事業において多数の算定単位が設けられている状況の概念図



①D基幹事業について、個別事業A～Cごとに算定単位が設けられていた。
②A個別事業について、長期間にわたり実施され、各年度の復興交付金事業計画等に対応した算定単位が多数設けられていた。

（注）本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

算定単位数が多数に上っていることにより復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額との対応関係の把握が困難になることに加えて、長期間にわたり事業が実施される過程で事業計画が変更されることもあることから、震災復興特別交付税の適切な精算を行うためには、それぞれの算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理して、震災復興特別交付税の担当部局において確実に引継ぎを行うなどする必要がある。

しかし、岩手県及び13市町村においては、算定単位に係る地方負担額の算出根拠が適切に整理等されていなかった。

このため、震災復興特別交付税の精算時において、復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額をどの算定単位に反映させるのかが判断できず、算定単位に係る地方負担額を見込額のままにしておくなどしていて、適切に精算されていなかったと認められた。

また、震災復興特別交付税の適切な精算を行うためには、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等する必要があるのに、総務省は、道府県及び市町村に対して、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等するよう促す取組を行っていなかった。

前記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

新地町は、復興交付金基金事業を平成23年度から令和3年度までの間に実施していた。そして、復興交付金基金事業に係る算定額について、平成23年度から令和6年度までの間に、計66億4372万余円と算定して総務省に報告するなどしており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、同町は、上記の算定額を算定するに当たり、5年2月までに復興交付金基金事業の額が確定したことに伴い、地方負担額の実績額が確定していたにもかかわらず、その後の算定時期における算定資料の作成に当たり、地方負担額を見込額から実績額に修正すべきところ見込額のままとするなどして適切に精算していなかったため、震災復興特別交付税5億5279万余円が過大に交付されていた。

同町に、震災復興特別交付税が適切に精算されていなかった理由を確認したところ、長期間継続して実施される復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の算定事務を行うに当たり、精算時への影響についての理解が不足していたことから、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等していなかったなどのためであるとしていた。

(2) 事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生していたのに、震災復興特別交付税について適切に精算されていなかった事態

前記のとおり、復興交付金事業の基幹事業のうち漁集事業等は、事業で取得等した土地等の財産について、事業完了後に売却等により処分することが想定された事業となっている。当該処分により処分収入が発生した場合には、地方負担額が減額されることになり、算定額が過大となるため、震災復興特別交付税を精算する必要がある。

そこで、前記の4県及び43市町村における漁集事業等の事業完了後の土地等の財産の処分状況を確認したところ、3市町は、事業完了後に処分制限財産を有償譲渡して処分収入が発生していた。しかし、震災復興特別交付税について、処分収入が発生したことにより、算定額が過大になっていたのに、適切に精算しておらず、計3722万余円の震災復興特別交付税が過大に交付されている事態が見受けられた（図表5参照）。

図表5　3市町に対して過大に交付されていた震災復興特別交付税の額

（単位：千円）

県名	市町村等名	過大に交付されていた震災復興特別交付税の額
岩手県	釜石市	36,023
福島県	いわき市	934
	新地町	272
計		37,229

3市町の震災復興特別交付税の担当部局に対して、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生していたのに震災復興特別交付税を適切に精算していなかった理由を確認したところ、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した場合に、震災復興特別交付税の精算が必要であることを認識していなかったこと、処分制限財産に係る処分収入の発生状況等について、事業担当部局との間で適切に情報共有がなされていなかったことのためとしていた。

総務省は、道府県及び市町村に対して、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生したことにより算定額が過大になった場合には、震災復興特別交付税について適切に精算する必要があることを明確に示していなかった。

このように、震災復興特別交付税の算定事務が適切に行われていなかったことにより、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、岩手県及び13市町村において、震災復興特別交付税を適切に精算するための算定事務に関する理解が十分でなかったこと、3市町において、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した際に震災復興特別交付税を適切に精算することの必要性についての認識が欠けていたこと、総務省の確認及び4県の審査が十分でなかったことなどにもよるが、総務省において、次のことなどによると認められた。

ア　道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等するよう促す必要性について認識が欠けていたこと

イ　道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税について、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生したことにより算定額が過大になった場合には、適切に精算する必要があることを明確に示していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、総務省は、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア　過大に交付されていた震災復興特別交付税について、8年9月の算定時期までに、岩手県及び15市町村（(1)の事態に係る13市町村及び(2)の事態に係る3市町の純計）に精算させて、当該精算の結果に基づき、8億4403万余円の減額調整を行った。また、減額調整が未完了となっている9億4858万余円については、4市町村との間で、8年度以降に、復興特交省令等に基づき減額調整を行うなどしていくことを確認した。

イ　8年9月に都道府県等に対して通知を発して、道府県及び市町村に対して、精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で、実績額に修正することの必要性について周知した。また、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した場合には震災復興特別交付税について適切に精算すること及び震災復興特別交付税の担当部局と事業担当部局との間で処分制限財産の処分状況に係る情報共有を図ることの必要性を明確にした上で、周知した。

ウ　イの通知により、道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税について、適切に精算されているか点検することを求めるとともに、算定資料の一つである確認表に新たに項目を設けて、当該項目に点検の予定時期を設定させ、かつ、点検の実施状況を定期的に報告させる体制を整備した。また、点検の速やかな実施に向けて必要な助言を行うとともに、審査を行う都道府県に対して、点検の予定時期が到来しているのに点検が実施されていない算定単位について、市町村に実施状況を確認するよう助言した。

法務省

総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定について

・技術者料金に係る諸経費を予定価格に重複して計上していた更新整備契約等に係る低減できた諸経費の積算額　１億３９８０万円

1　総合警備システム等の更新整備契約等の概要

(1) 矯正施設における総合警備システム等の概要

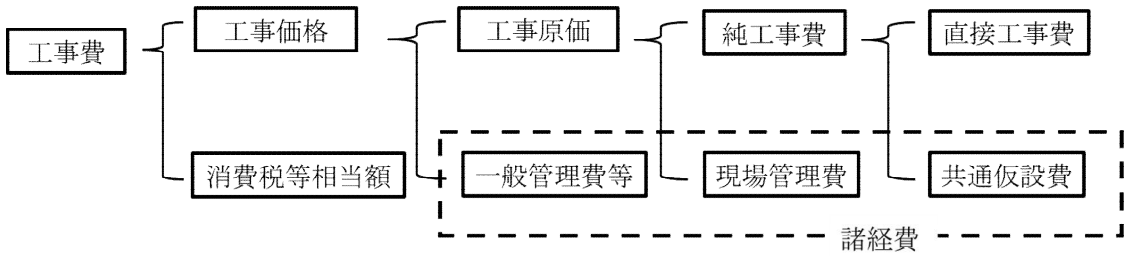
法務省は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）、少年院法（平成26年法律第58号）又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所（以下、これらを合わせて「矯正施設」という。）の管理運営を行っている。同省は、矯正施設の保安警備力の強化を図るために、監視システム、防犯線システム等により構成される総合警備システムのほか、これに連携する非常電鈴設備等（以下、これらを合わせて「総合警備システム等」という。）を整備している。そして、同省は、令和3年12月に策定した「総合警備システム整備方針」に基づくなどして、総合警備システム等について、経年劣化による機能低下を防止するなどのための更新整備（新たなシステムの構築等のソフトウェア開発等を含む。）及び安全かつ効率的な運用・管理を図るための保守点検を実施している。

(2) 更新整備契約等に係る予定価格の算定

総合警備システム等の更新整備契約及び保守点検業務契約（以下、これらを合わせて「更新整備契約等」という。）について、各矯正施設は、仕様書等を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事積算基準」（平成15年国営計第196号）等を用いて費用ごとに区分して積み上げる方法等により、予定価格を算定している。

公共建築工事積算基準を用いる場合は、材料費、労務費、機械器具費等の直接工事費を算出し、これに、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に相当する額を諸経費として加えるなどして工事費を算定している（図参照）。そして、共通仮設費は、直接工事費に所定の率を、現場管理費は、直接工事費と共通仮設費を合算した純工事費に所定の率を、一般管理費等は、純工事費と現場管理費を合算した工事原価に所定の率をそれぞれ乗ずるなどして算出している。

図　工事費の構成



各矯正施設は、直接工事費等を費用ごとに区分して積み上げる方法により予定価格を算定する場合に用いる材料費、労務費、機械器具費等の単価及び価格（以下「価格等」という。）について、市販の積算参考資料（以下「積算参考資料」という。）に掲載されている価格等、インターネット等において公表されている販売会社等の価格等、過去に同種案件を受注したことがある複数の業者から徴した参考見積りのうち最も低い価格等、又はこれらを比較して最も低い価格等を採用するなどしている。

直接工事費等のうち、ソフトウェア開発業務及びシステム運用・管理業務（以下「ソフトウェア開発業務等」という。）に係る費用については、積算参考資料に掲載されているソフトウェア開発業務等の技術者料金（以下「技術者料金」という。）を用いて算出することもある。技術者料金には、ソフトウェア開発業務等に従事する技術者の人件費のほか諸経費が含まれるものもある。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、4年度から7年度までの間に各矯正施設が締結した契約（契約額が250万円未満のものは除く。）のうち、5年度から7年度までの間に履行が完了した94矯正施設(注1)に係る総合警備システム等の更新整備契約等計185件、契約額計53億0870万余円を対象として、法務本省及び15矯正施設において、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の94矯正施設から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注1）　94矯正施設　　45刑務所、6少年刑務所、6拘置所、15少年院、22少年鑑別所

（検査の結果）

検査したところ、上記の94矯正施設に係る総合警備システム等の更新整備契約等185件のうち、67矯正施設の122件については、積算参考資料に掲載されている価格等を用いるなどして、直接工事費等を費用ごとに区分して積み上げる方法により予定価格を算定していた。このうち5矯正施設(注2)の8件（契約額計10億2377万余円）については、積算参考資料に掲載されている技術者料金を用いるなどして直接工事費等を算出した上で、これに所定の率を乗じて算出した諸経費を計上するなどして予定価格を計10億8469万余円（うち諸経費の積算額計2億2008万余円）と算定していた。

しかし、5矯正施設が積算に用いた技術者料金は、既に諸経費が含まれているものであったことから、技術者料金に係る諸経費が予定価格に重複して計上されていた。

（注2）　5矯正施設　　札幌、府中両刑務所、東京、立川、大阪各拘置所

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

東京拘置所は、令和7年5月に、「東京拘置所外構センサ等更新整備一式」に係る契約を契約額2億1120万円で締結している。この契約は、同拘置所に設置されている総合警備監視システムのうち外構センサ関連の機器を更新するとともに、外構センサ監視制御システムを設計・開発するなどして新たに構築し、総合警備監視システムと連携させることにより、機能の集約・効率化を行うものである。

本件契約の予定価格の算定に当たり、同拘置所は、ソフトウェア開発業務に係る費用については積算参考資料に掲載されている技術者料金を用いるなどして直接工事費を算出した上で、これに所定の率を乗じて諸経費を3969万余円と算出するなどして、予定価格を2億1339万余円と算定していた。

しかし、同拘置所が積算に用いた技術者料金は、既に諸経費が含まれているものであったことから、技術者料金に係る諸経費が予定価格に重複して計上されていた。

上記の諸経費に係る積算額3969万余円について、技術者料金に係る諸経費を計上しないこととして修正計算すると、747万余円となり、積算額を3222万余円低減できることになる。

このように、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定に当たり、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いる場合に、技術者料金に係る諸経費を予定価格に重複して計上していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

更新整備契約等8件の予定価格の算定における諸経費の積算額2億2008万余円について、既に諸経費が含まれている技術者料金に係る諸経費を計上しないこととして修正計算すると、計8019万余円となり、積算額を約1億3980万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、5矯正施設において、積算参考資料に掲載されている技術者料金の内容の確認が十分でなかったことにもよるが、法務本省において、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いてソフトウェア開発業務等に係る費用を算出する場合の積算方法を具体的に示すなどの指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、法務本省は、8年8月に各矯正施設等に対して事務連絡を発出して、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格が適切に算定されるよう、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いてソフトウェア開発業務等に係る費用を算出する場合の具体的な積算方法を周知するなどの処置を講じた。

法務省

在留カードを作成するＩＣカードプリンタの使用状況について

・使用が見込まれないことからＦＥＩＳ端末に接続されていなかったＩＣカードプリンタの調達価格相当額(1)	４２７２万円
・使用状況調査票において在留カードの作成枚数が0枚となっていたＩＣカードプリンタの調達価格相当額(2)	２７４１万円
・(1)及び(2)の純計	５６５１万円

1　在留カード等の概要

(1) 在留カード及びＩＣカードプリンタの概要

出入国在留管理庁（平成31年3月31日以前は法務省。以下同じ。）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るなどのため、我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、3か月以下の在留期間が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者等を除く者（以下「中長期在留者」という。）に対して、氏名、生年月日、性別、在留資格等（以下、これらを「管理情報」という。）が記載された在留カードを交付している。同庁には、地方支分部局として地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」という。）が設置されており、地方入管局は、本局並びに主要な空港等に置かれている支局及び出張所において、中長期在留者に対する在留資格審査、在留カードを交付する在留管理等の業務を行っている。在留カードは、外国人出入国情報システム(注1)（Foreigners Entry and departure Information System）の端末（以下「ＦＥＩＳ端末」という。）に接続されているＩＣカードプリンタ（以下「プリンタ」という。）に、管理情報をデータとして格納するＩＣチップが内蔵されたＩＣカード等の消耗品を補充して、ＦＥＩＳ端末を操作することにより作成されている。

出入国在留管理庁本庁（以下「本庁」という。）は、在留カードの作成のために地方入管局に配備するプリンタを購入契約又は賃貸借・保守契約により調達しており、購入契約で調達したプリンタの保守については、別途、保守契約を締結している。賃貸借・保守契約及び保守契約の仕様書によれば、プリンタに障害が発生した場合には、保守業者は、原則として障害連絡を受けた翌日までに現地に代替機を持参して保守対応することとされており、必要に応じて障害が発生したプリンタと代替機の入替えを行うことなどとされている。令和7年12月時点で、プリンタは、地方入管局の本局、支局及び出張所の審査窓口、事務室等に700台（平成27年度以降に購入契約で調達した171台、賃貸借・保守契約で調達した529台）が配備されている。

また、本庁は、毎月、ＩＣカード等の消耗品の在庫数量を把握するために、プリンタごとにＩＣカードの使用枚数等を記録する在留カード等消耗品使用状況調査票（以下「使用状況調査票」という。）を地方入管局に提出させている。

（注1）　外国人出入国情報システム　　外国人の管理情報、出入国情報等が登録され、在留カードの発行機能を有している。

(2) 国における物品管理の概要

物品管理法（昭和31年法律第113号）によれば、各省各庁の長は、その所管に属する物品の取得、供用等（以下「管理」という。）を行うこととされている。また、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員（以下「物品管理官等」という。）は、物品の効率的な供用等のため必要があると認めるときは、各省各庁の長等の承認を経て、物品の管理換をすることができることとされている。

同庁では、前記700台のプリンタを物品として管理しており、地方入管局で管理する物品については、地方入管局に置かれている物品管理官等が管理することとなっており、当該物品の管理換をすることができることとなっている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、効率性、有効性等の観点から、在留カードを作成するプリンタは地方入管局に効率的に配備され、有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、8地方入管局(注2)に配備されたプリンタ700台（購入契約で調達した171台の物品管理簿価格1億5604万余円、賃貸借・保守契約で調達した529台の令和2年度から7年度までの間におけるプリンタの賃貸借に係る支払相当額3億3927万余円（以下、物品管理簿価格及びプリンタの賃貸借に係る支払相当額を合わせて「調達価格相当額」という。）、調達価格相当額計4億9531万余円）を対象として、本庁及び8地方入管局において、物品管理簿等の関係書類及び配備後の使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、使用状況調査票等の提出を受けて、その内容を集計するなどして検査した。

（注2）　8地方入管局　　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各出入国在留管理局

（検査の結果）

8地方入管局に配備されたプリンタ700台について、現地の状況を確認するなどしたところ、表のとおり、5地方入管局(注3)に配備された62台（調達価格相当額計4272万余円）については、7年6月から同年12月までの間の会計実地検査時点において、使用が見込まれないことから、ＦＥＩＳ端末に接続されることなく、障害発生時の対応のための代替機等として倉庫、事務室等に保管されていて、在留カードの作成のために使用されていなかった。しかし、前記のようにプリンタの障害発生時には、保守業者により必要に応じて代替機との入替えが行われること、それぞれの配備先には複数台のプリンタがあり、正常に稼働する他のプリンタを活用できることなどから、地方入管局に代替機を配備しておく必要はないと認められた。

また、使用状況調査票が保存されていた4年3月から7年11月までの間における各プリンタの使用状況について、ＩＣカードの使用枚数を集計することなどにより確認したところ、6地方入管局(注4)に配備された63台（同計2741万余円）については、同期間を通じて在留カードの作成枚数が0枚となっていて、使用されていなかった。このうち、4地方入管局(注5)に配備された22台（同計1362万余円）については、上記の会計実地検査時点においてＦＥＩＳ端末に接続されていなかったプリンタ62台と重複している。

これらの在留カードの作成のために使用されていなかったプリンタについて、重複分を除くと、7地方入管局(注6)の103台（同計5651万余円）となる。

（注3）　5地方入管局　　東京、名古屋、大阪、広島、高松各出入国在留管理局
（注4）　6地方入管局　　札幌、東京、名古屋、大阪、高松、福岡各出入国在留管理局
（注5）　4地方入管局　　東京、名古屋、大阪、高松各出入国在留管理局
（注6）　7地方入管局　　札幌、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各出入国在留管理局

表　8地方入管局に配備されたプリンタの状況　（単位：台、千円）

地方出入国在留管理局名	配備されたプリンタ		使用が見込まれないことからＦＥＩＳ端末に接続されていなかったプリンタ		使用状況調査票において在留カードの作成枚数が0枚となっていたプリンタ		左のうち使用が見込まれないことからＦＥＩＳ端末に接続されていなかったプリンタ		在留カードの作成のために使用されていなかったプリンタ	
	(A)		(B)		(C)		(D)		(B) ＋ (C) － (D)	
	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額
札幌	25	18,233	0	0	1	611	0	0	1	611
仙台	20	13,316	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	322	239,164	39	29,768	10	8,455	6	5,492	43	32,732
名古屋	103	78,798	10	7,737	10	8,285	6	5,020	14	11,002
大阪	92	61,023	8	1,619	10	2,024	8	1,619	10	2,024
広島	30	21,232	1	881	0	0	0	0	1	881
高松	13	8,763	4	2,717	3	2,375	2	1,493	5	3,598
福岡	95	54,783	0	0	29	5,661	0	0	29	5,661
計	700	495,315	62	42,724	63	27,414	22	13,625	103	56,513

注(1)　令和4年4月以降に配備されたプリンタについては、配備以降の使用実績を集計している。
注(2)　（D）のプリンタ22台は、（B）の62台と重複している。

一方で、本庁に対して、上記7地方入管局の中の複数の地方入管局から、外国人入国者の増加に伴う審査待ち時間の短縮につながることや中長期在留者数の増加に伴う在留資格に係る各種申請が増加していることなどを理由として、5年度計27台、6年度計31台、7年度計42台と毎年度プリンタの増設要望がなされている状況となっていた。

しかし、本庁は、使用状況調査票を活用していなかったことなどから、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握しておらず、使用されていないプリンタがあることを認識していなかった。このため、本庁は、使用されていないプリンタについて地方入管局に置かれている物品管理官等に管理換を行わせるなどの対策を講じていなかった。

このように、本庁において、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握しておらず、有効活用を図るための対策を講じていなかったために使用されていないプリンタがあった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、本庁において、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握して、使用されていないプリンタについて有効活用が図られるよう地方入管局に適切な指示を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、本庁は、次のような処置を講じた。

ア　地方入管局に対して、8年6月に、通知を発するなどして、使用されていないプリンタについては、原則として自局管内での移設等による活用を図ること、なお使用されていないプリンタがある場合には、他の地方入管局への管理換を検討できるよう本庁に相談することなどを周知した。

イ　本庁において、8年6月に、使用状況調査票を活用して地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握した上で、自局管内での使用が見込まれないプリンタについては、他の地方入管局への管理換を行わせるなどの有効活用を図るための体制を整備した。

外務省

啓発宣伝事業等委託費の交付について

・過大に交付されていた啓発宣伝事業等委託費の額	１６６４万円

1　啓発宣伝事業の概要等

(1) 啓発宣伝事業等の概要

外務省は、啓発宣伝事業等委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、毎年度、公益財団法人フォーリン・プレスセンター（以下「ＦＰＣＪ」という。）が実施する外国報道関係者に対する日本関連情報提供、我が国での取材協力等の事業（以下「啓発宣伝事業」という。）に対して、同法の適用を受ける補助金等として啓発宣伝事業等委託費（以下「啓発宣伝費」という。）を交付している。また、ＦＰＣＪは、同事業のほか、別途同省との請負契約に基づく現場視察や地元関係者に対する取材等の機会を提供するプレスツアー事業、及び地方公共団体等からの受託事業を実施するなどしている。

(2) 啓発宣伝費に係る実績報告書等の審査

交付要綱によれば、啓発宣伝費は、啓発宣伝事業を実施するために必要な経費のうち、外務省が認める経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付することとされており、ＦＰＣＪは、他の経理と区分してその使途を明らかにしておかなければならないこととされている。また、啓発宣伝費として計上できる経費は、事業費及び管理費とされており、事業費には取材協力費等を、管理費には賃借料、庁費等の管理事務費等をそれぞれ計上できることとされている。

ＦＰＣＪは、啓発宣伝費の交付を受けようとするときは交付申請書及び事業計画書を、啓発宣伝事業が完了したときは実績報告書及び収支報告書を、それぞれ外務省に提出することとされている。また、外務省は、これらの書類の提出を受けたときは、それぞれ審査を行った上で、啓発宣伝費の交付決定及び額の確定を行うこととなっている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性等の観点から、実績報告書等の審査に当たり経費の内容の確認は適切に行われているか、対象経費については、他の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費が計上されているかなどに着眼して、令和5、6両年度にＦＰＣＪに交付した啓発宣伝費計2億7838万余円を対象として、外務本省及びＦＰＣＪにおいて、啓発宣伝事業に係る実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、外務省は、実績報告書等の審査に当たり、啓発宣伝事業に係る経費の内容及びその算出根拠を確認する必要があるにもかかわらず、証拠書類等を確認することなく額の確定等を行っていた。

そこで、啓発宣伝費の対象経費の計上内容等について確認したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 啓発宣伝事業に従事していない日に係る人件費等を事業費として計上していたため、啓発宣伝費が過大に交付されていた事態

ＦＰＣＪは、啓発宣伝事業の実績報告書等において、事業費のうち人件費等として5、6両年度で計1億4146万余円を計上しており、外務省は、これに基づき同額を交付していた。

一方、ＦＰＣＪは、啓発宣伝事業の実施に当たり、職員の業務の従事状況について業務日誌等の資料を整備していなかった。外務省は、従事状況を確認しないまま、ＦＰＣＪから申請された事業費全額について交付していた。

そこで、ＦＰＣＪの職員の業務の従事状況について出勤簿等により確認したところ、職員が休

暇を取得し又は他の事業に従事していて啓発宣伝事業に従事していない日が、5、6両年度で延べ836人日見受けられ、計上されていなかった人件費等を考慮するなどしても、5、6両年度において、啓発宣伝費計280万余円が過大に交付されていた。

(2) 啓発宣伝事業以外の事業に係る管理事務費等を管理費として計上していたため、啓発宣伝費が過大に交付されていた事態

ＦＰＣＪは、啓発宣伝事業の実績報告書等において、管理費として5、6両年度で計9932万余円を計上しており、外務省は、これに基づき同額を交付していた。

一方、ＦＰＣＪは、前記のとおり啓発宣伝事業以外の事業も実施しているにもかかわらず、管理費について他の事業に係る経費を区分することなく計上していた。外務省は、啓発宣伝事業を実施するために要した経費として妥当であるかの確認を行わないまま、ＦＰＣＪから申請された管理費の額をそのまま交付していた。

そこで、啓発宣伝事業と他の事業とで区分することなく計上されていた管理費を、啓発宣伝事業を実施するために要した経費と他の事業に要した経費に応じて案分することとすると、計上されていなかった管理費を考慮するなどしても、5、6両年度において、啓発宣伝費計1383万余円が過大に交付されていた。

このように、ＦＰＣＪが啓発宣伝費の対象経費に啓発宣伝事業を実施するために要した経費以外の経費を計上していたのに、外務省において、実績報告書等の審査に当たり、ＦＰＣＪが計上した経費の内容及びその算出根拠を確認しないまま額の確定等を行っていて、啓発宣伝費が5、6両年度で計1664万余円が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、ＦＰＣＪにおいて、啓発宣伝事業に要した経費以外は対象経費とならないことについての認識が欠けていたことにもよるが、外務省において、次のことなどによると認められた。

ア　啓発宣伝事業の対象経費が適切に計上されているかを確認するなどの実績報告書等の審査が適切に行われていなかったこと

イ　他の事業に係る経費と区分することが困難な管理費について、合理的な基準により案分するなどして啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上できるような交付要綱等の様式としていなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、次のような処置を講じた。

ア　8年9月に、5、6両年度に過大に交付されていた啓発宣伝費計1664万余円についてＦＰＣＪから返還させた。また、関係書類が保存されていた3、4両年度にＦＰＣＪに交付した啓発宣伝費についても外務省において確認を行い、同様の事態が判明したことから、過大に交付されていた啓発宣伝費計1081万余円について返還させた。

イ　8年8月に、交付要綱及び新たに作成した啓発宣伝費に係るマニュアルに、ＦＰＣＪにおいて業務日誌を適切に作成すること及び啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、対象経費が適切に計上されているかを確認するための審査を適切に実施できるようにするとともにＦＰＣＪに対してこれらを通知するなどした。

財務省

エンジェル税制に係る申告審理の適正化について

・特定株式等の譲渡時に調整計算が行われておらず、適正な申告がなされていない納税義務者に係る所得税等の額の増加見込額（試算額）　３８９４万円
・特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに登録されていないため、調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない状況となっていた納税義務者が特定株式等の取得に要した金額　（背景金額）７４億６７０６万円

1　エンジェル税制の概要等

(1) エンジェル税制における課税の繰延べ措置の概要

エンジェル税制とは、新たな産業及び雇用の創出の担い手となるスタートアップに対する投資の一層の促進を図る観点から、個人がスタートアップへ投資を行った場合に講じられる租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）上の特例措置の一つであり、一時的にその課税を猶予する課税の繰延べ措置等がある。

個人がエンジェル税制における課税の繰延べ措置の適用を受ける特定株式(注1)又は特定新規株式(注2)（以下、これらを合わせて「特定株式等」という。）を取得した場合、取得した年分の株式等に係る譲渡所得等の金額又は総所得金額等に対する課税が当該特定株式等の譲渡時まで繰り延べられることになる。その概要は次のとおりである。

ア　個人が平成15年4月1日以後に内国法人のうちその設立の日以後10年を経過していない株式会社等に係る特定株式を払込みにより取得した場合に、措置法第37条の13等の規定に基づき、その取得に要した金額を、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する（以下、この措置を「譲渡益控除の特例」という。）。

イ　個人が20年4月1日以後に内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない株式会社等に係る特定新規株式を払込みにより取得した場合に、措置法第41条の19（（注2）参照）等の規定に基づき、その取得に要した金額について、その年分の総所得金額等の40％相当額又は800万円（令和2年分以前は1000万円）のいずれか低い額から2,000円を控除した金額を限度に寄附金控除の対象とする（以下、この措置を「寄附金控除の特例」という。）。

個人が特定株式等を譲渡する場合には、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12等の規定に基づき、特定株式等の取得時に控除した金額（以下「控除額」という。）を当該特定株式等の取得に要した金額から控除して取得費等を算定する（以下「調整計算」という。）。そして、当該特定株式等の譲渡に係る総収入金額から調整計算した取得費等を控除して算出した譲渡所得等の金額の15.315％に相当する金額の所得税及び復興特別所得税(注3)が課されることとなる。

（注1）　特定株式　　措置法第37条の13第1項各号に掲げる特定中小会社が発行する株式

（注2）　特定新規株式　　措置法第41条の19（所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）により令和7年1月1日に第41条の18の4に改正された。）第1項各号に掲げる特定新規中小会社が発行する株式

（注3）　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1％相当額を上乗せする形で課税するもの

(2) 特定株式等を取得した納税義務者の管理等の概要

措置法第37条の13等の規定によれば、個人がエンジェル税制の適用を受けるに当たっては、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」等（以下「明細書等」という。）を添付するなどして、確定申告を行うこととされている。

国税庁が資産課税部門の事務処理手続について定めた資産税事務提要（以下「事務提要」という。）によれば、長期間にわたり継続して管理を行う必要がある納税義務者に係る確定申告書等の情報を、税務署において、国税総合管理システムのサブシステムである継続管理システムに登録することとされており、特定株式等を取得した納税義務者の情報も登録の対象とされている。

継続管理システムには、特定株式等を取得した納税義務者に係る確定申告書等に添付された明

細書等に基づき、納税義務者の氏名、管理年月日、銘柄、株数等の情報を登録することとなっている。明細書等の保存期間は原則として7年とされているが、継続管理システムに情報が登録された納税義務者の明細書等は、当該納税義務者が取得した特定株式等を全て譲渡するまで保管されることとなっている。

(3) 特定株式等の譲渡時における申告審理の概要

各税務署は、特定株式等の譲渡時の確定申告を行う納税義務者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行うことになっている。申告審理に当たっては、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに登録されていれば、各税務署が国税総合管理システムから出力する株式審理カードに特定株式等を取得した納税義務者である旨のアラートが表示される。そして、国税庁は、各税務署において、当該アラートに基づき継続管理システムから当該納税義務者に係る明細書等を特定して譲渡時の確定申告書等と突合することで、申告審理を適切に行うことができるとしている。

(4) 特定株式等の譲渡時の調整計算に関する周知の状況

国税庁は、特定株式等の譲渡時の確定申告を行う納税義務者に対して、同庁のウェブサイトにおいて、エンジェル税制に係る質疑応答集を掲載して、特定株式等の譲渡時には調整計算を行う必要があること及び調整計算の方法について周知を図っているとしている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、効率性等の観点から、特定株式等の譲渡時に納税義務者から提出される確定申告書等において調整計算が適正に行われているか、各税務署において特定株式等の譲渡時の申告審理が的確かつ効率的に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2年から5年までの間に特定株式等を取得し、3年から6年までの間に譲渡した納税義務者に係る課税の状況を対象に、国税庁から提出を受けた継続管理システムに登録された納税義務者に係るデータ、確定申告書等に添付された「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」のデータ（以下「明細書データ」という。）及び確定申告書等に添付された「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等のデータ、並びに計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき全国の524税務署全てから提出された証拠書類等を確認するなどして検査した。

また、25税務署(注4)において、継続管理システムに登録等がされた特定株式等を取得した納税義務者の確定申告書等の情報を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、13税務署(注5)から上記の情報が記載された書類の写しの提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。そして、国税庁において、特定株式等を譲渡した納税義務者に係る申告審理の事務処理手続等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注4）　25税務署　　宇都宮、川口、市川、松戸、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、浅草、荏原、目黒、大森、世田谷、葛飾、横浜南、川崎北、厚木、大和、金沢、北各税務署

（注5）　13税務署　　浦和、大宮、北沢、荻窪、豊島、江戸川南、武蔵野、神奈川、緑、大淀、豊能、博多、福岡各税務署

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 国税庁が各税務署に対して特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を示していないことなどにより、税務署において調整計算に係る適切な申告審理が行われていない事態

国税庁から提出を受けた明細書データ等と、確定申告書等に添付された「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等のデータ等を突合して、特定株式等を譲渡したと思料される者延べ253人に係る調整計算の状況について確認したところ、納税義務者延べ52人、控除額計2億5430万余円について、調整計算が行われておらず、適正な申告がなされていない状況となっていた。上記の控除額に対して譲渡所得に係る所得税率及び復興特別所得税率を乗じて、特定株式等の譲渡

時における所得税等の額を試算(注6)したところ、計3894万余円増加すると見込まれた。

（注6）　控除額に対して機械的に試算したものであり、増加見込額がそのまま所得税等の増収額となるわけではない。

国税庁は、前記のとおり、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに登録されていれば、当該特定株式等を譲渡した納税義務者に係る申告審理を適切に行うことができるとしている。

しかし、調整計算が行われていなかった延べ52人の情報に係る継続管理システムへの登録状況を確認したところ、延べ28人については継続管理システムに情報が登録されていたにもかかわらず申告審理が適切に行われていない状況となっていた。

そこで、特定株式等を譲渡した納税義務者の申告審理時の事務処理手続について事務提要を確認したところ、株式審理カードを活用する旨の定めはあるものの、申告審理に係る具体的な事務処理手続については定められておらず、事務提要以外にも各税務署に対して、申告審理に係る具体的な事務処理手続について示したものはなかった。

(2) 特定株式等を取得した納税義務者の情報について継続管理システムへの登録に漏れがあり、税務署において特定株式等の譲渡時に継続管理システムを用いて調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない事態

前記の延べ52人から継続管理システムへの登録が行われていた延べ28人を除いた延べ24人については、継続管理システムに納税義務者の情報が登録されていないため、株式審理カードから当該納税義務者が特定株式等を取得したことを把握できず、申告審理を適切に行うことができない状況となっていた。

そこで、継続管理システムに登録された納税義務者に係るデータと明細書データ計延べ2,738人（5年分902人、6年分1,836人）を突合して、5、6両年分における継続管理システムへの納税義務者の情報の登録状況を確認したところ、計延べ1,817人（5年分488人、6年分1,329人）について、継続管理システムへの登録が行われていなかった。

このため、上記の延べ1,817人に係る特定株式等の取得に要した金額(注7)計74億6706万余円については、株式審理カードに特定株式等を取得した納税義務者である旨のアラートが表示されないため取得時の明細書等を特定できないこと、特定株式等の保有が7年を超えていた場合には明細書等が廃棄されていて取得時の状況を確認できないことなどにより、今後、継続管理システムを用いて調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない状況となっていた。

（注7）　「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」に記載されている金額を機械的に集計したものであり、今後特定株式等が譲渡された場合でも、この金額がそのまま控除額となるわけではない。

特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに登録することについて事務提要を確認したところ、登録が必要な納税義務者の情報が漏れなく登録されていることを確認する方法は定められていなかった。また、事務提要以外にも各税務署に対して特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムへ漏れなく登録されていることを確認する方法を示したものはなかった。

(3) 特定株式等の譲渡時の調整計算について納税義務者に対する周知が十分に行われていない事態

国税庁は、前記のとおり、特定株式等の譲渡時には調整計算を行う必要があること及び調整計算の方法について、同庁のウェブサイトにおいて周知を図っているとしている。

そこで、当該ウェブサイトに掲載されているエンジェル税制に係る質疑応答集を確認したところ、特定株式等の譲渡時に調整計算を行う必要があることについての記載はあるものの、調整計算の方法に係る具体的な記載はなかった。

また、株式を譲渡する場合の質疑応答集において、譲渡時に調整計算を行う必要がある場合が列挙されていたが、特定株式等を譲渡した場合は記載されていなかった。

したがって、上記の状況を踏まえると、特定株式等の譲渡時の調整計算の必要性及び具体的な方法について、納税義務者に対する周知が十分に行われていない状況となっていた。

このように、特定株式等の譲渡時の確定申告において、調整計算を行っていない納税義務者が見受けられるのに、国税庁が各税務署に対して特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を示していないことなどにより、税務署において調整計算に係る適切な申告審理が行われていない事態、税務署において、特定株式等を取得した納税義務者の情報について継続管理システムへの登録に漏れがあり、特定株式等の譲渡時に継続管理システムを用いて調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない事態、及び同庁において、特定株式等の譲渡時の調整計算について納税義務者に対する周知が十分に行われていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国税庁において、次のようなことによると認められた。

ア　特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を各税務署に示す必要性についての認識が欠けていたこと

イ　特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに漏れなく登録することについて、各税務署に対して周知することの検討が十分でなかったこと及びその情報が継続管理システムに漏れなく登録されていることを確認する体制を整備する必要性についての認識が欠けていたこと

ウ　特定株式等の譲渡時の調整計算について、納税義務者に対する周知が十分なものとなっているかについての検討が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

ア　特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を定めて、8年8月に事務連絡を発出して各国税局等を通じて各税務署に周知した。

イ　特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに漏れなく登録することについて、8年8月に事務連絡を発出して各国税局等を通じて各税務署に周知するとともに、継続管理システムへの登録が確認できない者を記載したリストを活用することで情報が漏れなく登録されているかを確認できる体制を整備した。

ウ　納税義務者に対して、特定株式等を譲渡した場合には調整計算を行った上で確定申告を行う必要があることなどについて、8年8月に、国税庁のウェブサイトに掲載しているエンジェル税制に係る質疑応答集に調整計算の方法等を追記するなどして周知した。

財務省

財務局等における警備業務の契約手続及び実施について

・公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できない契約手続となっていた警備業務契約の支払額(1)　４億５４３８万円
・休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確にされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていないなどしていた警備業務契約の時間帯に係る支払額相当額(2)　２億６４９０万円
・(1)及び(2)の純計　６億２７９９万円

1　警備業務の概要等

(1) 財務局等における警備業務の概要等

財務省の財務（支）局、財務事務所及び出張所（以下、これらを合わせて「財務局等」という。）は、財務局等が管理する合同庁舎等の安全確保等を目的として、仕様書等で定める警備ポスト(注1)に警備員を配置することによる監視業務、庁舎警備業務等（以下、これらを合わせて「警備業務」という。）を、一般競争入札により、事業者に請け負わせるなどして実施している。

財務局等における警備業務の中には、仕様書等において24時間体制の業務を要求しているものがあり、このうち合同庁舎等が閉庁している夜間及び休日の主な業務内容は、定期巡回、電話の収受、非常事態に備えての待機等となっている。また、契約において、契約相手方は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等を遵守することなどとされており、同法等に基づき警備員に休憩及び仮眠のための時間を与えた上で警備業務を実施することになる。

（注1）　警備ポスト　　警備員の配置場所

(2) 会計法等における契約手続等

会計法（昭和22年法律第35号）等によれば、契約担当官等は、契約を締結する場合には、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。公告する事項のうち、競争入札に付する事項については、競争に付そうとする契約の内容を詳細に示すことが望ましいと解されており、一般に仕様書等に記載されている。そして、契約相手方を決定したときは、原則として、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないこととされており、契約によって履行させる給付の内容については仕様書等により明確にすべきであると解されている。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等によれば、給付の完了の確認をするための必要な検査（以下「検収」という。）は、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて行うこととされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、経済性等の観点から、財務局等における警備業務について、契約手続は会計法令に照らして適切に行われ、公正性(注2)が確保されるなどしているか、適切な警備体制が執られているかなどに着眼して、26財務局等が契約を締結し、令和4、5両年度に支払があった合同庁舎等における警備業務契約計44件(注3)（支払額計36億1802万余円）を対象として検査した。検査に当たっては、財務本省及び20財務局等において、契約書、仕様書等の関係書類や警備業務の実態を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、26財務局等から提出を受けた警備業務の実施状況に関する調書等の内容を確認するなどして検査した。

（注2）　26財務局等　　北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、旭川、釧路、帯広、前橋、東京、横浜、新潟、甲府、福井、大津、京都、神戸、和歌山各財務事務所、小樽、立川、横須賀各出張所

（注3）　20財務局等　　北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、旭川、前橋、東京、新潟、甲府、福井、大津、京都、神戸、和歌山各財務事務所

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 契約手続が、競争入札に付する事項が適切に公告されないまま実施されていて、公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できないものとなっていた事態

財務局等における警備業務の契約手続において、競争に付そうとする契約の内容が入札公告の際に提示した仕様書等でどのように記載されているか確認したところ、21財務局等(注4)における契約計34件（支払額計30億9401万余円）では、前記のとおり労働基準法等を遵守することなどの条件は記載されているものの、警備業務のうち、警備員が休憩及び仮眠をとっている時間帯（以下「休憩等の時間帯」という。）に係る当該警備員の警備ポストにおける警備業務の実施体制（以下「休憩等の時間帯に係る警備体制」という。）が全く記載されていないなどしており、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっておらず、競争入札に付する事項が適切に公告されていなかったと認められた。

そこで、これらの財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制を確認したところ、財務局等は、労働基準法等の遵守を前提としつつ、警備業務の対象となる合同庁舎等の形態、規模、周辺環境等の実情に応じて必要な警備体制として、それぞれ次のアからウまでの3類型のいずれかを想定していた（図参照）。

ア　休憩又は仮眠をとっている警備員の代わりに必ず他の警備員を警備ポストに配置することにより対応する警備体制（以下「代替要員型」という。）

2財務局等における契約計4件

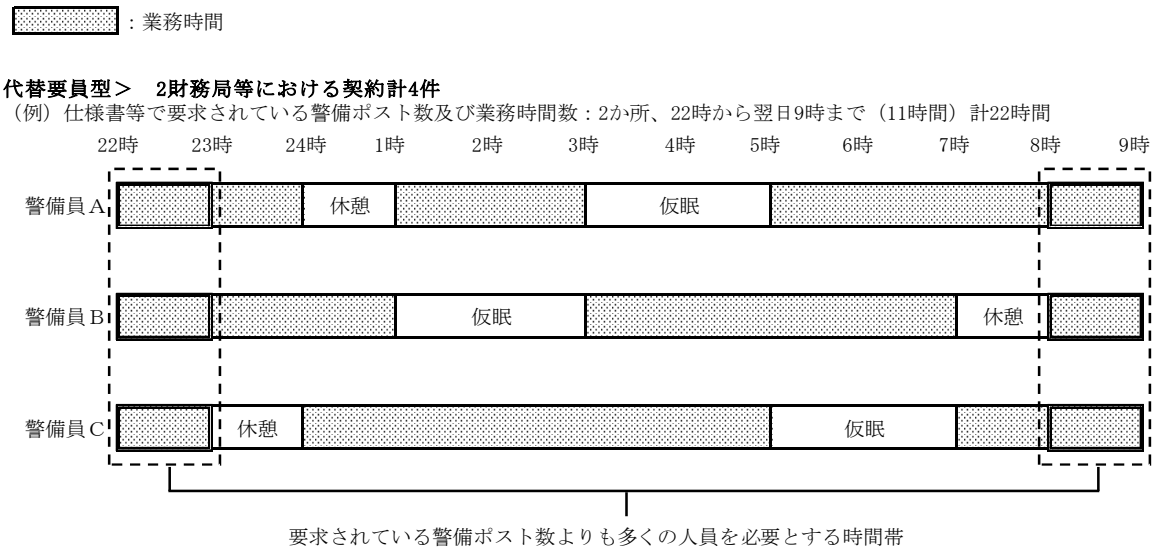
イ　休憩等の時間帯を業務時間として、合同庁舎等内外における火災等、対処すべき事案が発生した際には、休憩又は仮眠をとっている警備員自らが対応できる態勢を執ることにより対応する警備体制（以下「即応態勢型」という。即応態勢型には、代替要員型又は即応態勢型のいずれでも問題ないとしていたもの及び即応態勢型と他の警備体制を組み合わせたものを含む。）

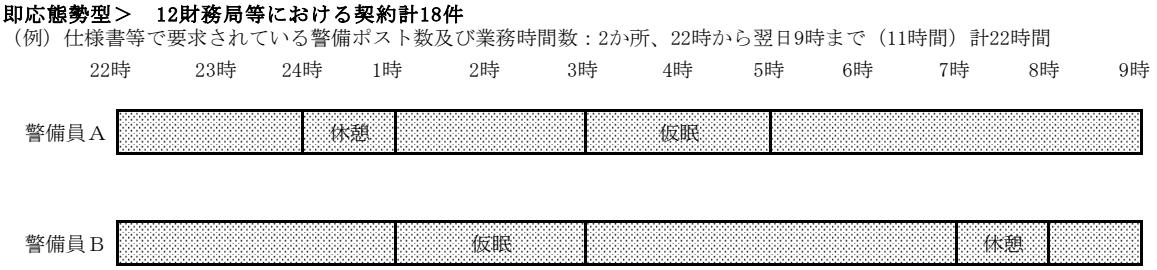
12財務局等における契約計18件

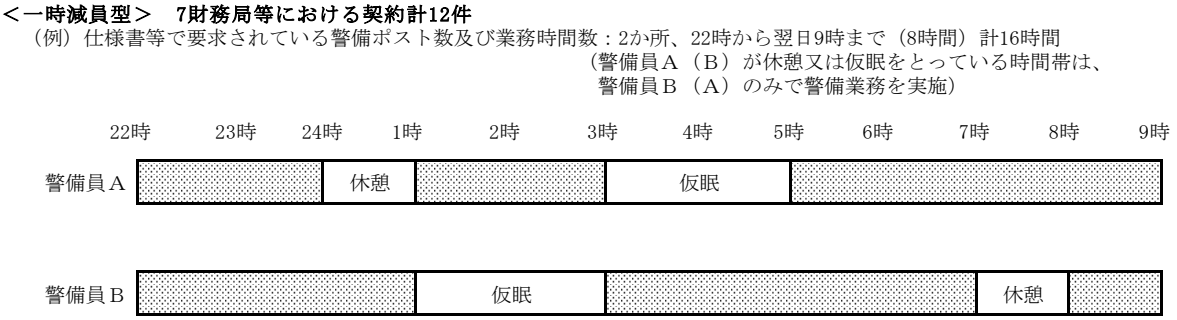
ウ　休憩等の時間帯については、代わりの警備員を配置せず、当該警備員の警備ポストの警備業務を不要とする警備体制（以下「一時減員型」という。）

7財務局等における契約計12件

図　休憩等の時間帯に係る警備体制の類型ごとの概念図







代替要員型は、図のとおり、休憩又は仮眠をとっている警備員の代わりに必ず他の警備員を配置することになり、仕様書等で要求されている警備ポスト数よりも多くの人員を必要とすることから、一般に即応態勢型及び一時減員型（以下「即応態勢型等」という。）に比べて費用が高くなる。このため、代替要員型とするか又は即応態勢型等とするかは、応札者の入札金額に影響を及ぼすと考えられる。

そこで、即応態勢型等を想定していた19財務局等における契約計30件のうち、複数応札となっていた14財務局等における契約計22件の応札者等（契約相手方等を除く。以下同じ。）延べ41者に調査票を送付するなどして、財務局等が想定していた警備体制の類型に係る応札者等としての認識を確認したところ(注5)、3財務局等における契約計4件において、財務局等の想定していた警備体制が即応態勢型等であることが仕様書等で明確にされていなかったことなどから、応札者等の半

数以上が、求められている警備体制を代替要員型であると認識して入札に参加していた。

このため、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっていれば、上記の応札者は求められている警備体制を代替要員型であると認識することなく、より低い金額で応札することが可能であったと認められた。

したがって、前記の契約4件（支払額計4億5438万余円）については、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっておらず、契約手続が、競争入札に付する事項が適切に公告されないまま実施されていて、公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できないものとなっていたと認められた。

（注4）　21財務局等　　北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、旭川、釧路、帯広、東京、横浜、甲府、福井、大津、京都、神戸各財務事務所、小樽、立川両出張所

（注5）　3財務局等　　東北、九州両財務局、大津財務事務所

(2) 休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確にされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていないなどしていた事態

(1)と同じ21財務局等における契約計34件については、休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっていなかった。そして、契約相手方において警備業務がどのように実施されているかについて、契約相手方が勤務管理等のために使用している警備員ごとの配置場所、業務内容、休憩時間、仮眠時間等の詳細が記載されている書類（以下「警備員シフト表」という。）等(注6)を確認するなどしたところ、11財務局等における契約計17件において、警備員が休憩又は仮眠をとったことにより、警備ポストに警備員が配置されていない時間帯が計149,450時間見受けられた。11財務局等は、これらの時間帯について、契約相手方は即応態勢型を執っており、警備業務は適切に実施されているとしていた。しかし、契約相手方におけるこれらの時間帯に係る警備体制の実態等について確認したところ、即応態勢型であれば業務時間となるこれらの時間帯に係る賃金が支払われていないなどの状況となっており、11財務局等における契約17件に係る休憩等の時間帯のうち149,450時間は、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていない状況となっていた。

そこで、11財務局等におけるこれらの契約に係る検収の状況をみたところ、休憩等の時間帯に係る警備体制に関すること、実施すべき業務内容の詳細等に関すること及び警備員シフト表を契約相手方から提出させることを仕様書等で明確にするなどしておらず、休憩等の時間帯に係る警備業務の実態を十分に把握できていなかったことから、上記の149,450時間に係る警備業務が適切に実施されたかについて仕様書等に基づき確認できていない状況となっていて、検収が適切に実施されていなかった。

したがって、前記の11財務局等における契約17件に係る休憩等の時間帯のうち149,450時間（支払額相当額計2億6490万余円）については、休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確にされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られておらず、また、休憩等の時間帯に係る警備業務が適切に実施されたかについて確認できていなかったと認められた。

（注6）　11財務局等　　東北、関東、東海、近畿、中国各財務局、東京、横浜、大津、京都、神戸各財務事務所、立川出張所

このように、休憩等の時間帯に係る警備体制が仕様書等で明確となっておらず、契約手続が、競争入札に付する事項が適切に公告されないまま実施されていて、公正性が確保されておらず、競争の利益を十分に享受できないものとなっていた事態、及び休憩等の時間帯に係る警備体制等が仕様書等で明確とされないまま警備業務が実施されていて、財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていないなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　財務局等において、警備業務の契約手続における公正性を確保し、競争の利益を十分に享受

するために、休憩等の時間帯に係る警備体制を仕様書等で具体的に定めて公告に付することの必要性についての認識が欠けていたこと

イ　財務局等において、警備業務の適切な実施を確保するために、休憩等の時間帯に係る警備体制に関すること、警備員シフト表を契約相手方から提出させることなどを仕様書等で具体的に定めること及び休憩等の時間帯に係る警備業務の実態を把握することの必要性についての認識が欠けていたこと

ウ　財務本省において、財務局等における警備業務に関して、契約の内容を仕様書等により明確にすること及び検収等に当たり警備業務の実態を十分に把握するなどすることについての周知が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、財務本省は、8年3月に財務局等に対して事務連絡を発して、今後、財務局等における警備業務の契約手続及び警備業務が適切に実施されるよう、次の事項について周知徹底する処置を講じた。

ア　財務局等が想定していた休憩等の時間帯に係る警備体制が執られていない実態等を踏まえて、休憩等の時間帯に係る警備体制を改めて検討すること

イ　契約手続における公正性が確保され、競争の利益を十分に享受できるよう、また、適切な警備業務の実施に資するよう、休憩等の時間帯に係る警備体制に関すること、実施すべき業務内容の詳細等に関すること及び警備員シフト表を契約相手方から提出させることを仕様書等で具体的に定めて明確にすること

ウ　検収等に当たり、イにおいて仕様書等で明確にされた休憩等の時間帯に係る警備体制が適切に確保され、警備業務が適切に実施されているかなどについて、警備員シフト表等により警備業務の実態を把握するなどして確認すること

厚生労働省

超重症児（者）入院診療加算等の請求に係る審査について

・過大に支払われていた医療費のうち国の負担額	７４５８万円

（前掲95ページの「医療費に係る国の負担が不当」参照）

1　制度の概要

(1) 国民健康保険等の保険給付に係る国庫負担等の概要

厚生労働省は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、国民健康保険法と合わせて「国民健康保険法等」という。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）若しくは国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合（以下、都道府県、市町村及び国民健康保険組合と合わせて「国保保険者等」という。）が行う保険給付（後期高齢者医療給付を含む。以下同じ。）に要した費用等について療養給付費負担金等を交付している。また、厚生労働省は、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度等の運営が健全に行われるよう必要な措置を講ずることとなっている。

(2) 国民健康保険等に係る医療費の請求、支払等の概要

保険給付においては、被保険者が保険医療機関（以下「医療機関」という。）で診療を受けた場合に、医療機関は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等（以下「算定基準等」という。）により定められた所定の診療点数に単価（10円）を乗ずるなどして診療報酬の額を算定し、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬（以下「医療費」という。）については、国民健康保険法等に基づく分は国保保険者等に請求することとなっている。

国民健康保険法等によれば、医療費の請求を受けた国保保険者等は、算定基準等に照らして医療費の額を審査した上で支払うこととされている。当該審査及び支払に係る事務については、各都道府県単位で設立されている国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができることとされており、全ての国保保険者等が国保連合会に委託している。

医療機関は、診療報酬請求書に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を添付して国保連合会に送付し、送付を受けた国保連合会は、レセプトの内容の審査（以下「レセプト審査」という。）を行った後、請求額を記載した書類、診療報酬請求書及びレセプトを国保保険者等に送付している。請求を受けた国保保険者等は、国保連合会を通じて、医療機関に医療費を支払っている。

なお、医療費の審査及び支払に係る事務について委託を受ける機関は、国保連合会のほかに、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険給付等を行う保険者等から委託を受ける社会保険診療報酬支払基金(注1)（以下「支払基金」という。）がある。

（注1）　令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

(3) 国保連合会におけるレセプト審査の概要等

ア　国保連合会におけるレセプト審査の概要

レセプト審査については、医療機関から送信された電子レセプト（傷病名コード、診療行為コード等を用いてレセプト情報を電子的に記録したもの）等により行うこととなっている。

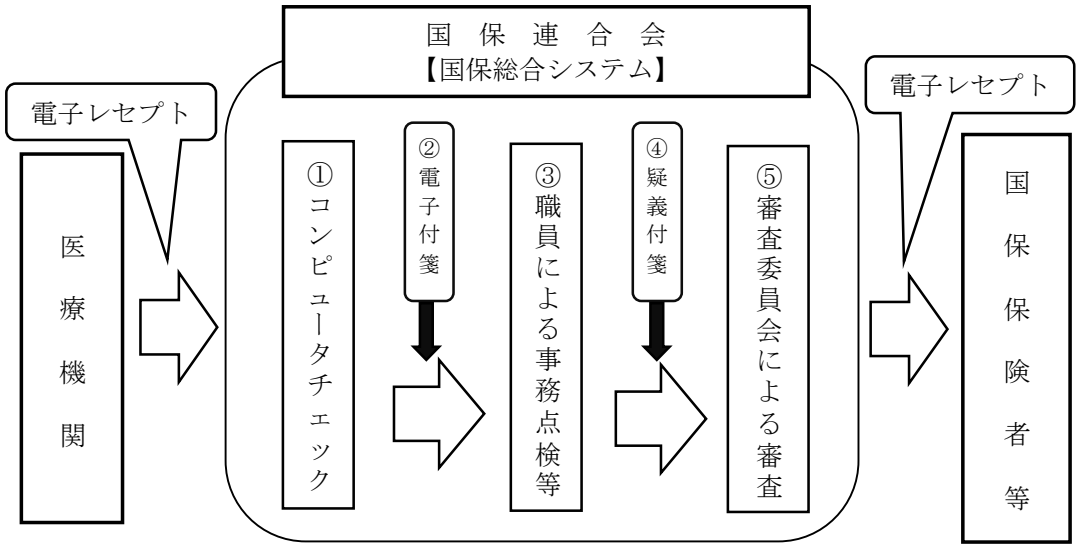
全ての国保連合会を会員とする公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）は、電子レセプトの処理等のために国保総合システムを開発して国保連合会に提供することなどにより、国保連合会の業務等を支援している。

厚生労働省は、医療費の適正な審査、迅速な支払等を目的として、国保連合会及び国保中央会に対して、毎年度、国民健康保険団体連合会等補助金等を交付しており、その一部が同システムの開発、改修経費等に充てられている。また、同省は、同システムを使用した審査の方法等について指導等を行っている。

イ　国保総合システムによるレセプト審査の流れ

国保総合システムによるレセプト審査の主な流れは、図のとおりとなっている。

図　国保総合システムによるレセプト審査の主な流れ



① 国保総合システムは、電子レセプトの内容について、算定基準等に照らして診療行為が適切であるかについてチェックするために、国保中央会が設定した各種の項目（以下「チェック項目」という。）に基づき、コンピュータを利用したチェック（以下「コンピュータチェック」という。）を自動的に行う。

② コンピュータチェックにおいて、電子レセプトに入力された診療行為が算定基準等に適合していないおそれがあるなどの場合、当該チェック項目に電子的な付箋（以下「電子付箋」という。）が付される。

③ 国保連合会の職員は、コンピュータの画面に表示された情報に基づき、入力誤りなどの事務的な点検を行うとともに、電子付箋の内容等を確認する。

④ 国保連合会の職員は、電子付箋の疑義内容を補足するなどした電子的な付箋（以下「疑義付箋」という。）を付す。

⑤ 国民健康保険法等に基づき、都道府県知事が定める保険医等の委員で構成される審査委員会は、医学的判断を要する内容を中心に、疑義付箋等の内容について審査を行い、審査の結果、国保連合会は、誤りがある場合には請求額の減額（以下「査定」という。）を、査定するかどうかの判断が困難である場合等には診療内容を確認するため医療機関へのレセプトの返却（以下「返戻」という。）を、それぞれ行う。

図のとおり、レセプト審査において、コンピュータチェックは最終的な審査を行うものではない。他方、チェック項目が設定されておらず電子付箋が付されないレセプトについては、審査委員会の保険医等が多数のレセプトの中から自ら抽出しない限り審査されることはなく、効率的かつ効果的に審査を行うことができない。

なお、支払基金におけるレセプト審査の流れもほぼ同様となっている。

(4) 超重症加算等の概要

算定基準等によれば、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算（以下「超重症加算等」という。）については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態（以下「超重症等の状態」という。）にある患者に対して1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者（以下「脳卒中の後遺症等の患者」という。）であって、その発症により超重症等の状態になった者は、超重症加算等の対象

者から除くことなどとなっている。この理由について、厚生労働省は、超重症加算等が、出生時、乳幼児期又は小児期から継続して重度の障害を有する患者を中心として評価するものであることを明確化する観点から、高齢になってから脳卒中又は認知症によって新たに重度の障害を有する患者になった場合については、出生時等から継続して重度の障害を有する患者に対する看護負担等と比べて差が見込まれることなどを踏まえ、超重症加算等の対象としないと整理したことによるとしている。

なお、厚生労働省は、脳卒中の後遺症等の患者であって、その発症により超重症等の状態になった者は、超重症加算等の対象者から除くことなどとなっていることをより明確にするため、令和8年3月に算定基準等を改正して、医療機関に対して周知している。

2　検査の結果

（検査の観点及び着眼点）

本院は、3年度以降の毎年度の検査報告において、医療機関が誤って脳卒中の後遺症等の患者に超重症加算等を算定して請求していたため、医療費が過大に支払われていた事態を不当事項として掲記しており、これらの事態の約9割は国保連合会が審査したレセプトにおいて発生していた。そこで、本院は、国保保険者等に係る医療費について、効率性、有効性等の観点から、国保連合会において超重症加算等に係るレセプト審査が効率的かつ効果的に実施されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査に当たっては、元年度から7年度までの間に脳卒中の後遺症等の患者で超重症加算等を算定している医療費に係る国保保険者等の支払等を対象として、厚生労働本省、4厚生局(注2)、10府県(注3)、10国保連合会(注4)及び国保中央会において、レセプト等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、厚生労働本省において、支払基金の審査状況について聴取した。また、関東信越厚生局、千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。

（注2）　4厚生局　　東北、近畿、中国四国、九州各厚生局
（注3）　10府県　　京都、大阪両府、福島、滋賀、兵庫、広島、山口、長崎、熊本、鹿児島各県
（注4）　10国保連合会　　福島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県各国保連合会

（検査の結果）

検査したところ、10府県及び千葉県の計11府県に所在する44医療機関の請求において、脳卒中の後遺症等の患者であることから超重症加算等を算定できないこととされている患者について誤って算定していたものが6,236件あり、51国保保険者等において、これらに係る医療費が計2億1150万余円（国の負担額7458万余円）過大に支払われていた。

上記6,236件のレセプト審査を行っていた10国保連合会及び千葉県国民健康保険団体連合会の計11国保連合会における超重症加算等に係るレセプト審査の状況を確認したところ、国保中央会が、超重症加算等について、コンピュータチェックのチェック項目としていなかったため、11国保連合会の全てにおいて、超重症加算等に対するコンピュータチェックが実施されていなかった。このため、審査委員会は、電子付箋の付されたレセプトを対象とした審査として、超重症加算等についての審査を行うことができない状況となっていた。

国保中央会は、超重症加算等をチェック項目としていなかった理由について、電子レセプトの傷病名等の情報だけでは、傷病の発症と超重症等の状態との因果関係等を簡単には把握できず超重症加算等の算定の可否を判別できないことから、コンピュータチェックに適さないと判断したためとしていた。

しかし、脳卒中の後遺症等が傷病名に記録されるなどしたレセプトは、その情報だけでは算定の可否を判別することはできないとしても、超重症加算等の算定の対象とならない可能性があり、算定に疑義があるものである。電子レセプトに電子付箋を付して抽出することは可能である一方で、電子付箋が付されていない場合には審査委員会の保険医等が多数のレセプトの中から自ら抽出しない限り審査されないため、算定に疑義があるレセプトの審査の方法としては、コンピュー

タチェックにより電子レセプトに電子付箋を付して審査委員会において審査を行うこととするのが効率的かつ効果的である。実際に、支払基金は、4年12月から8年3月までの間において、審査のためのシステムにより超重症加算等を算定しているレセプトから脳卒中の後遺症等が傷病名に記録されるなどしたレセプトを抽出して支払基金に設置されている審査委員会による審査を行った結果、1,116件を査定及び527件を返戻としていた。

このように、超重症加算等がコンピュータチェックのチェック項目となっていないため、国保連合会において、審査が必要と考えられるレセプトを抽出して効率的かつ効果的に審査を行うことができるようになっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度等の運営が健全に行われるよう必要な措置を講ずる必要がある厚生労働本省において、国保中央会及び国保連合会に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、厚生労働省は、超重症加算等の審査が効率的かつ効果的に行われるよう、8年8月に、国保中央会及び国保連合会に対して通知を発して、次のような処置を講じた。

ア　国保中央会に対して、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して、脳卒中の後遺症等の患者で超重症加算等の審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるよう求めた。

イ　国保連合会に対して、アにより抽出されたレセプトについて、審査委員会において審査を行うよう指導した。

なお、アに対応して、国保中央会は、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるようにした。また、イに対応して、国保連合会は、抽出されたレセプトの審査を行うこととした。

農林水産省

漁獲報告システムにおけるデータの蓄積及び同システムへの漁獲情報の送信について

・漁獲報告システムを構成するデータベースのうち運用されていないマスターＤＢ等の開発に要した費用　３４８１万円 ・マスターＤＢ等と連携させるための水揚げ情報ＤＢ等の機能改修等に要した費用 （背景金額）４１１４万円 ・水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を全く送信していなかった事業主体の送信システムの改修等に係る事業費（国庫補助金相当額）　７０５０万円

1　漁獲報告システムの構築に係る事業等の概要

(1) 漁獲報告システムの概要

農林水産省は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）を定めており、基本方針では、水産資源の持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるために、水産資源の保存及び管理（以下「資源管理」という。）を適切に行う必要があるとされている。

基本方針に基づき、水産庁は、令和3年度以降、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等を経由して提供される漁獲量等の水揚げ情報や漁業者から提供される操業日数等の操業情報といった漁獲状況に関する情報（以下「漁獲情報」という。）を電子的かつ一元的に収集・蓄積する漁獲報告システムの構築を進めている。水産庁は、同庁が6年3月に策定するなどした、6年度から12年度までの間の資源管理の推進に係る当面の目標と具体的な工程を示した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、漁獲報告システム及びこれと連携する漁船情報管理サブシステムの開発等を進め、12年度までに全ての沿海の都道府県がこれらのシステムを利用して、漁獲報告システムを本格的に運用することとしている。

(2) 漁獲報告システムの構築に係る委託事業の概要

水産庁は、3年度に、漁獲報告システムの構築を、一般社団法人漁業情報サービスセンター（以下「ＪＡＦＩＣ」という。）が代表機関となる「漁獲報告システム構築事業共同実施機関」に委託して実施し、1億6725万余円を支払っている（以下、この委託による事業を「3年度委託事業」という。）。

3年度委託事業に係る契約の仕様書等によれば、漁獲報告システムは、水揚げ情報データベース、操業情報データベース、マスターデータベース及び漁獲報告データベース（以下、水揚げ情報データベース、操業情報データベース、マスターデータベース及び漁獲報告データベースをそれぞれ「水揚げ情報ＤＢ」「操業情報ＤＢ」「マスターＤＢ」「漁獲報告ＤＢ」という。）で構成されている（図表1参照）。

図表1　漁獲報告システムを構成する各データベースの主な機能等

データベース名	各データベースの主な機能	開発等に要した費用
水揚げ情報ＤＢ (a)	・漁協等が水揚げ情報を管理するために運用している販売システムを利用して、漁業者ＩＤが付与された水揚げ情報を漁協等から直接又は都道府県を経由して収集・蓄積する機能	2750万円 （マスターＤＢ及び漁獲報告ＤＢと連携させるための機能改修等に要した費用）（注）
操業情報ＤＢ (b)	・都道府県が操業情報や水揚げ情報の収集等のために開発した操業情報収集アプリケーションを利用して、漁業者ＩＤが付与された操業情報や水揚げ情報を漁業者から直接収集・蓄積する機能	1364万円 （マスターＤＢ及び漁獲報告ＤＢと連携させるための機能改修等に要した費用）（注）
マスターＤＢ (c)	・(a)の水揚げ情報ＤＢの水揚げ情報又は(b)の操業情報ＤＢの操業情報や水揚げ情報を、その報告者を特定して漁獲成績報告に代えるなどのために、都道府県が管理している漁船登録及び漁業許可に係る情報を整理して漁業者ＩＤを採番する機能	3481万余円 （マスターＤＢの開発及び漁獲報告ＤＢの知事許可漁業に係る分の開発に要した費用）
漁獲報告ＤＢ (d)	・(a)の水揚げ情報ＤＢ又は(b)の操業情報ＤＢと(c)のマスターＤＢの漁業者ＩＤ、漁業種類コード等を照合し、漁獲情報を整理して漁獲成績報告に必要なデータを作成・蓄積する機能 ・知事許可漁業の漁獲情報を資源評価に利用するために変換・送信する機能	

（注）　図表中の各データベースのうち水揚げ情報ＤＢ及び操業情報ＤＢについては、それぞれ令和2年度及び元年度に開発されたシステムに係る機能改修を行うものである。

各データベースのうちの水揚げ情報ＤＢ及び操業情報ＤＢ（以下「水揚げ情報ＤＢ等」(注1)という。）に収集・蓄積される漁獲情報には、マスターＤＢの機能により採番された漁業者ＩＤが付与されることとなっている。そして、漁獲報告ＤＢの機能により、漁業者ＩＤ等を照合して、水揚げ情報ＤＢ等(注2)に収集・蓄積(注3)された漁獲情報とマスターＤＢに登録された漁業者の情報を整理して漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを作成し、漁獲報告ＤＢに当該データを蓄積することとなっている。

（注1）　漁業者ＩＤ　　漁業者ごとに付与される固有の番号
（注2）　漁獲成績報告　　漁業法に基づき、知事許可漁業（漁業法に基づき都道府県知事の許可を受けて行うこととなっている中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等）を行う漁業者から都道府県知事に対して行われる資源管理の状況、漁業生産の実績等の報告
（注3）　資源評価　　水産資源の資源量の水準及びその動向に関する評価

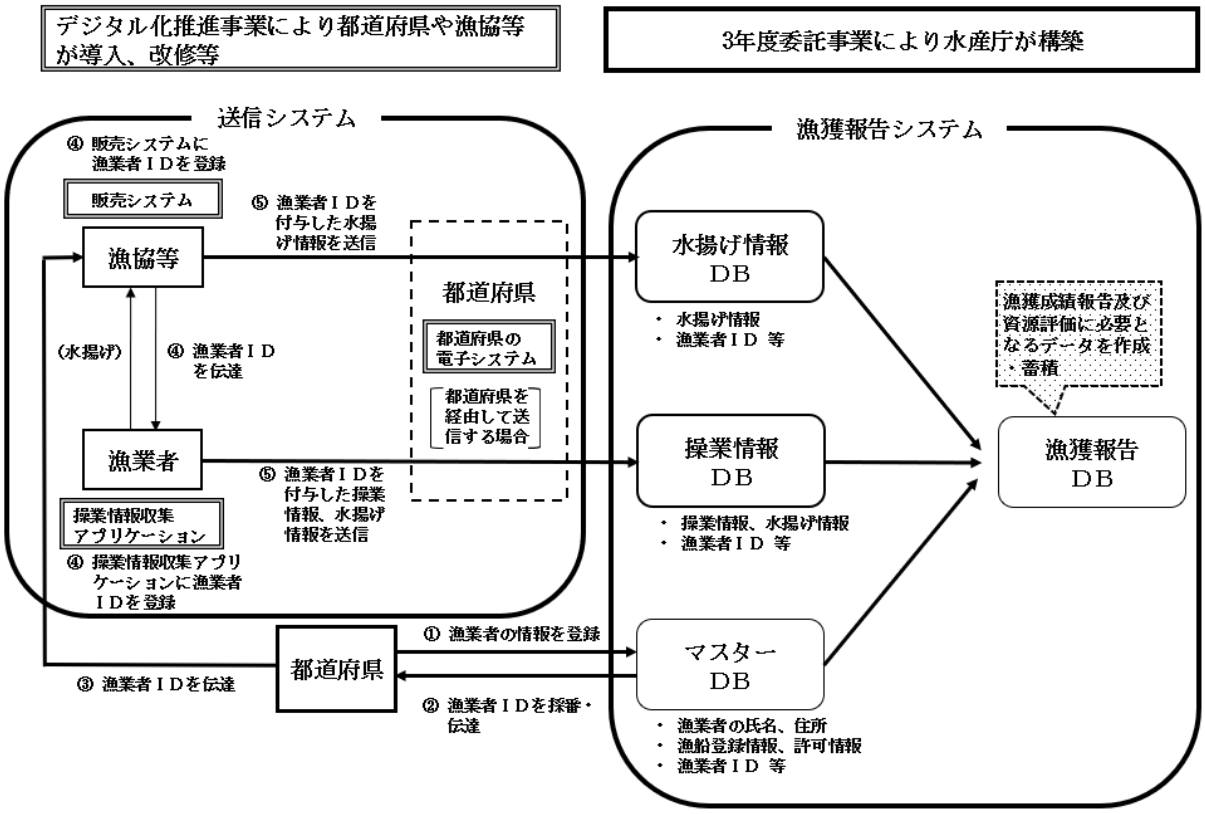
(3) 漁獲報告システムの構築に係るデジタル化推進事業の概要

水産庁は、ＪＡＦＩＣを事業実施主体として、漁業者や漁協等の生産現場の事務負担を軽減しつつ、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを迅速かつ正確に収集するために行う都道府県、漁協等のシステムの改修等について支援する漁獲情報デジタル化推進事業（以下、当該事業を「デジタル化推進事業」という。）を、3年度から5年度までの間に、事業費計12億1914万余円（国庫補助金相当額計12億1403万余円）で実施している。

水産関係民間団体事業実施要領（平成10年10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）等によると、事業実施主体が支援するのは、都道府県、漁協等を構成員として設立されるデジタル化推進協議会（以下「協議会」という。）が策定するデジタル化推進計画に沿って行われる①協議会の構成員である漁協等による販売システムの改修又は導入、②都道府県による漁獲情報の収集のために管理している電子システムの改修、操業情報収集アプリケーションの開発・導入等（以下、①及び②の改修等の対象となった販売システム等を「送信システム」という。）とされている（漁獲報告システムと送信システムの全体像、システムにおける漁獲情報等の主な流れについては図表2参照）。水産庁は、これらに要する経費を対象として、事業実施主体に対して国庫補助金を交付し、事業実施主体は当該国庫補助金の交付を受けて協議会に対して助成金を交付し、協議会は当該助成金の交付を受けて都道府県及び漁協等に補助することなどとされている。また、水産庁は、デジタル化推進事業の実施について、事業実施主体等に対して必要な指導及び助言を

行うこととされている。

図表2　漁獲報告システムと送信システムの全体像、システムにおける漁獲情報等の主な流れ



(4) 漁獲報告システムと連携する漁船情報管理サブシステムの概要

水産庁は、4年度以降、漁獲報告システムをスマート水産業情報システム(注4)のサブシステムに位置付けてその他のシステムと一体的に管理することとしている。水産庁は、その一環として、6年度に、スマート水産業情報システムの各種サブシステムの改修等を行うための業務を、ＪＡＦＩＣが代表機関となる「スマート水産業情報システム構築推進事業共同実施機関」に請け負わせて実施し、1億2353万円を支払っている。

改修等の対象となるサブシステムのうち「漁船情報管理サブシステム」について、当該請負契約の仕様書によれば、漁獲報告システムと連携するために、漁船登録等に係る情報の管理を行う既存のシステムを改修するなどして開発するとされている（上記の支払額1億2353万円のうち漁船情報管理サブシステムの開発に要した費用8941万余円）。

（注4）　スマート水産業情報システム　　水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるために、漁獲情報等のデータの収集、分析及び提供を行うもので、漁獲報告システム、漁船情報管理サブシステム等で構成されるシステム

(5) 標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理要領

水産庁は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成26年12月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。）にのっとり、漁獲報告システム等の開発等を行うこととしている。

標準ガイドラインによれば、プロジェクトを計画的に遂行するために、プロジェクトの実行に先立ち、プロジェクト管理要領等を作成するものとされている。プロジェクト管理要領には、コミュニケーション管理等について記載するものとされ、ステークホルダーとの情報共有方法や合意形成方法等として、合意形成手順等の具体的内容について記載することとされている。

水産庁は、標準ガイドラインに基づき、スマート水産業情報システムとして一体的に管理することとなった漁獲報告システム、漁船情報管理サブシステム等に係るプロジェクトを計画的に遂行するために、5年4月にプロジェクト管理要領を作成している。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、漁獲報告システムに係る各情報システムは本格的な運用に向けて適切に開発されているか、収集された漁獲情報が水揚げ情報ＤＢ等に適切に送信されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3年度委託事業による漁獲報告システムの構築に係る支払額1億6725万余円及び6年度の漁船情報管理サブシステムの開発に係る支払額8941万余円並びにデジタル化推進事業としてＪＡＦＩＣが3年度から5年度までの間に支援した35協議会(注5)の送信システムの改修等に係る事業費計11億4798万余円（うち助成金交付額計11億4287万余円、国庫補助金相当額同額）を対象とした。そして、漁獲報告システム及び漁船情報管理サブシステムについては、水産庁及びＪＡＦＩＣにおいて漁獲報告システムの運用状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、デジタル化推進事業については、水産庁、ＪＡＦＩＣ等において漁獲情報の送信状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の35協議会から、漁獲情報の送信状況等に関する調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注5）　35協議会　　北海道デジタル化推進協議会、大阪府漁獲情報デジタル化推進協議会、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、福井、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県漁獲情報デジタル化推進協議会、神奈川、新潟、山口各県デジタル化推進協議会、福岡県水産業デジタル化推進協議会、沖縄水産デジタル化協議会

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

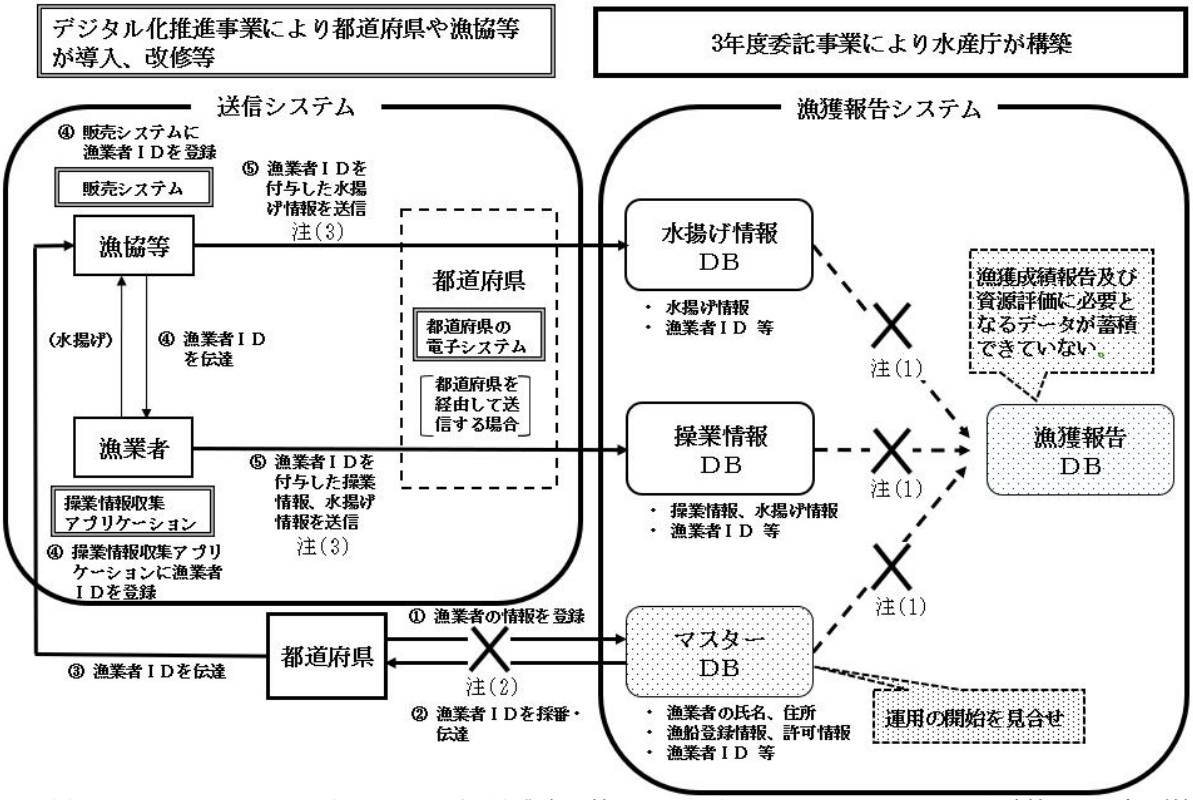
(1) 漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積できない状況となっており、利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めないまま漁獲報告システムの構築を進めていた事態

漁獲報告システムを構成する各データベースのうち、水揚げ情報ＤＢ等については、いずれも4年4月に運用が開始されていた。一方、マスターＤＢについては、8年4月末時点においても運用の開始に至っていなかった。このため、同時点において、漁獲報告ＤＢに、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積できていなかった。

そこで、漁獲報告システムの開発等に係る経緯を確認したところ、水産庁は、漁獲報告システムをスマート水産業情報システムのサブシステムに位置付けてその他のシステムと一体的に管理を行うこととした4年度より前の時点、すなわち、3年度委託事業に係る契約の仕様書の作成当時、標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理要領等を作成しておらず、漁獲報告システムの利用者である都道府県等の意向確認を適切に行うための合意形成手順を定めていなかった。このことなどのため、漁獲報告システムの構築に当たり、事前に都道府県に対して同システムに関する認識の共有を図るために必要な説明を行っておらず、利用上の支障の有無を十分に確認するなどの過程を経ていなかった。

この結果、3年5月から6月上旬までの間に一部の都道府県から、都道府県の方針に沿った情報セキュリティ対策等が必ずしも十分に講じられていないとして、特に漁業者の個人情報を登録することになるマスターＤＢを利用することについては検討を要するなどの意見が出されていた。水産庁は、当該意見を踏まえて、同年6月下旬にマスターＤＢの運用の開始を見合わせることを決定しており、漁業者の情報と水揚げ情報ＤＢ等に収集・蓄積された漁獲情報を漁業者ＩＤ等により照合するなどして漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを作成することができず、漁獲報告ＤＢに当該データが蓄積できない状況となっていた（マスターＤＢの開発及び漁獲報告ＤＢの知事許可漁業に係る分の開発に要した費用計3481万余円、マスターＤＢ及び漁獲報告ＤＢと連携させるための水揚げ情報ＤＢ等の機能改修等に要した費用計4114万円。図表3参照）。

図表3　3年度委託事業で構築した漁獲報告システムの運用状況等（令和8年4月末時点）



注(1)　マスターＤＢが運用されておらず、漁業者の情報が登録されていないことから、当該情報と水揚げ情報ＤＢ等に収集・蓄積された漁獲情報を漁業者ＩＤ等により照合するなどして漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータを作成することができないため、漁獲報告ＤＢに当該データが蓄積できない状況となっている。
注(2)　マスターＤＢが運用されておらず、漁業者の情報が登録されていない状況となっている。
注(3)　⑤の水揚げ情報等の送信状況については、後掲(2)の「水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を送信していない協議会、漁協等に対して必要な指導等を十分に行っていなかった事態」として記述している。

その後、水産庁は、マスターＤＢが備えることとしていた漁船登録及び漁業許可に係る情報を整理して漁業者ＩＤを採番する機能について、情報セキュリティを強化するなどの対策を講じた上で漁船情報管理サブシステムに統合して、漁獲報告ＤＢに漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータの蓄積を図ることとしており、7年度に5道県がこれを利用している。

水産庁は、漁獲報告システム及び漁船情報管理サブシステムを含むスマート水産業情報システムについて、前記のとおりプロジェクト管理要領を5年4月に作成していたものの、標準ガイドラインで記載することとされている、都道府県を含むシステム利用者等のステークホルダーの意向確認を適切に行うための合意形成手順はなお定めていなかった。

上記について、都道府県の意見を踏まえてマスターＤＢの運用の開始を見合わせることとなった経緯に鑑みると、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるように漁獲報告システム等の開発を進めていく上では、標準ガイドラインに基づき、都道府県を含むシステム利用者等の意向確認をプロジェクトの実行に先立ち適切に行うための合意形成手順を定めておく必要があったのに、水産庁において、当該手順を定めないまま漁獲報告システムの構築を進めたことは適切ではなかったと認められた。

(2) 水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を送信していない協議会、漁協等に対して必要な指導等を十分に行っていなかった事態

水産庁等は、水揚げ情報ＤＢ等に蓄積された漁獲情報について、漁業の実態や資源の状況の把握に努める際の参考情報として使用するなどしており、今後も資源評価のために活用していくこととしている。

そこで、3年度から5年度までの間にデジタル化推進事業により改修するなどされた送信システムについて、8年4月末時点における水揚げ情報ＤＢ等への漁獲情報の送信状況をみたところ、35協議会663漁協等(注6)のうち3協議会38漁協等において、送信する漁獲情報に係るデータの整理や送

信システムの運用に係る関係者間の費用負担等についての検討が十分でないなどしていて、水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を全く送信していなかった事態が見受けられた（3協議会38漁協等に係る送信システムの改修等に係る事業費計7050万余円、助成金交付額及び国庫補助金相当額同額）。

（注6）　3協議会　　福島県漁獲情報デジタル化推進協議会、神奈川県デジタル化推進協議会、沖縄水産デジタル化協議会

上記の事態について、3協議会38漁協等に対する水産庁の指導等の状況をみたところ、水産庁は、6年8月及び同年12月に、水揚げ情報ＤＢ等への漁獲情報の送信を行うことを求める事務連絡を発出するなどしていた。しかし、事務連絡を発出するに当たって、漁協等が漁獲情報を送信していなかった理由を詳細に把握しておらず、必要な指導等を十分に行っていなかった。

このように、水産庁において、漁獲報告システムについて、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積できない状況となっており、利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めないまま構築を進めていた事態、水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を送信していない協議会、漁協等に対して必要な指導等を十分に行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　水産庁において、漁獲報告システムの構築に当たり、標準ガイドラインにのっとって、都道府県に対してシステムの利用上の支障の有無を事前に十分確認するなどの合意形成手順を定めることの必要性についての理解が十分でなかったこと

イ　水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を送信していなかった3協議会38漁協等において、漁獲情報を送信するに当たってのデータの整理等についての検討が十分でなかったことなどにもよるが、水産庁において、これらの協議会等に対して、送信していなかった理由を詳細に把握していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、水産庁は、今後、漁獲報告システム等の開発が適切に行われ漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるよう、また、漁獲情報が適切に送信されるよう、次のような処置を講じた。

ア　8年6月にプロジェクト管理要領を改訂して、漁獲報告システムの構築に当たり、標準ガイドラインにのっとり、システムの利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めるとともに、プロジェクト関係者と共有して、これに沿って合意形成を進めることとした。

さらに、同年7月に、上記の処置により合意形成手順を定めた趣旨を踏まえて、漁船情報管理サブシステムについて、今後利用することとなる都道府県に対して利用上の支障の有無を確認し、今後の運営方針として、一部の都道府県から示された事務処理上の懸念を払拭する方向で検討を進めることを決定するなどした。

イ　8年6月及び7月に、同年4月末時点で水揚げ情報ＤＢ等に漁獲情報を送信していなかった3協議会38漁協等に対して個別に協議を行い、送信していなかった理由を詳細に把握した上で、データの整理、送信等を計画的に実施する方策を示すなどの必要な指導等を行った。

国土交通省

浚渫（しゅんせつ）工事費の積算における作業船の構成について

・浚渫工事費の積算額を低減できた積算額	直轄事業	２億３０９０万円
	補助事業（国庫補助金等相当額）	１２２５万円
・回航・えい航費等を除いた浚渫工事費の積算額が低減でき、浚渫工事費の積算額を低減できる見込みがあった契約金額	直轄事業	（背景金額）４７億３０３７万円

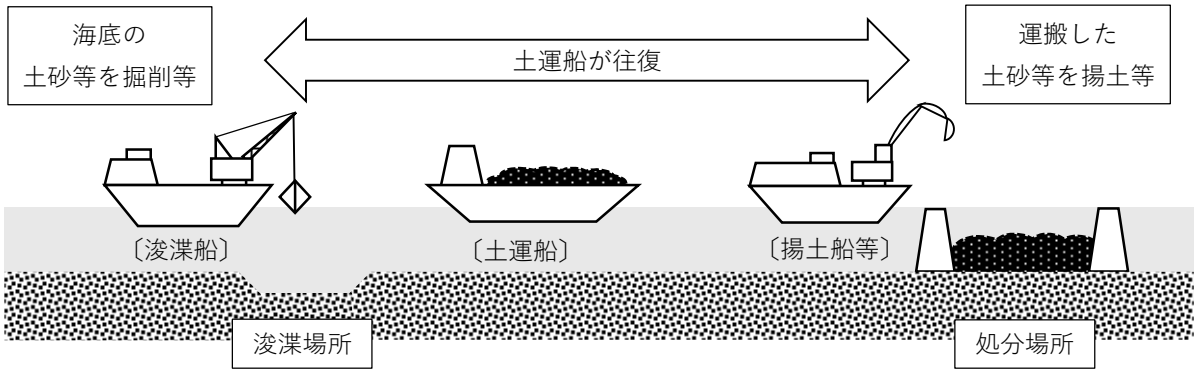
1　浚渫工事の概要等

(1) 浚渫工事の概要

国土交通省は、航路、泊地等の水深の確保のために、国が行う直轄事業又は地方自治体等の港湾管理者が行う国庫補助事業等（以下「補助事業」という。）により、海底の土砂等を所定の水深まで掘削するなどの浚渫工事を毎年度多数実施している。

浚渫工事は、海底の土砂等を浚渫船により掘削するなどする浚渫工、掘削等した土砂等を土運船により処分場所まで運搬する土運船運搬工、運搬した土砂等を揚土船等により処分場所に揚土するなどする揚土土捨工等の各工程により実施される（以下、浚渫工事の各工程において使用されるこれらの船舶を「作業船」という。参考図1参照）。

（参考図1）　浚渫工事の概念図



同省港湾局が監修した現有作業船一覧総括表によると、作業船の隻数は平成17年から令和7年までの20年間で約4割減少している。また、7年1月時点で、揚土船等は42隻と、浚渫船370隻及び土運船347隻に比べて大幅に少ない状況となっている。

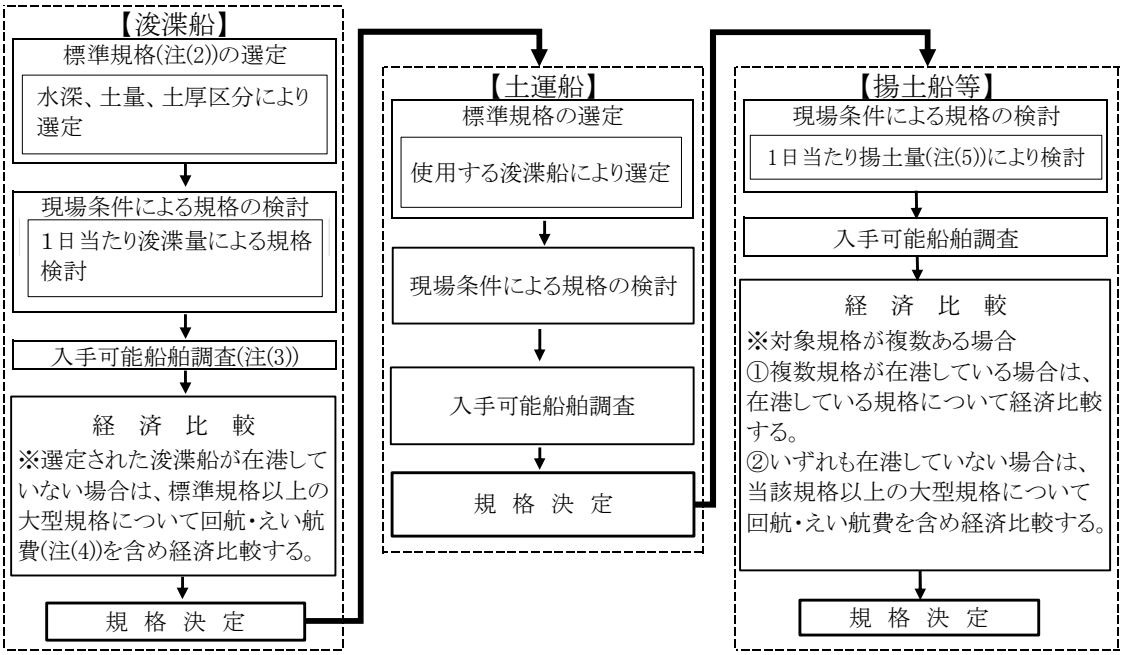
(2) 積算基準における作業船の規格の決定

地方整備局等は、同省が制定した港湾請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき、また、港湾管理者（以下、地方整備局等と合わせて「発注者」という。）は、積算基準又はこれを参考にして自らが制定した基準に基づくなどして、浚渫工事に要する費用（以下「浚渫工事費」という。）を積算している。

積算基準によれば、浚渫工事費の積算に用いる作業船の規格(注1)の決定は、浚渫船、土運船、揚土船等の順番で行うこととされており、浚渫船の規格については水深、土量等に基づき、土運船及び揚土船等の規格については浚渫船の規格、1日当たり揚土量に基づき、工期等の現場条件を考慮するなどして、それぞれ決定することとされている（参考図2参照）。

（注1）　作業船の規格　　港湾工事の積算時に使用する作業船の能力・仕様を標準化したもので、作業船に係る経費等を算定する際の前提条件となる。

（参考図2）　　作業船の規格の決定の流れ



注（1）　積算基準を基に本院が作成した。
注（2）　「標準規格」とは、作業船の規格の決定に先立ち、水深、土量等の条件に基づき選定される目安となる規格をいう。
注（3）　「入手可能船舶調査」とは、作業船情報提供サービス、船主への問合せなどにより、浚渫工事の実施時期に、浚渫工事に使用できる作業船がどこに所在しているかなどを把握するための調査をいう。
注（4）　「回航・えい航費」とは、作業船の所在港と工事現場の最寄港等との間を航行する費用をいう。
注（5）　1日当たり揚土量は、1日当たり浚渫量と同一となる。

発注者が浚渫工事費の積算に使用した作業船の規格、所在港等の情報は、入札手続等において、見積参考資料等により入札参加希望者に示される。一方、浚渫工事の契約の締結後に請負人が実際に使用する作業船の選定については、請負人の裁量に任されている。このため、発注者が浚渫工事費を積算してから請負人が実際に使用する作業船を手配するまでに期間を要することなどにより、積算に用いた規格の作業船が実際の浚渫工事で使用できない場合がある。このような場合、発注者は、改めて入手可能船舶調査を行って作業船の規格を決定し、必要に応じて設計変更を行っている。

(3) 作業船の運転時間の補正

入手可能船舶調査の結果、浚渫船の作業能力に近い作業能力を有した規格の揚土船等を使用できないことなどにより、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生ずる場合、作業能力の高い作業船は作業能力の低い作業船に合わせて作業待ちをしながら稼働することになる。

積算基準によれば、このような場合には、作業能力の高い作業船について、作業船の種類等ごとに定められた標準運転時間から作業待ち時間を差し引いて稼働させることとする運転時間の補正を行うこととされている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、作業船は減少していて、揚土船等は浚渫船に比べて大幅に少ないため、浚渫工事費の積算に当たり、両作業船の作業能力に大きな差が生じて、一方の作業船について運転時間の補正を行う場合が増加していることが想定される。

そこで、本院は、経済性等の観点から、浚渫工事費の積算が経済的なものとなっているかなどに着眼して、8地方整備局等(注2)及び7港湾管理者(注3)において、4年度から7年度までの間に完了した浚渫工事のうち、揚土船等を使用することとして積算していた工事計178件（直轄事業127件、契約金額計610億7413万余円、補助事業51件、契約金額計125億2306万余円（国庫補助金等交付額計27億6972万余円））を対象に、設計図書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うととも

に、積算における作業船の作業能力、運転時間の補正の状況等に関する調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

（注2）　8地方整備局等事務局　関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合

（注3）　7港湾管理者　東京都、愛知、岡山、山口、愛媛各県、北九州市、四日市港管理組合

（検査の結果）

検査したところ、上記の浚渫工事178件のうち145件については、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じたことなどにより、運転時間の補正が行われていた。運転時間の補正を行う場合、積算基準によれば、作業船の1日当たりの運転時間の減少に比例して運転損料及び燃料費については減少する一方で、供用損料、船員の人件費等については運転時間に関係なく1日分を計上することとされているため減少しない。このことから、1日当たりの費用を1日当たりの作業量で除して算出する土砂等1㎥当たりの施工単価は、運転時間の補正を行い1日当たりの運転時間が短くなるほど、すなわち作業待ち時間が長くなるほど上昇することになる。

このため、積算基準に基づき浚渫船の規格を踏まえて揚土船等の規格を検討し、決定した結果、両作業船の作業能力に大きな差が生じている場合、現場条件等を考慮した上で揚土船等の作業能力に近い作業能力を有した浚渫船の規格を選定できないか再検討を行い（以下、この検討を「浚渫船規格の再検討」という。）、当該規格の浚渫船を使用することにより、作業待ち時間が短縮され、浚渫工事費の積算額が経済的なものとなる場合がある。

そこで、前記の145件について、浚渫船規格の再検討の余地があるか確認したところ、29件については、浚渫船の規格について、発注者が積算時に選定した規格よりも揚土船等の作業能力に近い作業能力を有していて代替となり得る規格が存在していたのに、発注者は、積算基準に規定されていないことなどから浚渫船規格の再検討を行っておらず、当該規格の浚渫船（以下「代替規格の浚渫船」という。）の使用を検討していなかった。

上記29件のうち23件では、代替規格の浚渫船についても入手可能船舶調査が行われており、このうち18件では代替規格の浚渫船が使用可能であったことが確認できた。そこで、この18件について、代替規格の浚渫船を使用した場合の浚渫工事費の積算額を試算した結果、4件（2地方整備局等(注4)の直轄事業2件、工事費の積算額32億3394万余円、2港湾管理者(注5)の補助事業2件、工事費の積算額5億4286万余円、国庫補助金等相当額2億1467万余円）については、浚渫工事費の積算額を低減できたと認められた。また、上記29件のうち6件では、代替規格の浚渫船に係る入手可能船舶調査が行われていなかったものの、3地方整備局(注6)の直轄事業5件（契約金額47億3037万余円）については、代替規格の浚渫船を使用できた場合に、回航・えい航費等を除いた浚渫工事費では積算額が低減する試算結果となり、浚渫工事費の積算額を低減できる見込みがあったと認められた。

このように、浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、積算基準において現場条件等を考慮した上で浚渫船規格の再検討を行うこととされていないため、検討が十分に行われておらず経済的なものとなっていないなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（注4）　2地方整備局等　近畿地方整備局、北海道開発局

（注5）　2港湾管理者　岡山、愛媛両県

（注6）　3地方整備局　関東、近畿、九州各地方整備局

（低減できた積算額）

前記の4件について、代替規格の浚渫船を使用した場合の浚渫工事費の積算額を試算すると、直轄事業で約2億3090万円、補助事業で約3070万円（国庫補助金等相当額1225万余円）それぞれ低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、現場条件等を考慮した上で浚渫船規格の再検討を行うことにより浚渫工事費の積算額が経済的となる

場合があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、浚渫工事費の積算が経済的なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア　8年9月に直轄事業の積算担当者に対して事務連絡を発出し、同月以降に発注又は設計変更を行う工事の浚渫工事費の積算に当たり、浚渫船と揚土船等の作業能力に大きな差が生じ、一方の作業船に作業待ち時間が発生する場合に、現場条件等を考慮した上で浚渫船規格の再検討を行うことなどについて指示するとともに、当該事務連絡の内容を9年度版の積算基準に反映することとした。

イ　8年9月に港湾管理者に対して事務連絡を発出し、アの内容を周知した。

国土交通省

緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の設計について

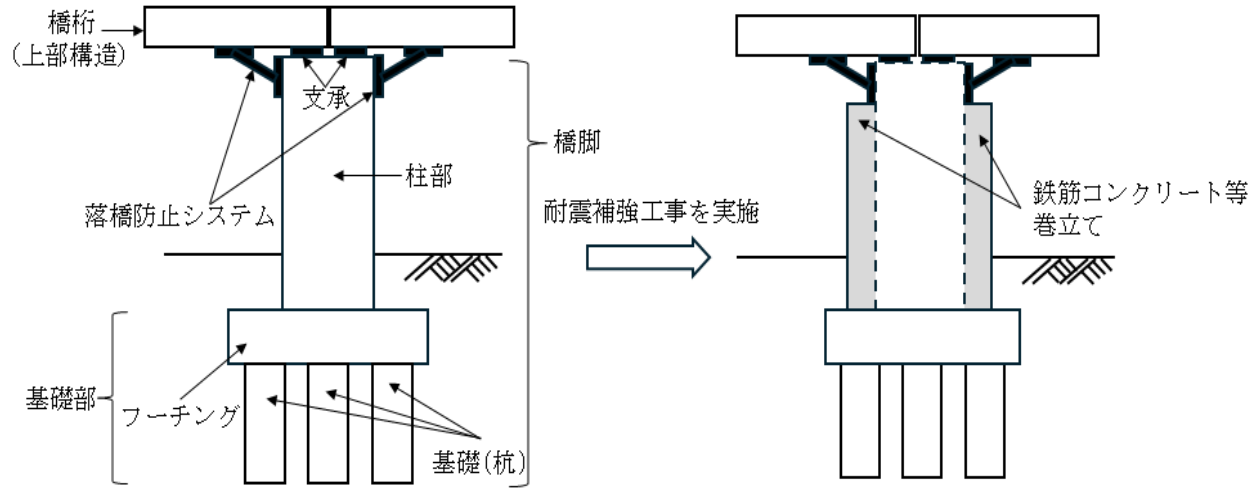
・増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった工事に係る直接工事費(1)	
	（直轄事業）６億９２５６万円
	（国庫補助金等相当額）２７億８１９７万円
・不適切な照査項目により照査を実施していた工事に係る直接工事費(2)	
	（直轄事業）７億３２９１万円
	（国庫補助金等相当額）８億１７１５万円
・不適切な損傷度の区分により照査を実施していた工事に係る直接工事費(3)	
	（直轄事業）５２４５万円
	（国庫補助金等相当額）１０億６５４０万円
・照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった工事に係る直接工事費(4)	（直轄事業）６億３１３１万円
	（国庫補助金等相当額）１７億００１５万円
・(1)から(4)までの純計	（直轄事業）１６億７７５８万円
	（国庫補助金等相当額）４９億４６４６万円

1　緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうにおける橋脚の耐震補強工事等の概要等

(1) 緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうにおける橋脚の耐震補強工事等の概要

国土交通省は、橋りょうの倒壊、橋桁の落下等を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等（以下「補助事業」という。）により、一般国道、都道府県道等のうち緊急輸送道路となっている道路等にある重要度の高い橋りょう（以下「Ｂ種の橋りょう」という。）において、橋脚の柱部に鉄筋コンクリート、鋼板等を巻き立てる工法（以下「巻立て工法」という。）による耐震補強工事を多数実施している（図表1参照）。

図表1　橋脚の柱部に対する巻立て工法による耐震補強工事の概念図



橋りょうの設計については、「道路橋示方書・同解説」（社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に定められており、既設橋りょうの耐震補強工事の設計は、示方書等を準用して行われている。

示方書には、橋りょうの設計において耐震性能に関して考慮すべき地震動として、橋りょうの供用期間中に発生する確率が高いレベル1地震動及び橋りょうの供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つレベル2地震動が示されている。そして、示方書によれば、Ｂ種の橋りょうについては、レベル2地震動に対して損傷が限定的なものにとどまり橋りょうとしての機能の

回復が速やかに行い得る性能（以下「耐震性能2」という。）を確保することとされている。

また、示方書によれば、橋りょうの完成後には、少なくとも設計及び施工に関する記録、設計図等（以下「設計図等」という。）について、供用期間中の維持管理に用いることが可能となるよう保存しなければならないこととされている。

国土交通省は、平成27年6月に発出した事務連絡「既設道路橋の耐震性能照査及び耐震補強設計について」（以下「事務連絡」という。）において、耐震補強工事で耐震性能2を満たす設計の考え方を示している。事務連絡における示方書を準用する場合の考え方を踏まえると、巻立て工法による耐震補強工事を実施する場合には、巻き立てた材料の重量により死荷重(注1)が増加し、これに伴って慣性力(注2)も増加することから、増加した死荷重及び慣性力（以下、これらを合わせて「増加荷重」という。）が基礎及びフーチング(注3)（以下、これらを合わせて「基礎部」という。）に作用することを考慮して基礎部の照査を実施する必要がある。事務連絡においては、レベル2地震動により生ずる基礎部の損傷度を損傷の状態が軽いⅠから損傷の状態が重いⅤまでに区分した上で、損傷度ごとに、基礎部に作用する水平力に対して、橋りょうの橋桁等の上部構造に許容される変位が示されている（以下、この許容される変位の上限値を生じさせる水平力が基礎部に作用している状態を「限界状態」という。）。

（注1）　死荷重　　橋りょう自体の重さなど、時間が経過しても作用する位置及び大きさが変化しない荷重

（注2）　慣性力　　地震時に橋脚の柱部等が静止状態を保とうとすることで地震動等の作用方向と逆向きに作用する見かけ上の力

（注3）　フーチング　　橋脚の基礎部分を構成し、橋桁等からの荷重を直接的又は間接的に地盤に伝達する部材

(2) 示方書における基礎部に対する照査方法等

示方書によれば、基礎部に対する耐震設計の検討に当たっては、レベル2地震動に対して照査を実施することとされている。

また、基礎部に対する照査方法については、基礎部に塑性化(注4)が生じないことを原則として必要な照査項目の照査を実施することとされている。一方で、橋脚の地震時保有水平耐力が設計水平震度(注5)等に対して1.5倍以上となっていて大きな余裕がある場合等には、基礎部に塑性化が生ずることを許容して、これを考慮する場合の照査項目の照査を実施することとされている。

（注4）　塑性化　　地震力によって部材に生ずる変形が大きくなり、部材が元に戻らない状態になってしまうこと

（注5）　設計水平震度　　耐震設計において、水平方向の慣性力を算定するために構造物等の重量に乗ずる係数

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、有効性等の観点から、Ｂ種の橋りょうにおける巻立て工法による耐震補強工事の設計に当たり、示方書、事務連絡等に基づいて耐震性能2が確保されるよう増加荷重を考慮して基礎部の照査が適切に実施されているか、照査結果が耐震補強工事の設計に適切に反映されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、9地方整備局等(注6)管内の13国道事務所等(注7)、15府県(注8)、6政令指定都市(注9)及び35市町(注10)の計69事業主体が事務連絡発出の翌年度である28年度から令和6年度末までの間に巻立て工法による耐震補強工事を実施した既設のＢ種の橋りょう496橋（直轄事業96橋、補助事業400橋）の橋脚1,350基（直轄事業293基、補助事業1,057基）、工事契約計718件（直轄事業98件、補助事業620件。契約金額等が不明なものも含む。以下同じ。）、契約金額計1178億5943万余円（直轄事業252億8259万余円、補助事業925億7684万余円（国庫補助金等交付額424億2800万余円））を対象として、国土交通本省、5地方整備局等(注11)、5国道事務所等(注12)及び7府県(注13)において、橋脚の耐震補強工事の設計内容及び実施状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

（注6）　9地方整備局等　　東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局及び北海道開発局

（注7）　13国道事務所等　　南三陸沿岸、宇都宮、長野、紀勢、大阪、佐賀各国道事務所、羽越、三重、山口、香川、中村、大隅各河川国道事務所、旭川開発建設部

（注8）　15府県　京都府、宮城、秋田、茨城、群馬、千葉、福井、兵庫、島根、岡山、愛媛、佐賀、長崎、熊本、大分各県
（注9）　6政令指定都市　仙台、千葉、京都、神戸、岡山、熊本各市
（注10）　35市町　多賀城、栗原、大崎、にかほ、土浦、つくば、常陸大宮、前橋、藤岡、船橋、習志野、八千代、袖ケ浦、尼崎、明石、洲本、伊丹、三木、高砂、川西、朝来、淡路、たつの、松江、雲南、今治、西条、諫早、宇土、大分、中津各市、相楽郡精華、鹿足郡津和野、隠岐郡隠岐の島、球磨郡錦各町
（注11）　5地方整備局等　東北、北陸、近畿、四国各地方整備局、北海道開発局
（注12）　5国道事務所等　南三陸沿岸、大阪両国道事務所、羽越、香川両河川国道事務所、旭川開発建設部
（注13）　7府県　京都府、宮城、秋田、茨城、島根、愛媛、大分各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった事態

40事業主体は、214橋（直轄事業29橋、補助事業185橋）の橋脚616基（直轄事業114基、補助事業502基）において、既設橋りょうに係る設計図等が保存されていないため基礎の構造が把握できないなどとして、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施しないまま巻立て工法による耐震補強工事の設計を行い、これに基づいて工事を実施していた。このため、これらの橋脚は、工事前に比べて増加荷重分だけ多くの荷重が基礎部に作用することになり、耐震性能2が確保されていないおそれがあると認められた（図表2及び図表3参照）。

これらの橋脚については、設計図等が保存されていない場合であっても基礎部について復元設計等を行うことは可能であることなどから、耐震性能2が確保されているか確認するために、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施する必要があった。

(2) 基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が適切でなかった事態

23事業主体は、96橋（直轄事業31橋、補助事業65橋）の橋脚278基（直轄事業86基、補助事業192基）において、塑性化が生ずることを考慮する場合の条件に該当しておらず、又は条件に該当しているか不明な状況となっているのに、無条件に塑性化を許容できると解釈したなどとして、塑性化が生ずることを考慮する場合の照査項目により照査を実施していた。このため、これらの橋脚は、耐震性能2が確保されていないおそれがあると認められた（図表2及び図表3参照）。

(3) 基礎部の照査に当たって、限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でなかった事態

事務連絡においては、基礎部の損傷度の区分（ⅠからⅤまで）は示されているものの、各区分の損傷の状態は示されていない。一方、国土交通省が事務連絡を発出するに当たって参考とした国立研究開発法人土木研究所の研究資料によれば、基礎部における損傷度Ⅲの損傷の状態については「緊急車両および一般車両の供用を行うための基礎の補修は不要と想定」、及び損傷度Ⅳの損傷の状態については「基礎には復元力や支持力に著しい影響のある損傷が生じており、かつ緊急車両に対する橋の供用性を確保するために、上部構造を仮受け台の設置などの応急措置が必要な状態。橋の本復旧に向けて基礎の修復は不可欠であり、仮に修復可能であるとしても長期間を有する」とされていることから、示方書における耐震性能2を満たすためには、損傷を損傷度Ⅲの損傷の状態までにとどめる必要があることになる。

しかし、27事業主体は、77橋（直轄事業8橋、補助事業69橋）の橋脚200基（直轄事業18基、補助事業182基）において、増加荷重を考慮して基礎部の照査を実施していたものの、事務連絡において示されている損傷度の区分と、示方書に記載のある耐震性能2との関係が明確ではないなどとして、損傷を損傷度Ⅲより重い損傷度Ⅳの損傷の状態までにとどめるように限界状態を設定していた。このため、これらの橋脚は、耐震性能2が確保されていないおそれがあると認められた（図表2及び図表3参照）。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

兵庫県は、令和5年度に、緊急輸送道路に設置されている工和橋（昭和62年築造、基礎形式は鋼管杭）の橋脚1基に対して、巻立て工法による耐震補強工事（巻立て工法に係る直接工事費799万余円（国庫補助金等相当額計362万余円））を実施している。

上記工事の設計によると、当該橋脚は塑性化(注)が生ずることを考慮する場合の条件に合致しており、照査結果において、限界状態における許容塑性率を損傷度Ⅳの損傷の状態までにとどめる場合の「4」と設定し

ており、応答塑性率(注)2.71が許容塑性率内に収まっているとされていた。

しかし、耐震性能2を確保するためには損傷を損傷度Ⅲの損傷の状態までにとどめるよう設計する必要があり、事務連絡等によれば損傷度Ⅲの場合の許容塑性率は「2」とされていることから、当該橋脚の応答塑性率2.71は許容塑性率内に収まっておらず、当該橋脚は耐震性能2が確保されていないことになる。

（注）　許容塑性率・応答塑性率　　構造物において上部構造の慣性力の作用位置に生ずる変位と構造物が降伏する時の変位との比を「応答塑性率」といい、その数値が設計上許される上限を「許容塑性率」という。

(4) 照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった事態

41事業主体は、161橋（直轄事業37橋、補助事業124橋）の橋脚359基（直轄事業100基、補助事業259基）において、増加荷重を考慮した基礎部の照査結果によりせん断力(注14)等が許容範囲に収まっておらず、耐震性能2が確保されていないことを把握していたのに、柱部の耐震対策を行えば十分であると認識していたなどとして、設計内容を適切なものに変更して許容範囲に収まるような設計としないまま耐震補強工事を実施していた（図表2及び図表3参照）。

しかし、柱部の耐震補強を実施しても、基礎部がレベル2地震動に対して耐えられない場合には、当該橋脚は耐震性能2が確保されていないこととなり、損傷等するおそれがあることから、基礎部についてもせん断力等が許容範囲に収まるような設計とする必要があった。

（注14）　せん断力　　部材に作用してこれを切断しようとする力の大きさをいう。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

三重河川国道事務所（以下「事務所」という。）は、平成30年度に、緊急輸送道路に設置されている新愛宕橋（上り）の第2橋脚（基礎形式は鋼管杭）に対して、巻立て工法による耐震補強工事（巻立て工法に係る直接工事費2857万余円）を実施している。

事務所は、上記工事の設計に当たり、増加荷重を考慮した照査を実施していた。

照査結果によると、柱部に作用する慣性力6,455.16kNが地震時保有水平耐力7,062.31kNを下回るなどとなっている一方で、フーチングにおいて作用するせん断力2,318.93kNはせん断耐力(注)1,560.36kNを大幅に上回るなどしており、耐震性能2が確保されていなかった。

しかし、事務所は、この照査結果により、基礎部について耐震性能2が確保されていないことを把握していたのに、損傷事例の多い柱部の補強を優先することとし、設計内容を適切なものに変更して基礎部の耐震性能2が確保されるような設計としないまま、耐震補強工事を実施していた。

（注）　せん断耐力　　せん断力を受ける部材断面のせん断破壊に対する耐荷力をいう。

したがって、(1)から(4)までの事態の重複を除いた62事業主体の407橋（直轄事業76橋、補助事業331橋）の橋脚1,128基（直轄事業254基、補助事業874基）については、巻立て工法による耐震補強工事を実施するに当たり、増加荷重を考慮した基礎部の照査が適切に実施されていないなどのため、耐震性能2が確保されておらず、又は確保されていないおそれがある状況になっていた（図表2及び図表3参照）。

図表2　(1)から(4)までの事態の事業主体数、橋脚数等

検査の結果	事態	事業区分	事業主体数	橋りょう数（橋）	橋脚数（基）	工事契約件数（件）	契約金額（千円）	巻立て工法に係る直接工事費（千円）	国庫補助金等相当額（千円）
(1)	増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった事態	直轄事業	8	29	114	35	9,349,088	692,565	—
		補助事業	32	185	502	275	42,229,274	5,373,177	2,781,974
		小計	40	214	616	310	51,578,363	6,065,742	2,781,974
(2)	基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が適切でなかった事態	直轄事業	5	31	86	34	9,263,239	732,914	—
		補助事業	18	65	192	111	14,854,767	1,557,451	817,154
		小計	23	96	278	145	24,118,006	2,290,365	817,154
(3)	基礎部の照査に当たって、限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でなかった事態	直轄事業	5	8	18	5	1,320,578	52,453	—
		補助事業	22	69	182	108	14,844,966	2,019,374	1,065,402
		小計	27	77	200	113	16,165,545	2,071,828	1,065,402
(4)	照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった事態	直轄事業	9	37	100	37	9,485,468	631,313	—
		補助事業	32	124	259	186	27,585,755	3,160,866	1,700,154
		小計	41	161	359	223	37,071,224	3,792,179	1,700,154
純計		直轄事業	11	76	254	83	21,815,325	1,677,584	—
		補助事業	51	331	874	510	77,850,710	9,456,569	4,946,463
		計	62	407	1,128	593	99,666,036	11,134,154	4,946,463

注(1)　金額は表示単位未満を切り捨てているため、各欄を集計しても小計欄及び合計欄とは一致しない。

注(2)　(2)及び(3)の事態のうち耐震性能2が確保されていないとされていたものについては、照査を適切に行った場合、耐震性能2が確保されない程度が更に大きくなると考えられることから、(4)の事態にも含めている。

このように、事業主体において、Ｂ種の橋りょうの橋脚に巻立て工法による耐震補強工事を実施するに当たり、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していない設計、基礎部の照査に当たり照査項目の選定が適切でない設計、基礎部の照査に当たり限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でない設計、又は照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっておらず耐震性能2が確保されていないことを把握していたのに設計内容を適切なものに変更していない設計により、耐震補強工事を実施していたため、当該橋脚において耐震性能2が確保されていない事態又はそのおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、事業主体において、Ｂ種の橋りょうの橋脚における巻立て工法による耐震補強工事の設計に当たり、増加荷重を考慮した基礎部の照査の重要性についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、国土交通省において、次のことなどによると認められた。

ア　事業主体に対して、増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することの重要性に加えて、既設橋りょうに係る設計図等について供用期間中は維持管理のために保存する必要があること、設計図等がない場合における具体的な基礎部の照査手法、Ｂ種の橋りょうに係る基礎部の照査における照査項目の選定方法、及び適切な限界状態を設定する際の損傷度の区分についての周知が十分でなかったこと

イ　事業主体に対して、照査結果において基礎部におけるせん断力等が許容範囲に収まっていないことが示されており、耐震性能2が確保されていないことを把握できる場合には、設計内容を適切なものに変更した上で、これに基づいて耐震補強工事を実施することの必要性を周知していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、8年3月及び同年6月に、地方整備局等を通じて国道事務所等及び都道府県等に対して事務連絡を発出して、Ｂ種の橋りょうに係る巻立て工法による耐震補強工事の設計について、耐震性能2が確保されるよう次のような処置を講じた。

ア　増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することの重要性、橋りょうの完成後、供用期間中は維持管理のために設計図等を保存すること、既設橋りょうに係る設計図等がない場合における基礎部の照査手法、照査項目の選定方法、限界状態を設定する際の損傷度の区分、及び照査結果において基礎部におけるせん断力等が許容範囲に収まっておらず耐震性能2が確保されていない場合には、設計内容を適切なものに変更した上で、これに基づいて耐震補強工事を実施することの必要性について周知した。

イ　アの周知内容に基づいて基礎部の照査を改めて行った結果、既往の工事で耐震性能2が確保されていないことが把握できた橋脚については、せん断力等が許容範囲をどの程度上回っているか把握するなどした上で、緊急度合いに応じて耐震補強工事を実施するための優先順位を定めるなどした対応方針を作成することについて周知した。そして、毎年度、更新した対応方針の報告を求め、必要に応じて助言等を行うこととした。

図表３　検査結果の各事態に該当する事業主体等の一覧

事業区分	地方整備局等	事業主体	検査の結果				純計
			(1)	(2)	(3)	(4)	
			増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施していなかった事態	基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が適切でなかった事態	基礎部の照査に当たって、限界状態を設定する際の損傷度の区分が適切でなかった事態	照査結果においてせん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を適切なものに変更していなかった事態	
			橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）	橋りょう数（橋）
直轄事業	東北地方整備局	南三陸沿岸国道事務所	1	0	0	0	1
	関東地方整備局	宇都宮国道事務所	0	0	0	2	2
		長野国道事務所	2	0	0	1	3
	北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	1	1	1	1	2
	中部地方整備局	三重河川国道事務所	0	23	0	20	30
	近畿地方整備局	大阪国道事務所	6	4	2	5	11
	中国地方整備局	山口河川国道事務所	1	0	2	3	4
	四国地方整備局	香川河川国道事務所	13	0	0	0	13
		中村河川国道事務所	1	1	1	1	2
	九州地方整備局	大隅河川国道事務所	0	0	0	1	1
		佐賀国道事務所	4	2	2	3	7
直轄事業　11事業主体			**29**	**31**	**8**	**37**	**76**
補助事業	宮城県	宮城県	9	7	9	11	23
		仙台市	2	2	2	3	5
		栗原市	3	0	0	0	3
		大崎市	0	0	1	1	1
	秋田県	秋田県	7	0	4	10	18
		にかほ市	1	0	0	0	1
	茨城県	茨城県	4	11	15	24	32
		土浦市	0	1	1	0	1
		つくば市	0	1	2	1	3
		常陸大宮市	1	1	0	1	2
	群馬県	群馬県	0	0	2	1	2
		藤岡市	1	0	0	0	1
	千葉県	千葉市	2	0	0	0	2
		船橋市	0	0	0	1	1
		習志野市	2	0	0	0	2
		八千代市	0	0	0	1	1
		袖ケ浦市	0	2	2	2	2
	福井県	福井県	0	6	0	7	7
	京都府	京都府	4	0	0	5	9
		京都市	6	3	1	2	9
		相楽郡精華町	0	0	0	1	1
	兵庫県	兵庫県	37	9	6	11	49
		神戸市	6	0	0	0	6
		尼崎市	0	0	1	1	1
		明石市	0	1	0	1	1
		洲本市	1	0	0	0	1
		伊丹市	2	0	0	1	3
		三木市	1	0	0	0	1
		高砂市	1	0	0	1	1
		川西市	0	0	0	2	2
		朝来市	0	0	2	2	2
		淡路市	3	0	0	0	3
		たつの市	2	0	0	0	2
	島根県	島根県	20	6	4	8	29
		松江市	0	1	1	0	1
		雲南市	1	0	0	0	1
		鹿足郡津和野町	1	0	0	0	1
	岡山県	岡山県	12	4	3	2	17
		岡山市	0	0	1	0	1
	愛媛県	愛媛県	4	1	0	2	5
		今治市	0	0	1	1	1
		西条市	2	0	0	1	3
	佐賀県	佐賀県	1	0	0	0	1
	長崎県	長崎県	0	0	1	3	3
	熊本県	熊本県	0	5	5	7	10
		熊本市	2	0	0	2	4
		宇土市	1	0	0	0	1
		球磨郡錦町	0	1	1	1	1
	大分県	大分県	43	3	4	7	51
		大分市	2	0	0	0	2
		中津市	1	0	0	0	1
補助事業　51事業主体			**185**	**65**	**69**	**124**	**331**
合　　計　　62事業主体			**214**	**96**	**77**	**161**	**407**

国土交通省

道路メンテナンス事業補助制度の実施状況等について

・道路メンテナンス事業補助制度の目的に沿っていない事業に係る補助金相当額 １４９億０９９８万円

1　道路メンテナンス事業補助制度の概要等

(1) インフラ長寿命化基本計画及び定期点検の概要等

政府は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定している。同基本計画によれば、インフラの損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することによりインフラ機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進するとされている。また、各インフラの管理者は、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画（以下「修繕計画」という。）を策定し、これに基づき戦略的な維持管理等を推進することとされている。

道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）によれば、トンネル、橋その他道路を構成する施設等のうち、損傷、腐食、その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「道路構造物」という。）の点検は、5年に1回の頻度で行うことを基本とすることとされている（以下、この点検を「定期点検」という。）。また、定期点検を行ったときは、道路構造物について健全性の診断を行い、その結果を、表1の区分（以下「判定区分」という。）により分類することとされている。

表1　道路構造物の健全性の診断結果の分類

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

国土交通省は、道路構造物について、主に判定区分Ⅲ又はⅣの状態で損傷が深刻化してから大規模な修繕等を行う従来の事後的な対策（以下「事後保全型の維持管理」という。）から、判定区分Ⅱの状態で損傷が軽微なうちに修繕等を行う予防的な対策（以下「予防保全型の維持管理」という。）へ移行した方が、トータルコストの縮減や予算の平準化に寄与するとしている。

こうした考えを踏まえ、国土交通省は、道路の新設、修繕、耐震補強等について広く支援する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の制度に加えて、令和2年度に、道路構造物について、早期又は緊急に措置を講ずべき判定区分Ⅲ又はⅣの状態から判定区分Ⅰ又はⅡの状態とし、予防保全型の維持管理が図られるよう、修繕等に係る事業に特化して集中的な支援を実施する「道路メンテナンス事業補助制度」を創設している。

(2) 道路メンテナンス事業補助制度の目的等

道路メンテナンス事業補助制度の目的は、道路メンテナンス事業補助制度要綱（以下「制度要綱」という。）によれば、地方公共団体が修繕計画を策定することにより、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へと円滑な政策転換を図り、橋りょう等の施設の長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減を図ることなどとされている。そして、国土交通省は、修繕計画に基づき修繕等を実施する地方公共団体に対して、修繕等に係る費用の一部について補助金を交付している（以下、この補助金を「道路メンテナンス補助金」という。）。

制度要綱によれば、事業の要件は、修繕計画に基づいて実施される対象施設の性能及び機能の

維持・回復・強化を図る修繕等の事業とされている。また、地方公共団体は、定期点検を実施し、その結果を踏まえておおむね5年の修繕計画を対象施設ごとに策定することとされており、修繕計画には、個々の施設ごとの定期点検の結果、修繕等の内容及び着手・完了予定年度等を記載し、新たな点検結果を得た場合は、修繕計画の見直し、更新を行うこととされている。

これらのことから、国土交通省は、道路メンテナンス補助金の補助の対象となる修繕等は、修繕計画に記載された予定に基づいて実施するものであって、定期点検の結果を踏まえて実施するものであることとしている。また、地方公共団体は、道路メンテナンス補助金の交付申請に当たっては、当該年度に修繕等を実施する施設名、事業費等を記載した「事業箇所別調書（道路メンテナンス事業）」（以下「箇所別調書」という。）を国土交通省に提出することとされており、同省は箇所別調書等により審査を行った上で交付決定している。

(3) 橋りょう及びトンネルにおける定期点検の結果等

地方公共団体は、平成26年度以降、5年に1回の頻度で道路構造物に係る定期点検を実施することとなっており、予防保全型の維持管理への転換に向けて、早期又は緊急に措置を講ずべき判定区分Ⅲ又はⅣの施設に対する修繕等を進めている。一方、令和5年度末時点における2巡目の定期点検の結果、判定区分Ⅲ又はⅣに分類された施設のうち、主たる施設である橋りょうは49,315施設、トンネルは2,375施設となっている。このうち、橋りょう25,973施設（上記施設数の52%）、トンネル1,015施設（同42%）については、修繕等が未着手となっていて、今後も引き続き多数の判定区分Ⅲ又はⅣの施設に対する修繕等の実施が見込まれる状況となっている（表2参照）。

表2　令和5年度末時点における2巡目の定期点検の結果と修繕等の状況

（単位：施設数）

施設	2巡目の定期点検の対象	定期点検の結果、分類された判定区分				Ⅲ+Ⅳ		
		Ⅰ 健全	Ⅱ 予防保全段階	Ⅲ 早期措置段階	Ⅳ 緊急措置段階	A	Aのうち修繕等が未着手のもの B	割合 (B/A)
橋りょう	657,400	274,497	333,588	48,763	552	49,315	25,973	52%
トンネル	7,403	140	4,888	2,353	22	2,375	1,015	42%

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、効率性等の観点から、橋りょう及びトンネルにおいて道路メンテナンス補助金により実施された修繕等が、修繕計画に記載された予定に基づいて実施されているか、定期点検の結果を踏まえて実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、16府県(注)及び管内416市町村の計432事業主体が、5、6両年度に契約を締結した橋りょう延べ4,899施設（431事業主体）及びトンネル延べ418施設（59事業主体）の計5,317施設に係る修繕等（計4,485契約、契約金額計1874億4702万余円、補助対象事業費計1729億7273万余円、補助金交付額計1027億2855万余円）を対象として、国土交通本省及び16府県において、修繕計画、契約書、箇所別調書等の書類や現地を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注）　16府県　　京都府、秋田、山形、茨城、千葉、兵庫、和歌山、鳥取、島根、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎各県

（検査の結果）

検査したところ、88事業主体における橋りょう及びトンネル延べ501施設に係る修繕等（計469契約、契約金額計338億9397万余円、補助対象事業費相当額計245億5153万余円、補助金相当額計149億0998万余円）について、次のとおり、修繕計画において予定のない修繕等又は定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事等が補助の対象として実施されていた事態が見受けられた。

(1) 修繕計画において予定のない修繕等が補助の対象として実施されていた事態

61事業主体（別表参照）は、橋りょう及びトンネル延べ314施設に係る修繕等（計286契約、契約金額計132億0676万余円、補助対象事業費相当額計110億3722万余円、補助金相当額計68億2433万余円）について、修繕計画に予定を記載しておらず実施を計画していなかったにもかかわらず、当該年度における予算の状況や工期等から実施が可能であるなどとして実施していた。

このように、修繕計画において予定のない修繕等が補助の対象として実施されていた事態は、早期に措置を行う必要のない修繕等にも道路メンテナンス補助金が充てられることになり、計画的な修繕等が実施されず、予防保全型の維持管理への円滑な転換等が図られない要因となる。

また、交付申請時の国土交通省における審査の状況について確認したところ、同省は、制度要綱において修繕計画を交付申請時の提出書類として求めていなかったため、事業主体から修繕計画が提出されておらず、箇所別調書に記載されている対象施設の修繕等が修繕計画に予定されている修繕等であるかの審査を適切に行うことができない状況となっていた。

(2) 定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事等が補助の対象として実施されていた事態

29事業主体（別表参照）は、橋りょう延べ160施設に係る修繕等において、耐震診断の結果等を踏まえた耐震補強工事を、制度要綱における強化を図る修繕に該当すると判断して実施していた。しかし、国土交通省は、強化を図る修繕とは、定期点検の結果、老朽化により橋脚の鉄筋の露出が確認されている箇所の補修を行うことにより橋脚の補強を図ることなどを指すとしているため、耐震補強工事は定期点検の結果を踏まえたものとは認められず、強化を図る修繕には該当しないこととなる。

また、14事業主体（別表参照）は、トンネル延べ47施設に係る修繕等において、トンネル内附属物本体である照明本体をＬＥＤに更新する工事（以下「ＬＥＤ化工事」という。）を道路メンテナンス補助金の対象に含まれるなどと判断して実施していた。しかし、国土交通省が定めた定期点検の要領によれば、照明本体等のトンネル内附属物本体の取付部材については、腐食、脱落等の取付状態の異常により照明本体等が落下するなどして道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるため定期点検の対象とされているものの、トンネル内附属物本体については、劣化等が直接そのような支障を及ぼすおそれがないため定期点検の対象とはならないとされており、ＬＥＤ化工事は定期点検の結果を踏まえたものとは認められない。

このように、定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事及びＬＥＤ化工事が補助の対象として実施されていた事態は、道路構造物の損傷、劣化等に対する修繕等及び、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに対する修繕等とは関係のない工事にも道路メンテナンス補助金が充てられることになり、早期に措置を行う必要のある修繕等が遅れるなどして、予防保全型の維持管理への円滑な転換等が図られない要因となる（これらの工事を実施していた事業主体数38事業主体、契約件数計201契約、契約金額計227億7201万余円、補助対象事業費相当額計151億6140万余円、補助金相当額計91億2232万余円。これらのうち、3事業主体18契約において(1)の事態と重複しているものが含まれている。）。

(1)及び(2)のとおり、道路メンテナンス補助金が、修繕計画において予定のない修繕等並びに定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事及びＬＥＤ化工事に充てられている状況は、予防保全型の維持管理への円滑な転換を図り、施設の長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減を図るという道路メンテナンス事業補助制度の目的に沿った効率的な予算の執行となっていないと認められた。

したがって、道路メンテナンス事業補助制度の実施に当たり、修繕計画において予定のない修繕等が補助の対象として実施されていた事態、定期点検の結果を踏まえたものではない耐震補強工事等が補助の対象として実施されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、事業主体において、道路メンテナンス事業補助制度を利用するためには、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施する

必要があることに対する認識が欠けていたことなどにもよるが、国土交通省において、次のことなどによると認められた。

ア　事業主体に対して、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施することの周知が十分でなかったこと

イ　事業主体に対して、道路メンテナンス事業補助制度の要件となっている修繕等の対象範囲の考え方及びその内容についての周知が十分でなかったこと

ウ　交付申請時に事業主体から修繕計画を提出させることとしておらず、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制となっていなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、予防保全型の維持管理への円滑な転換が図られ、長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減に資するよう、8年8月に次のような処置を講じた。

ア　事業主体に対して事務連絡を発して、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施することについて周知した。

イ　制度要綱を改正するとともに、事業主体に対して事務連絡を発して、道路メンテナンス事業補助制度を利用するための要件となっている修繕等の対象となる範囲の考え方及びその内容について周知した。

ウ　同年10月以降、交付申請時に事業主体から修繕計画を提出させることなどとし、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制を整備した。

別表　(1)及び(2)の事態に係る事業主体と該当する事態等

府県	事業主体名	(1)の事態	(2)の事態	
			耐震補強工事	ＬＥＤ化工事
秋田県	秋田県	○	○	○
	秋田市		○	
	能代市	○		
	男鹿市	○		
	潟上市	○		
	大仙市	○		
	北秋田市		○	
	仙北市		○	
	山本郡藤里町		○	
	南秋田郡五城目町	○		
	雄勝郡羽後町	○		
山形県	山形県	○	○	
	酒田市		○	
	寒河江市	○		
	村山市	○		
	西村山郡朝日町	○		
	西村山郡大江町	○		
	最上郡最上町	○		
	東田川郡三川町	○		
	東田川郡庄内町		○	
茨城県	茨城県		○	
	土浦市		○	
	龍ケ崎市	○		
	常総市	○		
	高萩市	○		
	神栖市	○		
千葉県	千葉県	○	○	
	千葉市		○	
	茂原市	○		
	成田市	○		
	旭市	○		
	鴨川市	○		
	鎌ケ谷市	○		
	山武市	○		
	いすみ市	○		
	香取郡東庄町	○		
京都府	京都府		○	○
	京都市		○	
	福知山市	○		
	綾部市	○		
	八幡市	○		
	南丹市			○
	木津川市	○		
	綴喜郡井手町	○		
	綴喜郡宇治田原町	○		
	相楽郡和束町	○		

府県	事業主体名	(1)の事態	(2)の事態	
			耐震補強工事	ＬＥＤ化工事
兵庫県	兵庫県		○	○
	伊丹市		○	
	相生市	○		
	三田市		○	
	丹波篠山市	○		
和歌山県	和歌山県	○		
鳥取県	鳥取県		○	
	鳥取市	○		○
	米子市	○		
	西伯郡日吉津村	○		
島根県	島根県	○	○	
	松江市		○	
香川県	香川県	○	○	
愛媛県	愛媛県			○
	今治市		○	○
高知県	高知県	○	○	
	高知市	○		
	南国市			○
	土佐市	○		
	土佐清水市	○		
	四万十市	○		○
	長岡郡本山町	○		
	土佐郡大川村	○		
	吾川郡仁淀川町			○
	高岡郡越知町			○
	幡多郡大月町	○		
佐賀県	佐賀県	○	○	
	佐賀市	○		
	伊万里市	○		
	武雄市	○		
熊本県	熊本県		○	
	熊本市	○		
	人吉市	○		
	阿蘇市	○		
	下益城郡美里町			○
	球磨郡錦町		○	
	球磨郡相良村		○	
	球磨郡あさぎり町	○		
大分県	大分県	○	○	○
	大分市	○	○	
	佐伯市	○		
	津久見市			○
15府県	**88事業主体**	**61**	**29**	**14**

国土交通省

長期間未供用となっている補助事業で取得した公園用地について

・事業の継続、中止等の検討を実施していなかった長期未供用用地の取得に係る国庫補助金等相当額　２５億２７０２万円

1　公園事業及び公園事業に係る評価等の概要

(1) 公園事業の概要

国土交通省（平成13年1月5日以前は建設省）は、都市公園法（昭和31年法律第79号）等に基づき、同法第2条第1項に規定する公園又は緑地等（以下「公園」という。）を整備する事業（以下「公園事業」という。）を実施する地方公共団体等に対して国庫補助金を、平成22年度以降は社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）等を交付している（以下、国庫補助金と交付金を合わせて「補助金等」という。）。

国土交通省は、12年度に、「都市計画運用指針」（平成12年建設省都計発第92号建設省都市局長通知）を定め、公園等の都市施設に関する都市計画については、おおむね20年後を目標年次として長期的な整備水準を検討して定めることが望ましいとしている。また、同運用指針では、都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましいとする都市計画の見直しの考え方が示されている。

(2) 公園事業に係る評価等の概要

ア　国土交通省が実施している事業再評価等

国土交通省は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）等に基づいて、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について評価（以下「事業再評価」という。）を実施している。同法の規定に基づき、事業再評価について同省が定めている「建設省所管公共事業の再評価実施要領」（平成10年4月1日施行。13年7月6日以降は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」）等によれば、事業再評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化等を踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものとされている（以下、このような事業の継続、中止等を判断するために行う検討を「事業の継続、中止等の検討」という。）。そして、事業再評価の対象は、補助事業等においては、①事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業、②事業再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業、③社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業等とされている。

また、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知）等によれば、交付金を充てて社会資本整備総合交付金事業（以下「交付金事業」という。）を実施しようとする地方公共団体等は、おおむね3年から5年の交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等についての評価（以下「交付金事業の評価」という。）を行うこととされているが、事業の継続、中止等の検討を行うこととはされていない。

イ　公園用地を補助事業で取得した公園事業に対する補助事業終了後の事業再評価等

国土交通省は、公園事業の事業再評価について、「都市公園等事業の再評価実施要領細目」（平成10年7月7日施行）において、対象とする事業を地方公共団体が国庫補助金を受けて実施するものとしていて、交付金事業に関しては、個別事業単位より大きな施策目標単位で実施することとしていることから、個々の交付金事業については、事業再評価の対象としていない。また、公園用地を補助事業で取得していて、22年度以降に公園施設の整備を交付金事業で実施する計画として交付金事業に移行している公園事業については、補助事業としては継続しておらず、交付金事業として取り扱われるため交付金事業の評価が実施されることとなり、事業再評価は実施されない。さらに、公園用地を補助事業で取得していて、その後は公園施設の

整備を補助金等の交付を受けずに事業主体の単独事業で実施する公園事業についても、補助事業が継続していないため、事業再評価は実施されない。

ア及びイのことから、公園用地を補助事業で取得した後、交付金事業又は事業主体の単独事業で実施する公園事業及び交付金事業で実施する公園事業については、補助事業の事業再評価又は交付金事業の評価の枠組みにおいて事業の継続、中止等の検討を実施することとはなっていない。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

公園事業の実施に当たり、公園用地を補助事業等で取得したものの、供用されていない状態のもの（以下「未供用用地」という。）については、事業効果が発現していない。一方、上記のとおり、公園用地を補助事業で取得した後、交付金事業又は事業主体の単独事業で実施する公園事業及び交付金事業で実施する公園事業については、補助事業の事業再評価又は交付金事業の評価の枠組みにおいて事業の継続、中止等の検討を実施することとはなっていない。

そこで、本院は、有効性等の観点から、事業主体において未供用用地となっている期間が長期にわたっている状態の公園事業に対する事業の継続、中止等の検討が実施されているか、国土交通省においてその状態の解消に向けた取組が行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、10府県(注1)の42事業主体(注2)が令和6年度末時点において保有している未供用用地（55事業、面積計281万㎡、取得価格計312億0535万余円、補助金等の対象事業費相当額（以下「国庫補助対象事業費相当額」という。）計307億4621万余円、補助金等相当額計103億5165万余円（事業主体において国庫補助対象事業費相当額及び補助金等相当額が不明なものがあり、その額は含めていない。以下同じ。））を対象として、国土交通本省及び10府県において公園事業に係る評価書等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注1）　10府県　　京都府、宮城、群馬、千葉、福井、兵庫、佐賀、長崎、熊本、大分各県

（注2）　42事業主体　　京都府、宮城、群馬、千葉、佐賀、大分各県、仙台、石巻、白石、前橋、高崎、富岡、みどり、千葉、船橋、佐倉、柏、鎌ケ谷、福井、京都、亀岡、京丹後、神戸、姫路、たつの、長崎、佐世保、大村、別府、臼杵、宇佐各市、柴田郡柴田、山武郡芝山、大飯郡高浜、三養基郡みやき、西彼杵郡長与、菊池郡菊陽、阿蘇郡小国、上益城郡嘉島、益城、速見郡日出各町、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 長期未供用用地の状況

前記10府県の42事業主体における未供用用地計281万㎡の状況についてみたところ、14事業主体(注3)が19事業で取得した計183万㎡は、公園用地取得後の経過年数が20年以上の長期にわたる未供用用地（以下「長期未供用用地」という。）となっており、全未供用用地面積に占める割合は65.1％に上っていた（表参照）。

（注3）　14事業主体　　京都府、宮城、群馬、千葉、佐賀、大分各県、福井、京都、京丹後、神戸、佐世保、大村、臼杵各市、速見郡日出町

表　未供用用地の状況

公園用地取得後の経過年数	事業主体数	事業数	未供用用地面積（万㎡）	全未供用用地面積に占める割合（%）	未供用用地の取得価格	左に対する国庫補助対象事業費相当額	補助金等相当額
20年未満	36	43	98	34.8	116億8311万円	114億5923万円	39億2367万円
20年以上	14	19	183	65.1	195億2224万円	192億8698万円	64億2797万円
20年以上30年未満	12	15(1)	92	32.7	146億0090万円	144億5841万円	48億1873万円
30年以上40年未満	7	8	69	24.8	43億8636万円	42億9358万円	14億3093万円
40年以上50年未満	4	5	20	7.3	5億2226万円	5億2226万円	1億7407万円
50年以上	1	1	0	0.1	1272万円	1272万円	423万円
純計	42	55(1)	281	100.0	312億0535万円	307億4621万円	103億5165万円

注(1)　複数年度にわたって用地を取得している事業については、用地取得後の経過年数に応じてそれぞれに計上しているため、「事業主体数」及び「事業数」は、集計しても純計欄と一致しない。

注(2)　表示単位未満を切り捨てているため、面積及び金額は、集計しても純計欄と一致しないものがあり、「全未供用用地面積に占める割合」は、集計しても100.0%にならない。

注(3)　事業数欄における（ ）書きは、事業主体において国庫補助対象事業費相当額及び補助金等相当額が不明であるとしている事業数を内数で示したものである。

しかし、国土交通省は、これらの事業主体において長期未供用用地が生じていて事業効果が発現していない状態を把握していなかった。

なお、前記の14事業主体に対して、長期未供用用地が生じている理由について確認したところ、公園施設の整備計画はあるものの、予算が確保できず未供用用地に係る公園施設の整備より他の事業を優先しているため、整備区域内に未買収地があり一団の土地を確保できず工事に着手できていないためなどとしている事業主体が多く見受けられた。

(2) 長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の実施状況

公園等の都市施設については、都市計画運用指針において都市計画の目標年次がおおむね20年後とされている。また、長期にわたり事業が行われていない都市施設の問題については、長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じて都市計画の変更の検討を行うことが望ましいとされている。

そこで、前記の14事業主体において、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討が実施されているかについてみたところ、9事業主体の13事業(注4)（これに係る長期未供用用地計129万㎡、取得価格計78億1681万余円、国庫補助対象事業費相当額計75億8155万余円、補助金等相当額計25億2702万余円）については実施されていなかった（実施を確認できなかったものを含む。以下同じ。）。

このような状況は、上記の13事業がいずれも事業主体において公園用地を補助事業で取得した後、交付金事業又は事業主体の単独事業で実施する公園事業に該当していて、補助事業の事業再評価又は交付金事業の評価の枠組みにおいて事業の継続、中止等の検討を実施することとはなっていないことによるものであった。

（注4）　9事業主体の13事業で整備されることになっている公園の名称は、宮城県（岩沼海浜緑地、加瀬沼公園及び宮城県総合運動公園）、群馬県（金山総合公園及び多々良沼公園）、大分県（大分スポーツ公園）、福井市（福井市総合運動公園）、京丹後市（京丹後市八丁浜シーサイドパーク）、神戸市（海浜公園及び山田町公園）、佐世保市（宇久町総合公園）、臼杵市（臼杵市総合公園）及び速見郡日出町（豊岡公園）である。

一方で、5事業主体は6事業について、自主的に事業の継続、中止等の検討を実施して、事業計画における事業規模等を見直し具体的な供用開始予定年度を示すなど長期未供用用地の状態の解消に向けた取組を行っていたことから、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討には一定の効果があると認められた。

上記について、事業主体において事業の継続、中止等の検討を実施していた参考事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

千葉県は、山武・長生・夷隅地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心的な役割を担うほか、災害時

の広域防災拠点等の防災機能を有する長生の森公園を整備するために、平成5年度に計画面積48万㎡の事業化を行い、同年度から公園用地の取得を開始している。そして、8年度から工事に着手し、令和元年度までに一部を供用している。

同県は、本件公園事業の実施に当たり、公園用地を国土交通省の補助事業により取得するなどしていたため、同省の再評価実施要領に準じて定めた「千葉県県土整備部所管国庫補助事業再評価実施要領」に基づいて平成19年度に事業再評価を行うことにより、事業の継続、中止等の検討を実施していた。また、22年度以降は、交付金事業に移行され上記の再評価実施要領が適用されなくなったが、同県は、自主的に、23年度に「千葉県県土整備公共事業評価実施要領」を定めて、これに基づいて、24年度、29年度及び令和4年度に、長生の森公園の整備に対する事業の継続、中止等の検討を実施していた。これらのうち、4年度に実施した事業の継続、中止等の検討においては、近年、自然災害により甚大な被害を受けたことによる防災拠点や広域避難場所としての公園の重要度が高まったことなどを考慮するとともに、予定していた野球場スタンドの増設を中止するなどして総事業費を見直すなどした上で、本件公園事業を継続することとしていた。そして、6年度末時点で長期未供用用地となっている公園用地27万㎡について、11年度までにコスト縮減のために民間活力の導入により体験の森や体験広場等の施設を整備して12年度に供用を開始する予定としている。

しかし、国土交通省は、このように長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の有無が、事業主体によって区々となっている状況を把握していなかった。

したがって、国土交通省において、事業主体が補助事業で取得した公園用地が長期未供用用地となっていて事業効果が発現していない状態及び、これら長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の有無が事業主体によって区々となっている状況を把握しておらず、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討を行うこととする仕組みを整備していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、長期未供用用地が生じている公園事業に対する事業の継続、中止等の検討の仕組みを整備することの重要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、令和8年8月に、事業主体に対して事務連絡を発して、長期未供用用地が生じている公園事業については、事業効果が発現していない状態の解消に資するよう、事業主体において、事業実施環境の変化等を踏まえた事業の継続、中止等の検討を実施してその検討結果を同省に報告すること、また、その検討において継続とされた公園事業についてはその後もおおむね5年ごとなど定期的に事業の継続、中止等の検討を実施することとし、同省において、それらの内容を把握した上で必要に応じて事業主体に対して助言することとする仕組みを整備する処置を講じた。

防衛省

発電設備等の点検整備等業務に係る契約手続及び予定価格の積算について

・競争に付することなく随意契約により締結されていた点検整備等業務に係る契約金額(1)	５億５３０２万円
・経済的な積算が行われていなかった点検整備等業務に係る拘束費用の積算額のうち低減できた積算額(2)	９８２０万円
・(1)及び(2)の純計	５億５３０２万円

1　点検整備等業務に係る契約等の概要

(1) 点検整備等業務の概要

情報本部は、我が国の安全保障に関わる動向分析に必要な電波情報等を収集するために東京都小笠原村の硫黄島に通信機器等を設置し、それらの稼働に必要となる電源を確保するなどのために、同島内に、原動機、発電機等で構成される常用の発電設備等を設置している。

情報本部は、硫黄島における発電設備等について、常時継続的に安定した運用が行えるように、毎年度、発電設備等の点検、整備、保守等に係る業務（以下「点検整備等業務」という。）を業者に請け負わせて実施している。点検整備等業務の実施に当たっては、硫黄島には民間航路がないことから、請負業者が作業員等を同島へ入島させ、又は同島から離島させるために、定期的に運航されている自衛隊航空機（以下「官用機」という。）等を利用することが必要になっている。

(2) 契約手続の概要

会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の会計法令によれば、国の契約方式は一般競争契約が原則とされているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等においては随意契約によることとするなどとされている。

財務省が定めた「公共調達の適正化について」（平成18年財計第2017号）によれば、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として、防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等が挙げられている。また、防衛装備庁において「公共調達の適正化について」の細部の要領を定めた「公共調達の適正化を図るための措置について」（平成27年装管調第107号。以下「公共調達適正化措置通知」という。）等によれば、過去2か年度にわたって1者応募又は1者応札となっている防衛装備品等又は役務の調達のうち、当該調達の契約相手方に契約履行に必要な設備等の保有状況について確認するなどの調査の結果、当該防衛装備品等の製造又は役務の実施に当たって必要となる設備等を有する者が1者に限られると類推されるなどのものは、上記の「公共調達の適正化について」に規定される競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められるものとして取り扱うこととされている。さらに、その場合、契約に参入するために必要となる要件をインターネット等において常時掲示することにより、該当する契約への新規参入者が存在しないことを確認することを要するとされている。

(3) 予定価格の積算の概要

情報本部における予定価格の積算は、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）等に基づき行うこととなっている。訓令によれば、予定価格の算定の基準とする計算価格の計算に当たり、計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料がない場合において、調達物品等を随意契約により調達しようするとき(注1)は、契約予定相手方から提出された見積資料を審査の上、調達物品等の数量、納期等を考慮して適当と認められる数値を適用して計算することができるなどとされている。

（注1）　調達物品等を一般競争契約により調達しようとするときは、調達の相手方として適当と認めて選定した2者以上の相手方から調達物品等の見積資料の提出を求め、当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して計算することができるとされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、経済性等の観点から、点検整備等業務について、契約手続が会計法令等に照らして適切に行われ、競争性等を確保したものになっているか、また、予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、令和6、7両年度に締結された硫黄島における点検整備等業務に係る契約4契約（契約金額計5億5302万余円）を対象として、情報本部において、契約書、仕様書、予定価格調書、見積資料等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものとは認められないにもかかわらず、競争に付することなく随意契約により締結されていた事態

硫黄島における点検整備等業務に係る契約については、情報本部が3年度に一般競争入札を実施した結果、鹿島建設株式会社（以下「会社」という。）の1者応札となり、4年度に契約相手方の選定に係る公募を実施した結果、会社の1者応募となって会社と随意契約を締結するなど、2か年度以上にわたり1者応募又は1者応札となっていた。その後、情報本部は、公共調達適正化措置通知に基づき会社に対して契約履行に必要な設備等の保有状況を確認するなどの調査を行い、民間航路がないなどの硫黄島の特殊性を考慮して、同島内に事務所等を有している民間企業が会社のみとなっている状況から、役務の実施に当たって必要となる設備等を有する者が会社の1者に限られると類推されるとし、公共調達適正化措置通知に規定される要件に該当するとしていた。そのため、情報本部は、前記の4契約について、公共調達適正化措置通知における競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められるものとして取り扱い、点検整備等業務に係る契約に参入するために必要となる要件をインターネット等において常時掲示することにより、これらの契約への新規参入者が存在しないことを確認し、いずれの契約も競争に付することなく、会社と随意契約により締結していた。

しかし、前記の4契約について、点検整備等業務の内容を確認したところ、一般的な整備器具等を使用して発電設備等の部品交換、装置の分解、点検等を行うものとなっていて、これらの整備器具等以外に点検整備等業務を実施するに当たって必要となる設備等はなかった。また、民間航路がないなどの硫黄島の特殊性については、仕様書において、請負業者は、作業員等の輸送に当たり官用機等による支援を無償で受けることができ、作業員の宿泊施設についても官側が調整することになっていて、考慮する必要はなかった。これらのことから、前記の4契約は、点検整備等業務を実施するに当たって必要となる設備等を有する者が会社のみに限られるものとはなっていなかった。

したがって、前記の4契約は、公共調達適正化措置通知に規定される競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものとは認められないにもかかわらず、情報本部において、競争に付することなく随意契約により締結されており、会計法令等に照らして契約手続が適切に行われていなかったと認められた。

(2) 業務の実態を反映した経済的な積算が行われていなかった事態

情報本部は、前記の4契約に係る予定価格の算定に当たっては、適当と認められる標準資料がないとして、会社から提出された見積資料を審査するなどした上で、これを計算価格の計算に用いていた。会社から提出された見積資料における直接業務費には、点検対象となる発電設備等の種別（以下「点検種別」という。）ごとの点検に係る人件費、部品費等の費用が計上されていた。また、作業員が作業を終えた後、官用機の運航日まで島内に拘束される日（日曜日を除く。以下「拘束日」という。）が生ずることが見込まれるとして、作業員の拘束に係る経費（以下「拘束費用」という。）が次のとおり算定され、計上されていた。

①　1回の点検において生ずると見込まれる作業員1人当たりの拘束日の日数を、点検種別ごとに設定する。

② 上記の日数に、点検に従事する作業員数と点検の実施回数を乗じて、点検種別ごとの拘束日に係る人工数を算出する。

③ 上記の人工数に労務単価を乗じて点検種別ごとの拘束費用を算出し、これらを合計した全体の拘束費用を算定する。

このように、拘束費用は、点検種別ごとに拘束日が生ずるものとして、その日数を基に算定されていた。

情報本部は、前記4契約のうち3契約(注2)の予定価格の算定に当たり、拘束費用の計上が必要であるとして、上記の見積資料に基づいて、拘束日に係る人工数を計1,291人日として、これらに係る拘束費用計9888万余円を直接業務費に計上していた。

しかし、上記の3契約について、契約の履行状況を確認するために会社に提出させている役務作業日誌等により業務の実態を確認したところ、会社は、契約の履行に当たり、官用機の運航日に合わせて複数の点検種別に係る作業が効率的に行われるようにすることにより、拘束日が極力生じないように作業工程を組んで作業を行っていた。この結果、実際の拘束日に係る人工数は3契約のうち1契約に係る計9人日にとどまっていて、予定価格の積算における同人工数計1,291人日との間に大幅なかい離が生じており、予定価格の算定に当たっては、業務の実態に基づいた拘束費用を計上する必要があったと認められた。

上記の3契約について、役務作業日誌等で確認することができた拘束日に係る人工数計9人日に基づき拘束費用を修正計算すると、計66万余円となり、前記の積算額計9888万余円を約9820万円低減できたと認められた。

（注2） 情報本部は、令和7年度の1契約の予定価格の算定に当たっては、本院の検査を踏まえて、拘束費用の計上を取りやめていた。

(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、4契約（契約金額計5億5302万円）となる。

このように、4契約について、競争に付することなく随意契約により締結されていた事態、及び3契約に係る予定価格の算定に当たり、業務の実態を反映した経済的な積算が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、情報本部において、次のことなどによると認められた。

ア 点検整備等業務に係る契約手続について、公共調達適正化措置通知で定められた競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められる要件に対する理解が十分でなかったこと

イ 予定価格の算定に当たり、役務作業日誌等を基に業務の実態を把握し、これにより経済的な積算を行うことについての検討が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、情報本部は、8年9月に関係部署に対して通知を発して、硫黄島における点検整備等業務に係る契約について、契約手続が適切に行われるよう、また、予定価格の算定に当たり経済的な積算を行うよう、次のような処置を講じた。

ア 点検整備等業務は、公共調達適正化措置通知における競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に準ずるものと認められる要件には該当しないことを周知し、これを踏まえて競争に付することとして契約手続を適切に行うようにした。また、当該要件に該当するとしている他の業務等についても、再度確認を行うなどすることとした。

イ 業務の実態を反映した経済的な積算とするために、予定価格には基本的に拘束費用を計上しないようにすることなどについて周知した。

防衛省

艦船の定期検査等に係る契約における修賠保険料について

・低減できた修賠保険料の積算額	９４５０万円

1　艦船の定期検査等に係る契約及び船舶修繕者賠償責任保険の概要等

(1) 艦船の定期検査等に係る契約の概要

海上自衛隊は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）等に基づき、艦船について、おおむね3年から5年に一度の定期検査及び年次検査（以下、これらを「定期検査等」という。）を行うこととしている。定期検査等に当たっては、艦船の安全性等を確保するために諸性能を確認するなどの検査工事及び検査工事等により判明した要修理箇所の修理工事を実施しているほか、定期検査等の機会に新規に装備品等を追加設置する装備工事等（以下、これらの工事を区別せずに「修繕工事」といい、定期検査等に係る修繕工事の契約を「定年検契約」という。）を実施している。

5地方総監部等(注1)は、艦船ごとに同一の造船会社との間で、修繕工事の必要がある都度、定年検契約を締結して定期検査等を実施しており、1回の定期検査等に当たり複数の定年検契約を締結している。このため、海上自衛隊全体では、毎年度多数の定年検契約が締結されている。

（注1）　5地方総監部等　　横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、大湊地区総監部（令和7年3月23日以前は大湊地方総監部。以下同じ。）

(2) 船舶修繕者賠償責任保険の概要

造船会社は、定期検査等に際して、定期検査等の期間中に作業員の過失等により修繕工事の対象艦船に損害を与えるなどして、国等に対して法律上の損害賠償責任を負う場合がある。このため、造船会社は、造船工場等ごとに、当該損害賠償責任を負った場合に生ずる金銭的損失を補償する船舶修繕者賠償責任保険（以下「修賠保険」という。）に係る契約（以下「保険契約」という。）を損害保険会社（以下「保険会社」という。）と締結している。

造船会社は、修賠保険に係る保険料（以下「修賠保険料」という。）について、修賠保険の特別約款等に基づき、保険契約締結時に、保険期間内に保険対象の造船工場等において修繕工事を実施する予定の全ての対象艦船等の修繕工事費の概算額の合計額に基づき算出された暫定の修賠保険料を保険会社に支払い、保険期間満了後、実績額に基づき算出された修賠保険料との差額を保険会社に支払うことなどにより精算することとなっている（以下、この精算を「確定精算」という。）。

確定精算における修賠保険料については、保険期間満了後に造船会社が保険契約ごとに一定の単位で修繕工事費を合算して保険会社に通知する額を基礎として（以下、この額を「算出基礎額」という。）、算出基礎額に保険料率を乗ずるなどして算定した金額の合計額とすることとなっている。そして、修賠保険料の算定に当たっては、算出基礎額が大きくなるほど算出基礎額1円当たりの修賠保険料が安価になる仕組みになっている。一方、算出基礎額については、造船会社が修繕工事費をどのような単位で合算するかについて特段の定めはない。

(3) 定年検契約に係る予定価格の積算における修賠保険料の算定

5地方総監部等は、定年検契約ごとに行う予定価格の積算について、定期検査等が特殊な仕様であり市場価格が存在しないことから、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号）等に基づいて原価計算方式により行っており、積算に当たっては、造船会社から参考見積書を徴している。そして、修賠保険料については、参考見積書における修繕工事費及び修賠保険料の算定方法を参考にして算定し、直接経費として計上するなどしている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、定年検契約に係る予定価格の積算における修賠保険料の算定が経済的なものとなっているかなどに着眼して、令和4、5両年度に定期検査等に着手して6年度まで

に完了した艦船のうち、定年検契約の契約金額の合計額が10億円以上であり、かつ、予定価格の積算において修賠保険料を直接経費として計上していた艦船計39隻に係る定年検契約計1,408件（当初契約及び各変更契約をそれぞれ1件として計上している。以下同じ。）、契約金額計1459億2198万余円（積算額計1462億1953万余円、うち修賠保険料に係る積算額計3億3270万余円）を対象として、海上幕僚監部、5地方総監部等及び6造船会社(注2)において、予定価格調書、造船会社から徴した参考見積書、造船会社と保険会社との修賠保険料の確定精算に係る書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注2）　6造船会社　　川崎重工業株式会社、ジャパン マリンユナイテッド株式会社、三菱重工業株式会社、函館どつく株式会社、三菱重工マリタイムシステムズ株式会社、三菱造船株式会社

（検査の結果）

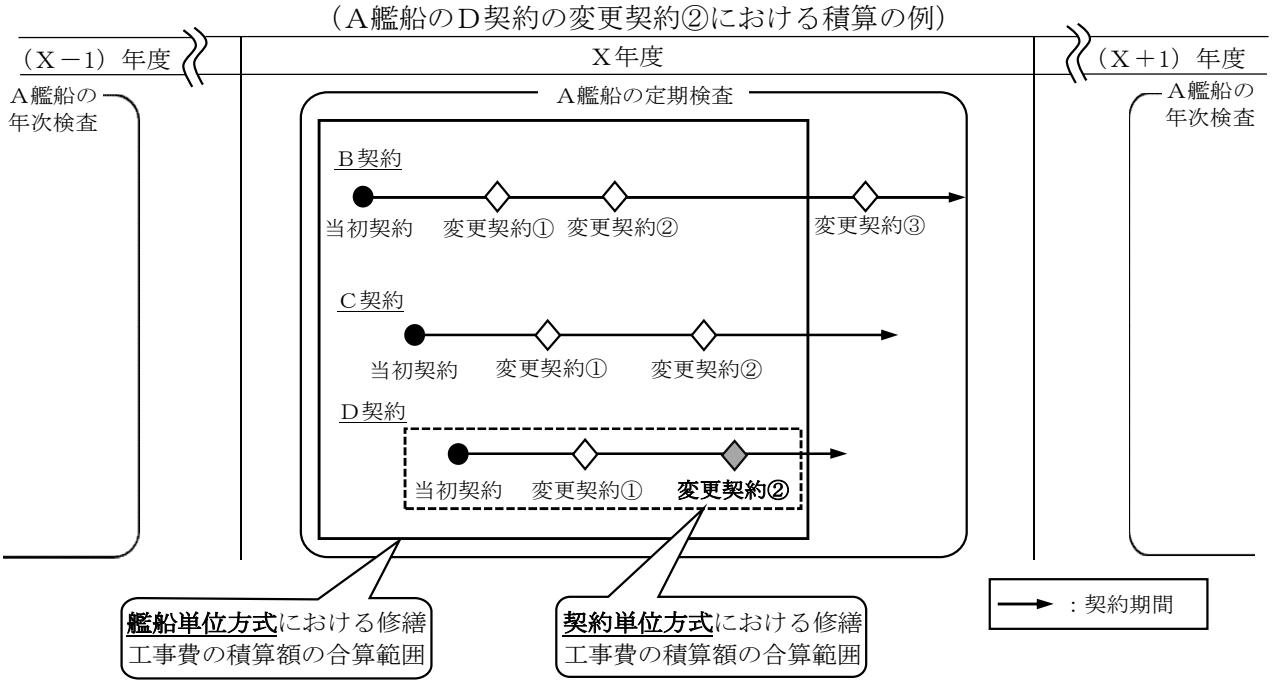
5地方総監部等が締結した上記の39隻に係る定年検契約の予定価格の積算における修賠保険料の算定方法について検査したところ、次のとおり艦船ごとに算定方法が異なっていた。すなわち、5地方総監部等の計18隻（契約件数計787件、修賠保険料に係る積算額計1億0425万余円）については、定期検査等を行う艦船単位で当該積算時点までの全ての定年検契約の修繕工事費の積算額を合計するなどした金額を算出基礎額として修賠保険料を算定した上で、当該積算時点より前に積算した修賠保険料との差額を計上するなどの方式を適用していた（以下、積算又は確定精算において艦船単位で修繕工事費を合算する算定方法を「艦船単位方式」という。参考図参照。）。一方、5地方総監部等(注3)のうち3地方総監部等の計21隻（同621件、同2億2844万余円）については、定年検契約ごとに、当初契約とその変更契約を一つの単位（以下「契約単位」という。）とし、変更後の修繕工事費の積算額を算出基礎額として契約単位での修賠保険料を算定するなどの方式を適用していた（以下、積算又は確定精算において契約単位で修繕工事費を合算する算定方法を「契約単位方式」という。参考図参照。）。このように、3地方総監部等においては、同一の地方総監部等内で両方式が混在している状況となっていた。

（注3）　3地方総監部等　　横須賀、呉両地方総監部

（参考図）

修賠保険料の積算における算出基礎額の算定の概念図

（A艦船のD契約の変更契約②における積算の例）



注(1)　B契約の変更契約③は、D契約の変更契約②の積算時点よりも後に積算するため、艦船単位方式においても合算の範囲外となる。

注(2)　定期検査等は、複数年度にわたって実施される場合がある。

前記1(2)のとおり、算出基礎額が大きくなるほど算出基礎額1円当たりの修賠保険料が安価になること、及び艦船単位で全ての定年検契約の修繕工事費を合計して算出基礎額を算定する艦船単位方式の方が、契約単位の修繕工事費で算出基礎額を算定する契約単位方式よりも算出基礎額が

大きくなることから、艦船単位方式を適用した方が算出基礎額1円当たりの修賠保険料が安価になることとなり経済的な積算になる。

しかし、3地方総監部等は、契約単位方式を適用した定年検契約について、造船会社における確定精算の方法等の保険契約に係る取引の実態を考慮することなく一方的に艦船単位方式を適用することとすると、造船会社が不利益を被ることになり、定年検契約が締結できなくなるおそれがあるなどの懸念があるとして、艦船単位方式を適用することについての検討等を十分に行っていなかった。また、海上幕僚監部においても、上記の懸念が払拭されない限り、一律に艦船単位方式を適用することは難しいとしていた。

そこで、本院が、3地方総監部等が契約単位方式により修賠保険料を算定していた21隻に係る定年検契約の契約相手方である造船会社の全てに対して艦船単位方式の適用の可否について確認したところ、各造船会社は、上記の21隻については、いずれも確定精算を契約単位方式により行っているものの、保険会社と協議した結果、艦船単位方式に改めることについて、特段の支障はなく可能であることが確認できたとしていた。

したがって、3地方総監部等において、定年検契約に係る予定価格の積算に当たり、より経済的となる修賠保険料の算定方法である艦船単位方式を適用していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

3地方総監部等が契約単位方式により修賠保険料を算定していた21隻に係る定年検契約621件における修賠保険料の積算額2億2844万余円について、定年検契約の契約日の順に積算が行われたとして艦船単位方式により試算すると、計1億3391万余円となり、計307件において約9450万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、3地方総監部等において、定年検契約に係る予定価格の積算に当たり、保険契約に係る取引の実態を考慮する必要があるとして、より経済的となる修賠保険料の算定方法の適用の可否についての検討等が十分でなかったこと、海上幕僚監部において、3地方総監部等がより経済的となる修賠保険料の算定方法を適用することに向けた検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、8年6月に5地方総監部等に対して通知を発するなどして、原則として同月以降に開始される定期検査等について、定年検契約に係る予定価格の積算における修賠保険料の算定に当たり、艦船単位で全ての定年検契約の修繕工事費を合計した金額を算出基礎額とする艦船単位方式を適用することとする処置を講じた。

防衛省

用途廃止された航空機からの部品取りについて

・部品取りが適切に実施されていなかった部品の物品管理簿価格　　５８７５万円

1　航空機の用途廃止に伴う部品取りの手続等の概要

(1) 航空機の用途廃止及び部品取りの概要

防衛力整備計画（令和4年12月国家安全保障会議及び閣議決定。以下「整備計画」という。）によれば、航空自衛隊は、保有機種の最適化のために、救難捜索機（Ｕ－125Ａ）等の用途廃止を進めることとされている。

救難捜索機等を含む航空機の用途廃止の際には、航空幕僚監部（以下「空幕」という。）が航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）等に対して、国有財産（航空機）の用途廃止についての通達等（以下「用途廃止通達」という。）を発出している。用途廃止通達では、補用部品等として活用するために、用途廃止された航空機（以下「用途廃止機」という。）から需要が見込まれる部品等を取り外すこと（以下「部品取り」という。）について指示するなどしている。

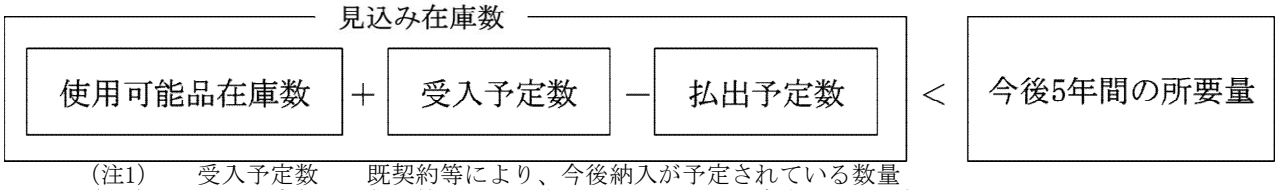
航空自衛隊第2補給処（以下「第2補給処」という。）は、航空機の機体用部品等の保管、補給及び整備を行っており、用途廃止通達を受けた補給本部からの部品取りに係る指示を受けて、航空機を運用又は整備する部隊（以下「部隊」という。）に対して、用途廃止に伴う部品取りについての通知（以下「通知」という。）を発出することにより、部品取りを実施する品目を指示している。部品取りにより取り外された部品は、第2補給処の管理の下、需要に応じてそれぞれの部隊に払い出されるなどして活用される。これにより、その後の購入契約又は修理契約に係る費用の抑制が図られることになる。

(2) 第2補給処における部品取りの手続等の概要

第2補給処は、「航空機の用途廃止及び航空機用エンジンの不用決定に伴う部品取りに関する資材計画部長指示」（平成30年11月資材計画部長指示第136号）及びその別冊である解説書（以下「解説書」という。）に基づき部品取りに関する業務を実施している。解説書によれば、当該機種の運用終了までの期間が5年以上の航空機及びエンジンの部品に関して、通知の発出はおおむね次のとおり行うこととされている。

第2補給処の資材計画部（以下「部品取り担当部署」という。）は、部品取りの要否の判定（以下「部品取り判定」という。）について、物品管理等に使用するシステム（以下「システム」という。）に登録された数値を基に、図表1の判定式により、航空自衛隊全体における使用可能品在庫数及び受入予定数(注1)の合計から払出予定数(注2)を差し引いた数量（以下「見込み在庫数」という。）と今後5年間の所要量とを比較し、見込み在庫数が今後5年間の所要量を下回る場合に部品取りを必要とすると判定して、部隊に対して通知を発出する。

図表1　部品取り要否の判定式



(注1)　受入予定数　　既契約等により、今後納入が予定されている数量
(注2)　払出予定数　　部隊等に払い出されることが既に予定されている数量

部隊は、通知に基づき、1年程度の期間をかけて部品取りを実施し、当該作業が完了した後、機体を部品取りしなかった部品とともに鉄くずなどとして売り払うこととなっている。

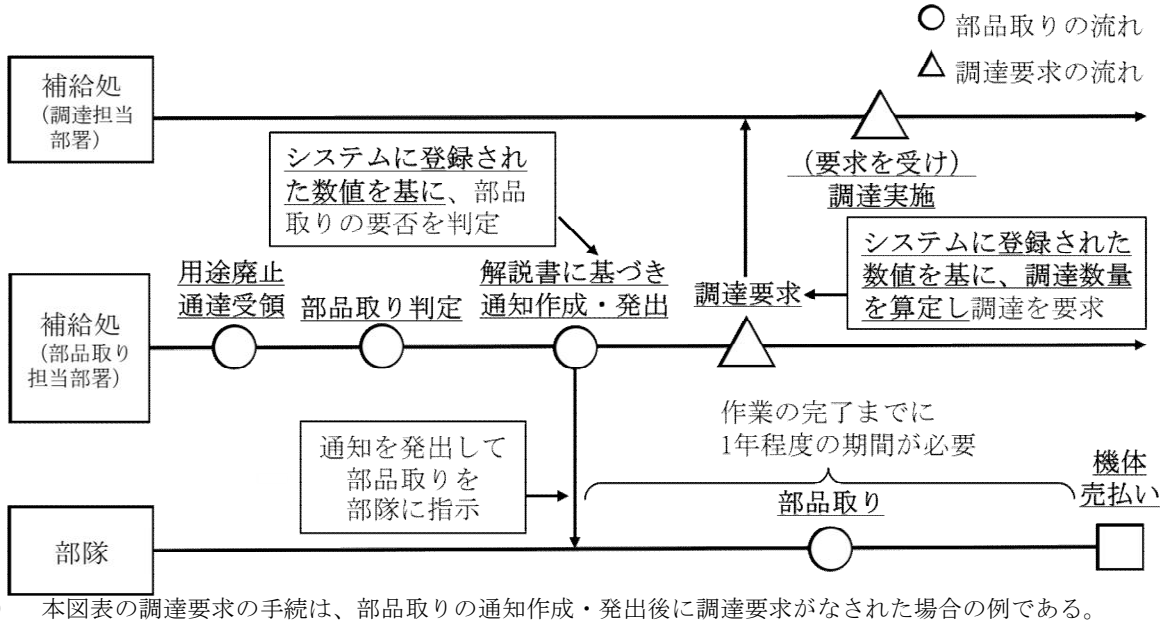
見込み在庫数及び今後5年間の所要量は日々変化することから、解説書によれば、第2補給処は、通知の発出後においては、需給状況をよく把握して、再度部品取りが必要となった場合等には、変更内容を反映した通知を再発出することとされている。また、第2補給処は、通知の発出前に行われる最初の部品取り判定（以下「当初判定」という。）から通知の発出までの間についても、

需給状況をよく把握する必要性は変わらないことから、通知の発出後と同様、部品の需給状況をよく把握する必要があるとしている。

一方、第2補給処では、部品取り担当部署が、部品の需給状況に応じて、調達部（以下「調達担当部署」という。）に対して調達要求を行っており、調達担当部署は、これを受けて部品の購入契約及び修理契約を行っている。調達要求に当たっては、部品取り担当部署は、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）等に基づき、部品取り判定と同様に、システムに登録された見込み在庫数等の数値を基に調達数量の算定を行って、需給状況を把握して、調達の要否を判断している。

以上の(1)及び(2)の流れをまとめると、図表2のとおりとなる。

図表2　部品取り及び調達要求の手続の例



（注）　本図表の調達要求の手続は、部品取りの通知作成・発出後に調達要求がなされた場合の例である。

(3) ＵＨ－60Ｊの用途廃止及び部品取り

航空自衛隊は航空救難等を行うために、救難機（ＵＨ－60Ｊ）（以下「ＵＨ－60Ｊ」という。）を令和7年度末現在で39機保有しており、整備計画によれば、ＵＨ－60Ｊの旧型機を新型機に更新することとされている。これを受けて、航空自衛隊は、ＵＨ－60Ｊの旧型機を用途廃止して、ミサイル警報装置等を搭載した新型機を調達することにより更新を進めている。7年度末現在の保有機数39機のうち旧型機は11機あり、これらの旧型機は、8年度から11年度までの間に用途廃止され、11年度に新型機への更新が完了する予定となっている。

また、第2補給処は、3年度から7年度までの間に用途廃止されたＵＨ－60Ｊの旧型機計8機分に対して、解説書に基づき、3年度に2機分、5年度に1機分、6年度に4機分及び7年度に1機分の通知を発出して、部隊に部品取りを実施させている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

上記のとおり、航空自衛隊は、整備計画に基づき、ＵＨ－60Ｊの旧型機を用途廃止するとともに、新型機を調達して更新することとしている。そして、旧型機に取り付けられている部品には、新型機及び旧型機の両方で使用可能なものがある。そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、用途廃止されたＵＨ－60Ｊからの部品取りは部品の需給状況を把握した上で適切に実施され、需要が見込まれる部品の活用が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3年度から7年度までの間に通知が発出されたＵＨ－60Ｊの旧型機計8機に取り付けられていた部品と同種の部品のうち、修理を行えば再利用できる性質の品目であって、第2補給処が3年度から7年度までの間に修理契約を締結していた130品目（物品管理簿価格計11億5534万余円（7年度末現在。以下同じ。））を対象として、空幕、補給本部、第2補給処及び航空救難

団整備群において、部品取り判定及び調達要求に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした前記130品目のうち、53品目については、8機全ての機体において通知に記載され、部品取りが実施されていた一方で、残りの77品目については、機体によっては、通知に記載がなく部品取りが実施されていないものがあった。また、当初判定から機体の売払いまでの間に調達要求が行われていた品目については、当初判定の後に需給状況が変化していると考えられる。そこで、上記77品目のうち、機体ごとに、通知に記載がなく部品取りが実施されていなかった品目について、当初判定から機体の売払いまでの間に調達要求が行われていないか確認したところ、6、7両年度に通知が発出された5機に係る4品目については、調達要求が行われていた。

これらの4品目について、調達要求の時点でシステムに登録されていた見込み在庫数等の数値を用いて、図表1の判定式により計算したところ、6年度に通知が発出された4機に係る3品目6個（物品管理簿価格計5875万余円）について、見込み在庫数が今後5年間の所要量を下回り、部品取りを必要とする判定となった（図表3参照）。

図表3　部品取りを必要とする判定となった部品

番号	品目（注）	物品管理簿価格(A)	1機当たり搭載数(B)	部品取り対象機体数(C)	部品取り対象個数(D)=(B×C)	物品管理簿価格計(E)=(A×D)
1	エクスターナル・タンク・サポート（右）	25,169,000円	1個	1機	1個	25,169,000円
2	エクスターナル・タンク・サポート（左）	17,147,000円	1個	1機	1個	17,147,000円
3	ジェネレーター	4,110,750円	1個	4機	4個	16,443,000円
計					6個	58,759,000円

（注）　エクスターナル・タンク・サポートは、機体と機外補助燃料タンクを接合するための部品、ジェネレーターは、航空機用の発電機である。

第2補給処は、1(2)のとおり、当初判定以後においては、部品の需給状況をよく把握することにしているが、上記の3品目6個について、調達要求の際に部品の需給状況を把握して、調達が必要であると判断していたものの、部品取り判定を再度実施せず、上記の用途廃止機4機について、これらの3品目6個を記載した通知を発出又は再発出していなかったため、部品取りが実施されていなかった。

このように、当初判定から機体の売払いまでの間に行われたＵＨ－60Ｊの部品の調達要求の際に、部品取り判定を再度実施しなかったことにより、上記の3品目6個について部品取りが実施されておらず、需要が見込まれる部品が活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、第2補給処において、用途廃止機に取り付けられている部品と同種の部品の調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施するよう解説書に明記していなかったことによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、第2補給処は、需要が見込まれる部品の活用を図るよう、8年8月に解説書を改訂して、部品取り判定後に調達要求を行う部品について、部品取り判定を再度実施することを明記するなどの処置を講じた。

国立研究開発法人情報通信研究機構

B5G事業に係る取得資産の処分手続について

・委託期間終了後の処分手続が1年以上にわたり滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産の令和7年6月末時点の帳簿価額　１５億５２２３万円

1　B5G事業の概要等

(1) B5G事業の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、次世代の革新的情報通信技術であるBeyond 5Gの実現に必要となる要素技術を確立するなどのために、Beyond 5Gに係る研究開発課題を公募して行う革新的情報通信技術研究開発事業に係る委託事業（以下「B5G事業」という。）を実施している。

B5G事業は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）等に基づき、機構が総務省から革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金等の交付を受けて設置した基金等により実施する委託事業であり、令和2年度から開始されている。

(2) B5G事業により取得した資産の委託期間終了後の処分手続等

革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金等の交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、B5G事業により機構が取得した研究機器等の財産（以下「取得資産」という。）については、委託期間終了後もその効率的運用を図らなければならないこととされている。また、取得価格が50万円以上等の一定の条件に該当する取得資産については、処分の制限を受ける所定の期間（以下「処分制限期間」という。）内に処分しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないことなどとされている。なお、機構が取得資産を有償で譲渡する場合は、原則として、譲渡額を国庫納付することとなっている。

B5G事業の実施に当たり、機構が民間企業、大学等の契約相手方（以下「受託者」という。）と締結した委託契約の契約約款等によれば、受託者が委託契約に基づく業務を実施するために委託費により購入又は製造した取得資産のうち10万円以上等の取得資産に係る所有権は機構に帰属し、委託期間終了後も機構の指示を受けて機構等に引き渡す日まで受託者の負担により受託者が管理することなどとされている。

受託者は、委託期間終了後における取得資産の取扱いについて、取得資産ごとに、①継続使用、②無償貸与、③無償譲渡、④有償譲渡、⑤返却のいずれかの利用希望等を記載した保管状況報告書を委託期間終了時に機構に提出することとなっている（図表1参照）。機構は、保管状況報告書に記載された取得資産について、国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程（平成16年4月04規程第10号。以下「会計規程」という。）等に基づき、取得価格のほか、毎月減価償却等を行った帳簿価額を資産管理台帳に記録するなどして管理を行っている。

図表1　保管状況報告書における利用希望等の区分

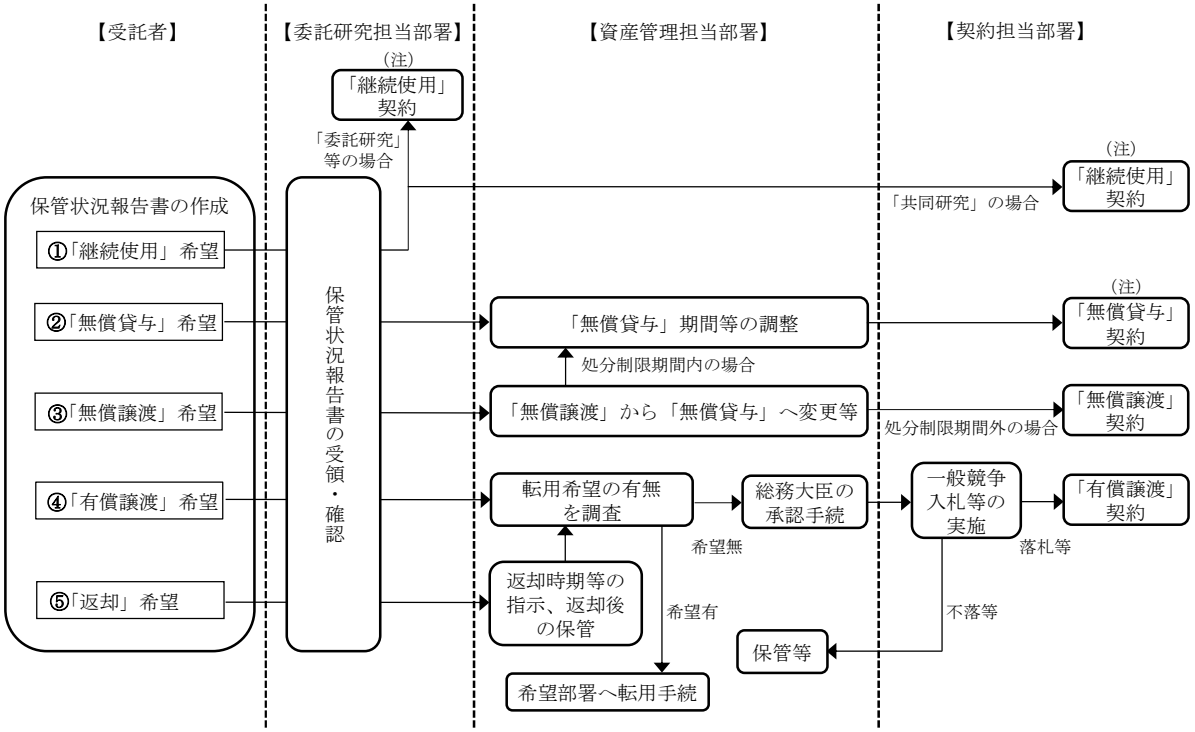
利用希望等の区分	条件
①継続使用	受託者が機構の新規の委託研究等において継続して使用するために貸与を希望する場合
②無償貸与	大学等の受託者が公共又は学術研究の用に供するために無償での貸与を希望する場合
③無償譲渡	大学等の受託者が公共又は学術研究の用に供するために無償での譲渡を希望する場合
④有償譲渡	受託者が有償での譲渡を希望する場合
⑤返却	受託者が今後の使用見込みはないとして返却を希望する場合

機構は、B5G事業が基金により実施する初めての委託事業であり、上記の取得資産に関する業務等が増大することが見込まれるなどしたことから、B5G事業の実施に当たり、3年度に上記

の取得資産に関する業務等を担当させるための部署を新設している（以下、当該部署を「資産管理担当部署」という。）。

取得資産の処分に係る手続等（以下「処分手続」という。）については、機構は、会計規程等を踏まえ、図表2のとおり、委託研究開発に関する業務を担当している部署（以下「委託研究担当部署」という。）、資産管理担当部署及び契約管理を行う部署（以下「契約担当部署」という。）において、①から⑤までの利用希望等に応じて処分手続業務を分担して実施することにしている。このうち、継続使用以外の利用希望等に係る処分手続は、資産管理担当部署が主に実施することになっている。

図表2　取得資産の処分手続の概要



利用希望等の区分	担当部署	処分手続の内容
①継続使用	委託研究担当部署等	・新規の委託研究等に係る関係資料を確認し、新規の委託研究等を実施する際に受託者と継続使用に係る手続(注)を実施
②無償貸与	資産管理担当部署	・受託者と貸与期間等の調整を実施
	契約担当部署	・上記の調整結果に基づき、受託者と無償貸与に係る契約を締結(注)
③無償譲渡	資産管理担当部署	・処分制限期間内の取得資産について、無償譲渡から無償貸与への希望の変更等に関する受託者との調整を実施
	契約担当部署	・受託者と無償譲渡に係る契約を締結
④有償譲渡	資産管理担当部署	・機構内での転用希望の有無を調査して、転用希望がある取得資産については、希望した部署への転用手続を実施 ・転用希望がない取得資産については、売却手続を行う取得資産に処分制限期間内の取得資産が含まれている場合は、財産処分に係る総務大臣の承認手続を実施 ・資産名称、型式、残存簿価等の情報を契約担当部署に共有
	契約担当部署	・上記の情報を基に予定価格を作成し、受託者が参加する一般競争入札等により売却手続を実施（譲渡額の国庫納付）
⑤返却	資産管理担当部署	・受託者に返却時期、返却方法等を指示するとともに、受託者から返却された取得資産については、転用希望の有無を調査
	契約担当部署	・転用希望がなかった取得資産について、一般競争入札により売却手続を実施（譲渡額の国庫納付）

（注）　①及び②の区分における財産処分に係る総務大臣の承認手続については、包括承認事項となっており、一定の条件を満たした上で、総務大臣の承認があったものとして取り扱うこととされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、効率性等の観点から、委託期間終了後における取得資産について、交付要綱、会計規程等を踏まえ処分手続が適切に実施され、効率的な活用が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、委託期間が6年度までに終了した委託研究に係る取得価格50万円以上の取得資産計2,830個（取得価格計205億0778万余円、7年6月末時点の帳簿価額計75億8610万余円）を対象として、機構において、保管状況報告書等の関係資料により、7年6月末時点における取得資産の管理状況や帳簿価額を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

取得資産2,830個のうち、受託者から継続使用の希望が示された取得資産は計756個（取得価格計66億6874万余円、7年6月末時点の帳簿価額計26億8848万余円）、無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡の希望が示された取得資産は計1,283個（取得価格計51億0303万余円、7年6月末時点の帳簿価額計15億9919万余円）、返却の希望が示された取得資産は計791個（取得価格計87億3599万余円、7年6月末時点の帳簿価額計32億9843万余円）となっていた。

これらのうち、受託者から無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡の希望が示された取得資産1,283個についてみたところ、計702個（取得価格計27億3102万余円、7年6月末時点の帳簿価額計7億9819万余円）については、資産管理担当部署において、委託期間終了後の受託者との必要な調整等の処分手続が1年以上にわたり滞っていた。その結果、受託者は、これらの取得資産について、研究開発等で使用するために取得資産の無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡を希望していたにもかかわらず、最長で2年3か月の間、使用できないまま保管せざるを得ない状況となっており、取得資産の効率的な活用が図られていなかった。なお、処分手続が滞っていた間に、有償譲渡の希望があった取得資産計102個に係る有償譲渡に伴う国庫納付額の基準となる帳簿価額は、減価償却により、7年6月末時点において委託期間終了時から計1億6988万余円減少していた。

また、受託者から返却の希望が示された取得資産791個についてみたところ、計238個（取得価格計25億8387万余円、7年6月末時点の帳簿価額計7億5404万余円）については、資産管理担当部署において、委託期間終了後の受託者への返却の指示等の処分手続が1年以上にわたり滞っていた。その結果、受託者は、これらの取得資産について、最長で2年3か月の間、使用する見込みがないのに保管せざるを得ない状況になっており、取得資産の効率的な活用が図られていなかった。なお、上記の791個のうち計37個（取得価格計1億4725万余円）について処分手続が実施されていたが、これらについても、機構は、受託者から業務に支障が生ずるなどとして改めて返却を要望されるまで返却の指示をしていなかった。

上記のとおり、取得資産の効率的な活用が図られていない事態が見受けられたことから、処分手続が滞っていた資産管理担当部署における業務実施体制等について確認した。その結果、資産管理担当部署は、Ｂ５Ｇ事業のために3年度に新設された部署であることもあり、既存の事業において研究機器等の資産に関する業務を担当してきている委託研究担当部署との間で処分手続に係るノウハウや先例等の情報を共有することができておらず、処分手続に係る業務の実施時期等の具体的な実施手順等も明確でないなど、取得資産の処分手続を円滑に実施できる体制となっていないなどの状況となっていた。

これらの効率的な活用が図られていなかった取得資産は、計940個（取得価格計53億1490万余円、7年6月末時点の帳簿価額計15億5223万余円）となっており、その状況を示すと、図表3のとおりである。

図表3　処分手続が1年以上にわたり滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産の状況等　（単位：個、千円）

利用希望等の区分	取得資産			左のうち処分手続が1年以上にわたり滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産		
	数量	取得価格	令和7年6月末時点の帳簿価額	数量	取得価格	7年6月末時点の帳簿価額
継続使用	756	6,668,745	2,688,482	－	－	－
無償貸与、無償譲渡又は有償譲渡	1,283	5,103,039	1,599,190	702	2,731,029	798,195
返却	791	8,735,996	3,298,430	238	2,583,878	754,042
計	2,830	20,507,782	7,586,103	940	5,314,908	1,552,238

（注）　金額は表示単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しない。

このように、機構において、取得資産について、委託期間終了後の処分手続が滞っていて効率的な活用が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、機構において、委託期間終了後における取得資産について効率的な活用を図るために処分手続を早期に実施することの重要性についての認識が欠けていたこと、処分手続に係る具体的な実施手順等が明確になっておらず、関係部署でノウハウや先例等の情報を共有して処分手続の迅速化を図り、取得資産の処分手続を円滑に実施できる体制となっていなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、取得資産について委託期間終了後も効率的な活用が図られるよう次のような処置を講じた。

ア　7年6月末時点において処分手続が滞っていて効率的な活用が図られていなかった取得資産について、8年9月までに、受託者の利用希望等を踏まえた所要の処分手続を実施した。

イ　8年4月に組織規程を改正して、委託研究担当部署と資産管理担当部署とを同一の部門内に設置して一体化するとともに、同年6月及び8月に処分手続に係る業務の実施時期等の具体的な実施手順等を明確にしたマニュアルを整備するなどして、関係部署に対してその内容の周知徹底を図り、関係部署が十分に連携して取得資産の処分手続を円滑に実施できる体制を整備した。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

研究施設の運営に係る費用負担について

・機構が一般財団法人光科学イノベーションセンターに支払った負担額と、実支出額等に基づくなどして算定した負担額との開差額　１億３２６５万円

1　3GeV高輝度放射光施設の概要等

(1) 3GeV高輝度放射光施設の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）は、宮城県仙台市に所在する国立大学法人東北大学の敷地内に設置されている3GeV高輝度放射光施設(注1)（以下「ナノテラス」という。）の整備・運営を、官民地域パートナーシップ(注2)により、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「センター」という。）とともに実施している。

ナノテラスの整備費用については、文部科学省科学技術・学術審議会の報告等を踏まえるなどして、加速器(注3)等の整備費用は機構が負担し、加速器等を収容する建物（空調設備等の附帯設備を含む。）である基本建屋（以下「施設」という。）等の整備費用はセンターが負担することなどとなっている。この費用分担により、施設は令和5年3月にしゅん工し、6年4月からナノテラスの運営が開始されている。

（注1）　3GeV高輝度放射光施設　　高エネルギーの電子ビームから発生する放射光を利用して物質をナノメートルレベルで可視化等するもので、研究機関、企業等においてエネルギー、材料等の様々な分野における研究・実験に活用できる大型研究施設

（注2）　官民地域パートナーシップ　　整備・運営を通じて官民地域が対等な立場で協力関係を構築して事業を遂行していく枠組み。センターは、この枠組みにおける地域パートナーの代表である。

（注3）　加速器　　電子、陽子等の電荷を持つ粒子を電磁力によって加速する装置

(2) 施設の運営に係る費用負担

施設の運営に係る費用負担については、6年度以降の毎年度、機構がセンターとの間で締結する「3GeV高輝度放射光施設の運営に係る費用負担等に関する覚書」（以下「覚書」という。）により定められている。覚書によれば、機構は、センターが所有する施設の運営に必要な費用のうち、機構が使用する部分に見合う額（以下「負担額」という。）を負担することとされている。

6、7両年度の覚書は各年度の4月にそれぞれ締結され、機構が負担すべき費用として、人件費、借地料、ＥＳ事業費(注4)、固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）、不動産取得税・登録免許税（以下「不動産取得税等」という。）、火災保険料、施設維持管理費（建屋）、諸費(注5)及び消費税の9項目が掲げられている。

機構は、各年度の覚書に基づき、センターに対して、6年5月に6年度の負担額6億4600万円、7年5月に7年度の負担額6億6900万円、計13億1500万円を支払っている。

（注4）　ＥＳ事業費　　ＥＳ（エネルギーサービス）事業者が整備して所有している受変電設備、熱源設備等のエネルギー供給設備から電力や熱の供給を受け、また、設備の保守管理等のサービスの提供を受けることに対する定額の費用

（注5）　諸費　　施設の運営に必要な消耗品等の調達に充てる費用

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、経済性等の観点から、機構が支払った負担額は適切なものとなっているかなどに着眼して、覚書に基づき機構がセンターに支払った前記6、7両年度の負担額を対象として、機構本部及びNanoTerasuセンターにおいて、覚書等の関係書類を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、機構の職員の立会いの下にセンターの職員から説明を受け、センターが保有している資料等で調査上必要なものがある場合には機構を通じて入手するなどして調査を行った。

（検査の結果）

覚書に定められた負担額の算定方法等について確認したところ、負担額は、センターが施設の取得価額等を基に推計した費用の項目ごとの額に、施設の利用床面積比率等に基づく負担割合をそれぞれ乗ずるなどして算定されていた。このように算定されていた負担額について、機構は、

対象となる項目及び算定根拠を十分に確認していなかった。また、覚書には精算条項が設けられていなかった。このため、機構は、センターが施設の運営に必要な費用として実際に支出した額（以下「実支出額」という。）について、センターから報告を受けるなどしておらず、覚書に定められた負担額をそのままセンターに支払っていた。

そこで、実支出額等を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実支出額等に基づいて算定した負担額が、覚書に定められた負担額を下回っていた事態

固定資産税等について、センターは、6年度の覚書の締結時に、施設が所在する仙台市からセンターが所有する施設に係る同年度の固定資産税等の納税通知書を受領していなかったことなどから、取得価額等を基に同年度の固定資産税等の額を2億1900万円と推計し、これに機構の負担割合を乗ずるなどして、同年度の固定資産税等に係る負担額を1億4600万円と算定していた。また、センターは、7年度の覚書の締結時には、6年度の覚書の締結時に用いた固定資産税等の算定額をそのまま使用して負担額を算定していた。

しかし、センターが所有する施設に係る6、7両年度分の固定資産税等の納税通知書等を確認したところ、センターに賦課された税額は6年度1億3414万余円、7年度1億2650万余円、計2億6065万余円であり、センターは実際にこの額を仙台市に納付していた。

このため、実支出額等に基づいて固定資産税等に係る負担額を改めて算定すると（以下、実支出額等に基づいて改めて算定した負担額を「実支出額等に基づく負担額」という。）、6年度8650万余円、7年度8160万余円、計1億6810万余円となり、覚書に定められた固定資産税等に係る負担額6年度1億4600万円、7年度1億4600万円、計2億9200万円を6年度5949万余円、7年度6439万余円、計1億2389万余円下回っていた。

また、人件費、借地料、火災保険料、6年度の施設維持管理費（建屋）及び諸費の項目に係る負担額についても、固定資産税等に係る負担額と同様に、実支出額等に基づく負担額が覚書に定められた負担額を下回っていた。

(2) 施設の運営に必要な費用に当たらず、機構が負担することが適切ではない費用が負担額に含まれていた事態

センターは、5年3月にしゅん工した施設の取得に伴い宮城県に納付するなどした不動産取得税等の額2億2954万余円について、機構の負担分を機構から30年で回収することとして、負担額の年額の算定に当たり、当該金額に30分の1を乗じ、更に機構の負担割合を乗ずるなどして、不動産取得税等に係る負担額を6年度800万円、7年度800万円、計1600万円と算定していた。

しかし、不動産取得税等は、センターが施設を取得したことなどに伴い生じたものであり、センターが負担すべき施設の整備費用に含まれるものであって、施設の運営に必要な費用には当たらず、機構が負担することが適切ではないものと認められた。

以上のことなどから、負担額について、機構が負担することが適切ではない費用を除外した上で、実支出額等に基づいて算定すると、6年度5億7147万余円、7年度6億1087万余円、計11億8234万余円となり、覚書に基づいて機構がセンターに支払った負担額、6年度6億4600万円、7年度6億6900万円、計13億1500万円を6年度7452万余円、7年度5812万余円、計1億3265万余円下回ることとなる。

このように、実支出額等に基づく負担額が、覚書に定められた負担額を下回っていた事態、及び施設の運営に必要な費用に当たらず、機構が負担することが適切ではない費用が負担額に含まれていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、機構において、覚書の締結に当たり機構が負担する費用の項目が適切であるか確認すること、センターから報告を受けるなどして実支出額を確認し、覚書に精算条項を設けて実支出額等に基づく支払額の精算を行うことなどの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、施設の運営に係る費用負担について、8年度の覚書の締結に当たり、機構が負担する項目を確認し、8年7月に締結した同年度の覚書において、実支出額等に基づいた支払額となるように精算条項を設けるとともに、同月に、センターとの間において、9年度以降も精算条項を設けることについて合意して、機構の費用負担が実支出額等に基づいた適切なものとなるようにする処置を講じた。

なお、機構は、同月に6、7両年度に支払った負担額と機構が負担すべき負担額との開差額の取扱いについてセンターと協議を行った。その結果、両者は、センターが機構に6、7両年度に係る開差額を支払うことで合意した。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

トンネル工事等において設置するタイヤ洗浄装置に係る費用の積算について

・製品価格と賃料価格とを比較しておらず、割高な賃料価格により積算していたタイヤ洗浄装置について低減できた積算額(1)	４６７０万円
・積算参考資料ウェブ版を確認しておらず、積算参考資料冊子版に掲載されていた割高な賃料により積算するなどしていたタイヤ洗浄装置について低減できた積算額(2)	３２４０万円
・(1)及び(2)の純計	６１８０万円

1　タイヤ洗浄装置の費用の積算に係る概要等

(1) タイヤ洗浄装置の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、4建設局(注1)等において北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）等の建設工事を毎年度多数実施するなどしている。

（注1）　4建設局等　　北海道、北陸、九州（令和8年3月閉局）各新幹線建設局、関東甲信工事局

新幹線の建設工事においては、トンネル工事や地山の掘削により発生する土砂を工事現場等から搬出する際にダンプトラックのタイヤ等に付着した土砂が道路等を汚損するおそれがあることから、機構は、道路沿線の住民、道路管理者等と協議を行って、必要に応じて、工事現場の出口付近等にタイヤ洗浄装置を設置している。

(2) 機構における建設機械等の賃料の積算方法

機構が制定した「土木関係積算標準・積算要領」によれば、クレーン以外の建設機械等の賃料は、1日当たり賃料に、建設機械等が工事現場に供用される日数（以下「供用日数」という。）を乗じて得た価格（以下「賃料価格」という。）により積算することとされている。ただし、この方法による積算が妥当でないことが明らかである場合は、他の方法により積算することとされている。

タイヤ洗浄装置の1日当たり賃料は、市販の積算参考資料に掲載されており、積算参考資料には積算参考資料冊子版（以下「冊子版」という。）及び積算参考資料ウェブ版（以下「ウェブ版」という。）がある。冊子版には、供用期間が2か月未満の場合の賃料のみが掲載されている一方、ウェブ版には、供用期間が2か月未満の場合から24か月以上の場合までの賃料が掲載されている。積算参考資料におけるタイヤ洗浄装置の1日当たり賃料は、供用期間が長くなるにつれて安価となっている。

機構は、積算参考資料の確認に当たり、ウェブ版は冊子版よりも掲載されている情報量が多いことなどから、平成27年12月に4建設局等を含む建設局等に対してウェブ版を確認するよう事務連絡（以下「27年事務連絡」という。）を発している。

また、北海道及び沖縄県については積算参考資料におけるタイヤ洗浄装置の1日当たり賃料の適用対象外とされていることなどから、機構では、物価調査機関に市場価格を調査させる特別調査や見積り（以下「特別調査等」という。）によりタイヤ洗浄装置の1日当たり賃料を決定する場合がある。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、タイヤ洗浄装置の費用について、供用期間に応じて経済的に積算されているか、27年事務連絡に基づきウェブ版を確認した上で積算されているかなどに着眼して、27年事務連絡の発出以降に4建設局等がタイヤ洗浄装置を設置した33工事の65台（契約年度は25年度から令和5年度まで、契約金額計8366億7928万余円、タイヤ洗浄装置の費用の積算額計4億8505万余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、4建設局等において、設計図書等の関係書類及びタイヤ洗浄装置の使用状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、タイヤ洗浄装置の費用の積算等に係る調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) タイヤ洗浄装置の製品価格と賃料価格とを比較しておらず、割高な賃料価格により積算していた事態

タイヤ洗浄装置の供用期間が24か月以上と長期にわたっている工事は3建設局等(注2)の22工事となっていた。これらの22工事で設置された38台についてみたところ、2建設局等(注3)は、21工事で設置した35台について、特別調査等により1日当たり賃料を決定していた。2建設局等は、このうち10工事の13台については、供用期間が長期にわたることから、供用日数に比例して高くなる賃料価格による積算がタイヤ洗浄装置の製品価格（以下「基礎価格」という。）を上回る可能性が高く、妥当でないことが明らかであるとして、特別調査等において、1日当たり賃料に加えて、基礎価格についても物価調査機関に調査させるなどしていた。そして、基礎価格を積算額の上限額とした上で、賃料価格と比較して、より経済的となる価格を採用してタイヤ洗浄装置の費用を積算していた。

（注2）　3建設局等　　北海道、北陸両新幹線建設局、関東甲信工事局

（注3）　2建設局等　　北海道新幹線建設局、関東甲信工事局

一方、3建設局等は、22工事の38台のうち、13工事(注4)の25台について、供用期間が長期にわたるものとなっていたのに基礎価格と賃料価格との比較を行わないまま賃料価格によりタイヤ洗浄装置の費用を積算していた。

（注4）　13工事のうち1工事は、タイヤ洗浄装置が3台設置されていて、そのうち1台の積算については基礎価格と賃料価格とを比較して、より経済的となる価格を採用していたため、10工事と重複している。

そこで、上記13工事の25台について、積算額とした賃料価格を、機構が他の工事において実施するなどした特別調査等により得ていた同一又は類似の規格のタイヤ洗浄装置の基礎価格と比較したところ、5工事の9台（積算額計1億3523万余円）について、賃料価格が基礎価格に比べて最大で1441万余円割高となっていて、経済的な積算となっていなかった。

(2) ウェブ版を確認しておらず、冊子版に掲載されていた割高な賃料により積算するなどしていた事態

機構は27年事務連絡を発して、1日当たり賃料について、ウェブ版も確認して積算することとしている。そこで、積算参考資料により1日当たり賃料を決定している2建設局(注5)が12工事で設置したタイヤ洗浄装置30台についてみたところ、2建設局は、6工事の16台（積算額計9788万余円）について、供用期間が2か月以上となるのに、ウェブ版に掲載されていた賃料を確認することなく、冊子版に掲載されていた供用期間が2か月未満の場合の割高な賃料により積算するなどしており、経済的な積算となっていなかった。

（注5）　2建設局　　北陸、九州両新幹線建設局

このように、タイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、供用期間が長期にわたるのに基礎価格と賃料価格とを比較しておらず、割高な賃料価格により積算していた事態、及びウェブ版を確認しておらず、冊子版に掲載されていた割高な賃料により積算するなどしていた事態は、いずれも適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

タイヤ洗浄装置の費用について、(1)の事態に係る5工事の9台において、基礎価格と賃料価格とを比較して、より経済的となる価格を採用して積算額を計算すると8845万円となり、前記の積算額1億3523万余円を約4670万円低減できたと認められた。また、(2)の事態に係る6工事の16台において、ウェブ版に掲載されていた供用期間に応じた賃料を採用して積算額を計算すると6543万余円となり、前記の積算額9788万余円を約3240万円低減できたと認められた。そして、(1)及び(2)の事態について1工事の3台が重複していることから、(1)及び(2)の事態に係る工事件数及び台数の純計は10工事の22台となり、これに係る積算額を計約6180万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、タイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、3建設局等において、基礎価格と賃料価格とを比較して経済的な積算を行うことについての認識が欠けていたこと、ま

た、2建設局において、ウェブ版を確認することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、機構本社において、建設局等に対して、タイヤ洗浄装置の供用期間が長期にわたる場合に基礎価格と賃料価格とを比較することを明確に示していなかったこと、供用期間に応じてウェブ版に掲載されている賃料を採用することを十分に周知していなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、8年8月に建設局等に対して事務連絡を発して、タイヤ洗浄装置の費用の積算に当たり、供用期間が長期にわたる場合には基礎価格と賃料価格とを比較することを周知するとともに、賃料価格を算定する際は供用期間に応じてウェブ版に掲載されている賃料を適切に採用することを改めて周知する処置を講じた。

首都高速道路株式会社

子会社契約における用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算について

・低減できた積算額	１億４３８０万円

1　子会社に委託する用地事務補助業務等の概要

(1) 高速道路事業の概要

首都高速道路株式会社（以下「首都会社」という。）は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理（以下、これらを合わせて「高速道路事業」という。）を行っている。

高速道路事業に要する費用については、原則として、令和97年9月30日までに徴収される料金収入で賄われることとなっていて、料金の設定に当たっては、首都会社の利潤を含めないこととなっている。

首都会社は、高速道路事業の一部を連結決算の対象となる子会社に委託して実施する場合についても、子会社は親会社と経営が一体のものであることから、契約に当たっては、子会社の利益を見込まないことにしている。

(2) 用地事務補助業務等の概要

首都会社は、高速道路の新設等に必要となる用地の取得等を行う事務を実施している。そして、当該事務の補助として土地及び建物の所有権者の調査等を行う業務（以下「用地事務補助業務」という。）について、高速道路事業に係る業務及び高速道路事業以外に係る業務を合わせて委託することにより実施している。首都会社は、用地事務補助業務を2年度以前は子会社以外の者に委託していたが、3年度以降は毎年度、2年12月に子会社として設立した首都高アソシエイト株式会社（以下「アソシエイト社」という。）に委託している。

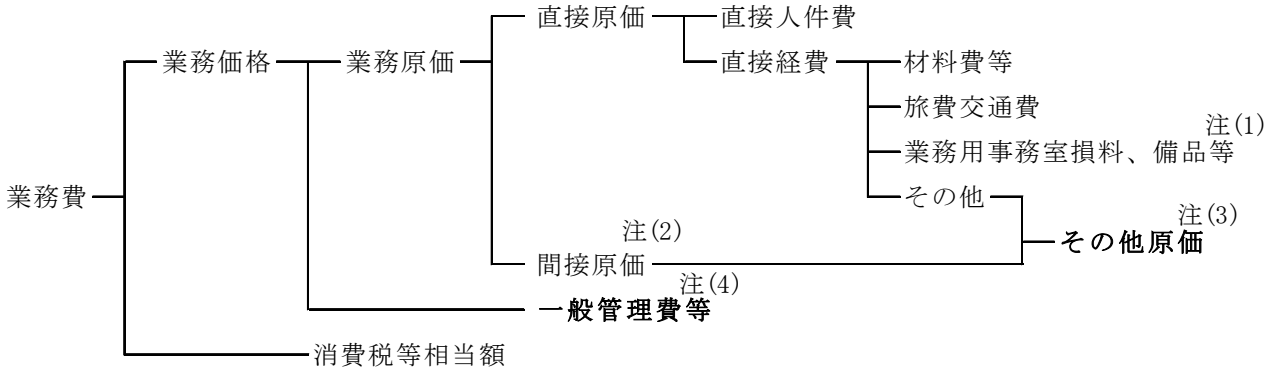
また、首都会社は、高速道路事業の予定地の取得等を阻害する要因に関する調査等を行う業務（以下「用地アセスメント業務」といい、用地事務補助業務と合わせて「用地事務補助業務等」という。）を、5年度にアソシエイト社に委託している。

(3) 用地事務補助業務等の業務費の積算の概要

首都会社は、用地事務補助業務については首都会社が制定した用地事務補助業務費積算基準（平成17年10月制定。以下「用地事務積算基準」という。）に基づき、また、用地アセスメント業務については国土交通省関東地方整備局が制定した用地アセスメント調査等業務費積算基準（以下、用地事務積算基準と合わせて「用地事務積算基準等」という。）を準用して、それぞれ業務費を積算することにしている。

用地事務積算基準等によれば、用地事務補助業務等の業務費の構成は、図表1のとおりとされている。このうち、その他原価は直接人件費にその他原価率を、一般管理費等は業務原価に一般管理費等率を、それぞれ乗じて積算することとされている（図表2参照）。そして、その他原価率は、業務原価（直接経費の積上げ計上分を除く。）に対するその他原価の割合であるαを、一般管理費等率は、業務価格に対する一般管理費等の割合であるβを、それぞれ用いて算出することとされていて、αおよびβの値はいずれも35％とされている。

図表1　用地事務補助業務等の業務費の構成



注（1）　業務用事務室損料、備品等は用地事務積算基準のみに記載されている。
注（2）　受注者の業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費
注（3）　間接原価及び直接経費（積上げ計上分を除く。）で構成される。
注（4）　受注者の業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、通信交通費、地代家賃等の一般管理費及び付加利益

図表2　その他原価及び一般管理費等の積算方法

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \frac{\text{その他原価率}\ \alpha}{1-\alpha}$$

$$\alpha = \frac{\text{その他原価}}{\text{業務原価}} = 35\%$$
（直接経費の積上げ計上分を除く。）

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \frac{\text{一般管理費等率}\ \beta}{1-\beta}$$

$$\beta = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{業務価格}} = 35\%$$

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算において、子会社であるアソシエイト社が用地事務補助業務等を実施する上で発生している費用が適切に反映されているかなどに着眼して、5、6両年度の用地事務補助業務及び5年度の用地アセスメント業務の計3契約（契約金額計13億6827万余円、うち高速道路事業に係る金額計4億4052万余円）を対象として、首都会社本社及び更新・建設局において、契約書、設計書等を、また、アソシエイト社において、用地事務補助業務等を実施する上で発生している費用に係る資料等の関係書類をそれぞれ確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、用地事務積算基準等においてα及びβの値とされている35%は、アソシエイト社が設立される前の平成27年に定められたものなどであり、いずれも子会社以外の者へ委託する契約を前提とした値であった。そして、首都会社は、アソシエイト社に委託した3契約の業務費の積算に当たり、用地事務積算基準等に基づいて3契約全てのα及びβの値を35%とし、その他原価率及び一般管理費等率を、図表2の算定式により、いずれも53.85%と算出して、3契約の業務費を計13億8523万円と積算していた。このうち、高速道路事業に係る業務費の積算額は計4億4601万余円（うちその他原価計8823万余円、一般管理費等計1億4191万余円）となっていた。

上記の積算におけるα及びβの値の妥当性を確認するために、アソシエイト社の令和5、6両年度の決算資料における売上原価及び一般管理費を業務別の売上高の比率で案分するなどして算出した3契約に係る費用を、図表1の業務価格の構成に合わせて直接原価、間接原価及び一般管理費等に区分するなどしてα及びβの値を試算したところ、αは30%又は31%、βは9%又は10%となった。これにより、その他原価率は42.86%又は44.93%、一般管理費等率は9.89%又は11.11%となった。試算したその他原価率及び一般管理費等率に基づき、3契約の高速道路事業に係るその他

原価及び一般管理費等を試算すると、図表3のとおり、その他原価は計7267万余円、一般管理費等は計2667万余円となり、用地事務積算基準等に定められたα及びβの値に基づく前記の積算額（その他原価計8823万余円、一般管理費等計1億4191万余円）を大幅に下回る結果となった。

図表3　用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の首都会社の積算額とアソシエイト社において発生している費用に基づく試算額の比較

業務名等		α（%）	その他原価率（%）	その他原価（円）	β（%）	一般管理費等率（%）	一般管理費等（円）	業務費（円）
5年度用地事務補助業務	首都会社積算	35	53.85	24,486,242	35	53.85	39,385,480	123,778,498
	本院試算	30	42.86	19,488,956	9	9.89	6,737,919	82,369,168
6年度用地事務補助業務	首都会社積算	35	53.85	62,476,553	35	53.85	100,491,262	315,819,664
	本院試算	31	44.93	52,127,605	10	11.11	19,581,356	215,434,925
5年度用地アセスメント業務	首都会社積算	35	53.85	1,269,949	35	53.85	2,034,170	6,413,000
	本院試算	31	44.93	1,059,588	9	9.89	354,531	4,334,000
計	首都会社積算			88,232,744			141,910,912	446,011,162
	本院試算			72,676,149			26,673,806	302,138,093
差額				15,556,595			115,237,106	143,873,069

このように、用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算額がアソシエイト社において発生している費用に基づく試算額を大幅に上回っていて、これによりアソシエイト社に利益が見込まれる事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

3契約の高速道路事業に係る業務費について、アソシエイト社において発生している費用を反映させたα及びβに基づくその他原価及び一般管理費等により試算すると、積算額は計3億0213万余円となり、前記の積算額計4億4601万余円を約1億4380万円低減できたと認められた（図表3参照）。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、首都会社において、アソシエイト社設立後の用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、アソシエイト社において発生している費用を適切に反映した積算を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、首都会社は、8年度以降の用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、子会社であるアソシエイト社において発生している費用を適切に反映するよう、次のような処置を講じた。

ア　8年1月に、用地事務積算基準の改正を行い、その他原価及び一般管理費等を毎年度過去の実績等を基に算出することとした。

イ　同年2月に、用地アセスメント業務について、関係部署に対して通知を発するなどして、アの改正後の用地事務積算基準と同様の運用とすることとした。

首都高速道路株式会社

発炎筒の調達契約における納品依頼時の納品期限等の指定について

・2日後納品又は平日納品とすることなどにより節減できた発炎筒の調達に係る支払額 ９１４１万円

1　高速道路上の維持補修等業務において使用する発炎筒の概要等

(1) 高速道路上の維持補修等業務において使用する発炎筒の概要

首都高速道路株式会社（以下「首都会社」という。）は、高速道路の維持補修工事、清掃等の業務（以下「維持補修等業務」という。）を事業者に委託するなどして実施している（以下、維持補修等業務の受託者を「維持補修等業者」という。）。

維持補修等業者は、維持補修等業務の実施に当たり、高速道路上において交通規制等を行う際に、通行車両の安全を確保するための信号用として、発炎筒を多数使用している。使用する発炎筒には、燃焼時間が3分、5分又は15分のものなど複数の種類があり、交通規制等の内容により使い分けられている。

(2) 発炎筒の調達契約の概要

首都会社は、毎年度12月から翌年度の11月までの1年間に使用する発炎筒について一般競争入札を行い、1本当たりの単価契約により調達して、維持補修等業者に支給している（以下、この契約を「調達契約」といい、調達契約の相手方を「納品業者」という。）。

調達契約では、納品業者は、維持補修等業者から納品依頼を受けて、維持補修等業者の作業基地等に発炎筒を納品することとなっている。そして、図表1のとおり、発炎筒の納品期限（以下「納期」という。）及び納品される日（以下「納品日」という。）のパターンが設けられており、これに応じて発炎筒の種類ごとに単価が設定されている。

図表1　調達契約における納期及び納品日のパターン

納期及び納品日の別	パターン	内容
納期	翌日納品	9時から13時（休日は12時）までの間に受領した納品依頼に応じて1日以内に納品するもの
	2日後納品	9時から16時（休日は17時）までの間に受領した納品依頼に応じて2日以内に納品するもの（維持補修等業者が3日以降の納品を指定する場合も含む。）
納品日	平日納品	平日に納品するもの
	休日納品	休日に納品するもの

（注）　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日を「休日」といい、休日を除いた日を「平日」という。

(3) 発炎筒の保管、納品依頼等の手続

首都会社は、平成26年12月に発炎筒管理・運用マニュアル（以下「発炎筒マニュアル」という。）を制定し、これに基づいて発炎筒の保管、納品依頼等を行うこととしている。発炎筒マニュアル等によれば、維持補修等業者は、発炎筒の納品依頼に当たり、作業基地等に設置している貯蔵庫に保管する発炎筒の火薬量が、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に定められている貯蔵可能量を超えないよう、必要数量、納期等を決定することとされている。また、発炎筒の保管数量が使用予定数量に対して不足する場合には、翌日納品とすることができるとされている。そして、発炎筒の納品依頼、納品等の手続は、次のとおりとされている。

①　維持補修等業者は、納期、納品日、納品依頼数量、納品先等を指定した納品依頼書を随時納品業者に送付して、発炎筒の納品を依頼するとともに、首都会社にも当該納品依頼書を送付する。

②　納品業者は納品依頼書の指定に応じて発炎筒を納品し、維持補修等業者は毎日の納品数量、使用数量、保管数量等の実績を発炎筒使用実績管理表に記録する。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、発炎筒の調達に当たり、維持補修等業者による納品依頼の納期及び納品日の指定が適切なものとなっているかなどに着眼して、令和5、6両年度に締結された調達契約2契約を対象として、首都会社本社及び東京西、神奈川両局において、契約書、特記仕様書、発炎筒使用実績管理表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、東京東局については、上記の関係書類の提出を受けてその内容の確認をするなどの方法により検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、2契約における発炎筒1本当たりの単価（消費税抜き。以下同じ。）は、燃焼時間等が異なるいずれの種類においても、納期別では平日納品及び休日納品共に翌日納品が2日後納品より80円又は70円、また、納品日別では2日後納品及び翌日納品共に休日納品が平日納品より30円、それぞれ高くなっていた。このため、翌日納品かつ休日納品の組合せが最も高く、2日後納品かつ平日納品の組合せが最も安くなっており、その差額は110円又は100円となっていた。

2契約に基づく発炎筒の納品数は計2,974,075本（支払額計23億4570万余円）となっており、このうち最も安い2日後納品かつ平日納品は1,760,600本（59.1%）となっていた。一方、調達した発炎筒全体の4割以上に当たる残りの1,213,475本（40.8%）は、1本当たり30円から110円まで高くなる翌日納品又は休日納品となっていた（図表2参照）。

1(3)のとおり、発炎筒マニュアル等によれば、納期及び納品日の指定については、発炎筒の保管数量が使用予定数量に対して不足する場合には翌日納品により納品を依頼することができるとされている。しかし、このほかには明確に指定の条件が示されておらず、維持補修等業者が納期及び納品日を任意に指定して納品を依頼できる状況となっていた。また、維持補修等業者が翌日納品又は休日納品を指定していた理由について、首都会社は把握していなかった。維持補修等業者が翌日納品又は休日納品とした理由を確認したところ、使用する発炎筒が不足しないよう、早く納品できる翌日納品又は休日納品を指定したなどとしていたが、その必要性を具体的に確認できないものがほとんどとなっていた。

維持補修等業務の大半は、計画的に実施されている維持補修工事、清掃等の業務であり、緊急的に実施されるものもあるものの、発炎筒の使用予定数量及び使用時期が明確なものが大部分を占めている。このため、発炎筒の調達については、納期にある程度余裕を持って納品を依頼しても維持補修等業務に支障を生じさせることはないと考えられる。

そこで、燃焼時間等の種類別に、翌日納品により調達した1,131,900本については2日後納品により、休日納品により調達した122,300本については当該休日以降の直近の平日納品により調達したとした場合の各日の発炎筒の保管数量を次の算定式により試算し、各日の保管数量が各日の使用数量（計画的に実施された維持補修等業務における使用数量に、緊急的に実施された維持補修等業務における使用数量を加えたもの）を下回って維持補修等業務の実施に支障が生ずることはなかったかを確認した。

(算定式)

各日の保管数量（注）	＝	前日の保管数量	＋	2日後納品又は平日納品により調達したとした場合の納品数量

（注）各日の保管数量が各日の使用数量を下回ると、維持補修等業務の実施に支障が生ずることとなる。

その結果、翌日納品により調達したもののうち1,109,850本（98.0%）については2日後納品としても、また、休日納品により調達したもののうち109,650本（89.6%）については平日納品としても発炎筒の保管数量が使用数量を下回らなかった。このため、これらの純計1,180,225本（翌日納品又は休日納品により調達した1,213,475本の97.2%）については、翌日納品又は休日納品とする必要はなく、2日後納品又は平日納品としても維持補修等業務の実施に支障が生ずることはなか

ったと認められた（図表2参照）。

図表2　令和5、6両年度の発炎筒の納期及び納品日別の調達実績、本院の試算結果等

首都会社の調達実績

納期＼納品日	平日納品		休日納品		計	
2日後納品	1,760,600本	(59.1%)	81,575本	(2.7%)	1,842,175本	(61.9%)
翌日納品	1,091,175本	(36.6%)	40,725本	(1.3%)	1,131,900本	(38.0%)
計	2,851,775本	(95.8%)	122,300本	(4.1%)	2,974,075本	(100.0%)

翌日納品又は休日納品により調達したものの純計 1,213,475本（40.8%）

本院の試算過程

納期＼納品日	平日納品	休日納品	計
2日後納品	70,375本 ← 1,045,700本 ↑ 39,275本 × 23,425本 × 1,450本 ↑		1,109,850本 (98.0%) 注(2) ↑
翌日納品			
計	109,650本 (89.6%) 注(3) ← 23,425本 →		

検査の結果、より安価な納期又は納品日でも支障が生ずることはなかったと認められた発炎筒

翌日納品を2日後納品としても支障が生ずることはなかったと認められた本数

休日納品を平日納品としても支障が生ずることはなかったと認められた本数

の合計（計欄を除く。）

のうち2日後納品又は平日納品としても支障が生ずることはなかったと認められたものの純計 1,180,225本（97.2%） 注(4)

本院の試算結果

納期＼納品日	平日納品		休日納品		計	
2日後納品	2,915,950本	(98.0%)	36,075本	(1.2%)	2,952,025本	(99.2%)
翌日納品	22,050本	(0.7%)	0本	(0.0%)	22,050本	(0.7%)
計	2,938,000本	(98.7%)	36,075本	(1.2%)	2,974,075本	(100.0%)

注(1) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てている。
注(2) 割合の分母は翌日納品により調達したものの計1,131,900本
注(3) 割合の分母は休日納品により調達したものの計122,300本
注(4) 割合の分母は翌日納品又は休日納品により調達したものの純計1,213,475本

このように、首都会社において、発炎筒の調達における納期及び納品日の指定について、翌日納品又は休日納品とする必要がないものも翌日納品又は休日納品となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（節減できた支払額）

2契約に基づく発炎筒2,974,075本に係る支払額23億4570万余円について、前記の翌日納品又は休日納品により調達した1,180,225本を2日後納品又は平日納品とするなどして試算すると、計22億5428万余円となり、計9141万余円節減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、首都会社において、発炎筒の調達が経済的なものとなるよう、納期及び納品日の指定の条件についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、首都会社は、8年7月に発炎筒マニュアルを改正し、維持補修等業務において使用する発炎筒の調達に当たり、原則として、納期を2日後納品とし、納品日を平日納品とするとともに、翌日納品又は休日納品とする場合には納品依頼時に維持補修等業者から理由を確認することとして、同年8月から適用する処置を講じた。